

平成27年度補正予算
住宅省エネリノベーション促進事業費補助金

公募要領

平成28年3月

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

補助金の交付申請又は受給される皆様へ

一般社団法人 環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という)が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、SIIとしても厳正に補助金の執行を行うと共に、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

当事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)」をよくご理解の上、また以下の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

1. 補助金に関する全ての提出書類において、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
2. SIIから補助金の交付決定を通知する以前に、契約・工事着工した場合には、補助金の交付対象とはなりません。
3. 補助事業に係る資料(申請書類、SII発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類)は、補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む)の日の属する年度の終了後5年間は、いつでも閲覧に供せるよう保存してください。
4. 補助金で取得、又は効用の増加した財産(取得財産等)を、当該資産の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等についてSIIの承認を受けなければなりません。なおSIIは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
※処分制限期間とは、導入した機器等の法定耐用年数をいう。
※処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し又は担保に供することをいう。
※法定耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」に準ずる。
5. 偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、SIIとして、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
6. 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うと共に、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額をSIIに返還して頂きます(SIIは、当該金額をそのまま国庫に返納します)。
併せて、SIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ると共に当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
7. SIIは、交付決定後、採択分については、事業者名、事業概要等をSIIのホームページ等で公表することがあります(個人・個人事業主を除く)。
8. 補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号 最終改正:平成14年12月13日法律第152号)の第29条から第32条において刑事罰等を科す旨規定されています。予め補助金に関するそれらの規定を十分に理解した上で本事業への申請手続きを行うこととしてください。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

※一般社団法人 環境共創イニシアチブが執行する「住宅省エネリノベーション促進事業」は、経済産業省が定めた住宅省エネリノベーション促進事業交付要綱第3条に基づき、当法人に交付される国庫補助金から、高性能建材の市場拡大と価格の低減により既築の省エネ改修を促し、省エネを推進するため、省エネルギー性能の高い高性能建材等を用いた改修を行おうとする方に交付するものです。

INDEX

1 事業概要

1-1. 事業趣旨	5
1-2. 事業内容	
(1) 補助金名	5
(2) 事業規模	5
(3) 申請者の資格	5
(4) 事業の要件	6
(5) 補助対象となる製品	7
(6) 補助対象となる費用	8
(7) 補助率及び補助金の上限額	9
(8) スケジュール	9
(9) 事業スキーム	10
(10) 全体スケジュール	11

2 事業概要の補足

2-1. 申請可能な対象製品及び所有区分について	13
2-2. 戸建住宅及び集合住宅の改修	
(1) エネルギー計算について	14
(2) 改修済みガラス・窓・断熱材について	17
(3) 補助対象費用について	18
(4) 断熱改修及び設備機器を設置する際の注意事項	22

3 事業の実施

3-1. 事業スケジュール	24
3-2. 公募～交付決定	
(1) 事業の公募について	25
(2) 申請について	25
(3) リース事業者との共同申請について	25
(4) 支払い委託について	25
(5) クレジット契約を利用する場合(個別クレジット)について	25
(6) 利益等排除について	26
(7) 手続代行者について	26
(8) 審査・選考について	26
(9) 交付の決定について	27
3-3. 補助事業の開始～完了	
(1) 補助事業の開始について	27
(2) 補助事業の計画変更について	27
(3) 事業完了について	27
3-4. 実績報告～補助金支払い	
(1) 実績報告及び額の確定について	27
(2) 現地調査について	27
(3) 補助金支払いについて	28
(4) 事業成果の公表について	28
(5) 取得財産の管理等について	28
(6) 交付決定の取り消し、補助金の返還、罰則等について	28
3-5. その他注意事項	29

INDEX

4 申請の方法

4-1. 必要提出書類について	
(1) 提出書類一覧(戸建住宅及び集合住宅(個人)の申請)	31
(2) 各提出書類の内容(戸建住宅の申請)	32
(3) 各提出書類の内容(集合住宅(個人)の申請)	33
(4) 提出書類一覧(集合住宅(全体)の申請)	34
(5) 各提出書類の内容(集合住宅(全体)の申請)	35
4-2. 申請方法	36
4-3. 申請書提出期間及び提出先	
(1) 申請書提出期間	36
(2) 申請書提出先及び問合せ先	36

5 交付申請書及び添付書類の記入例

5-1. 戸建住宅の申請の場合	
(1) 提出書類チェックリスト	38
(2) 交付申請書(様式第1、1-2)	39
(3) 暴力団排除に関する誓約事項(別紙1、2)	41
(4) 実施計画書(定型様式1)	43
(5) 費用総括表(定型様式2)	45
(6) 費用明細書(定型様式3)	46
(7) 平面図・立面図の求積表記載例	50
(8) 個別エネルギー計算書(定型様式4)	54
(9) 交付要件等確認書(定型様式8)	56
5-2. 集合住宅(個人)の申請の場合	
(1) 提出書類チェックリスト	58
(2) 交付申請書(様式第1、1-2)	59
(3) 暴力団排除に関する誓約事項(別紙1、2)	61
(4) 実施計画書(定型様式1)	63
(5) 費用総括表(定型様式2)	65
(6) 費用明細書(定型様式3)	66
(7) 交付要件等確認書(定型様式8)	68
5-3. 集合住宅(全体)の申請の場合	
(1) 提出書類チェックリスト	70
(2) 交付申請書(様式第1、1-2)	71
(3) 暴力団排除に関する誓約事項(別紙1、2)	73
(4) 実施計画書(定型様式1)	75
(5) 費用総括表(定型様式2)	77
(6) 費用明細書(定型様式3)	78
(7) 住戸タイプ別 費用明細書(定型様式3-2)	79
(8) 交付要件等確認書(定型様式8)	80

6 参考資料

■ 住宅所在地地域区分	82
■ q 値・ m_c 値・ m_H 値算出計算書(定型様式5)	92
■ リース等料金計算書(定型様式6)	97
■ 個別クレジット契約による補助金に関する取決書(定型様式7)	98

1. 事業概要

1 事業概要

1-1 事業趣旨

本事業は、住宅の省エネ化を図るリノベーションを促進するために、既築住宅の所有者等による高性能な断熱材や窓等を用いた断熱改修を支援すると共に、戸建住宅においては、この断熱改修と同時にを行う高性能な家庭用設備（高効率給湯機等）の導入・改修支援も行うものである。

1-2 事業内容

一般社団法人 環境共創イニシアチブ（以下、「SII」という）が指定する要件で住宅の省エネ化を図るリノベーションを行う者に対して、その費用の一部を補助する。

(1) 補助金名

平成27年度補正予算 住宅省エネリノベーション促進事業費補助金

(2) 事業規模

- ・戸建住宅向け : 一次公募 約18億円
- ・集合住宅(個人)向け : 一次公募 約2億円
- ・集合住宅(全体)向け : 一次公募 約60億円

(注1) ただし、戸建住宅、集合住宅(個人)・集合住宅(全体)（各区分については下表参照）の申請状況に応じて、それぞれの予算額の増減を行う場合がある。
(注2) 二次公募の事業規模は未定。

(3) 申請者の資格

下記①～④いずれかに該当する者で、申請要件を全て満たす場合に限り対象とする。
ただし、「別紙1 暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に反して行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。また、同一人が複数物件の申請をすることは認めない(共同申請者はこの限りではない)。

	申請者	住宅区分	申請要件
①	個人の所有者	戸建住宅	A. 申請者が常時居住する住宅であること(住民票に示す人物と同一であること)。 B. 専用住宅であること(店舗等と居住部分が同一住宅の場合、エネルギー(電気・ガス等)を分けて管理できていること。及び断熱工事においても区分されていること)。 C. 申請時に申請者自身が所有していること(登記事項証明書の提出を求める場合がある)。
		集合住宅(個人) [分譲]	
②	管理組合等の代表者	集合住宅(全体) [分譲]	A. 原則、当該集合住宅の全戸を改修すること。 B. 原則、改修する住戸に常時居住する住民がいること。
③	個人・法人の所有者	戸建住宅 [賃貸・社宅等]	A. 申請者が当該建物を1棟全て所有していること。区分所有の場合は不可とする。ただし集合住宅の場合、改修箇所は1戸からでも可とする。
		集合住宅(全体) [賃貸・社宅等]	
④	所有を予定している個人 ※法人の場合は不可とする。	戸建住宅 [転売物件]	A. 申請者は転売物件を購入後の所有者とし、交付申請時には、売買契約が締結されていること(交付申請時に住民票が移されていない場合は、売買契約書により居住予定者であることが確認出来ること)。 ただし、当該契約内で断熱改修工事に係る契約が含まれていた場合は事前契約とみなし、補助対象外とする。 B. 「補助事業実績報告書」提出時に、当該住宅住所の住民票が提出出来ること。
		集合住宅(個人) [転売物件]	

(注1) リース事業者等との共同申請を認める。ただし、原則、補助対象となる一連の工事全てがリース対象として、一括で契約されていること(詳細はP25参照)。
(注2) 申請する住宅の所有権が複数名に存在する場合は、所有者全員の連名で申請すること。
ただし、管理組合等の代表者が申請者の場合はこの限りではない。

(4) 事業の要件

以下の要件を全て満たす事業を対象とする。

- ① 既築住宅等※1の改修において、原則、SIIに登録された高性能建材(ガラス・窓・断熱材)を導入し、住宅全体の一次エネルギー消費量の15%以上の削減が見込まれること。
- ② 改修によるエネルギー計算結果は、「エネルギー計算結果早見表(P15～16参照)」に従うこと。
- ③ ②以外で改修を行う場合は、SIIに認められた計算式に則り、個別に住宅全体の一次エネルギー消費量の15%以上の削減が見込まれる計算書を添付し、申請すること。
- ④ **交付決定通知日以降に契約・工事着工すること。**
- ⑤ 補助事業に係る工事は、補助事業の「交付決定通知書」※2に記載する交付決定通知日以降に契約・着工(工事着手)すること。交付決定通知日より前に契約・着工した場合は、事前契約・着工とみなし、これを認めない。また、工事契約の中で本事業に係る断熱改修工事以外の工事(対象外工事)を含む場合も一連の工事と判断し、対象外工事の部分であっても事前契約・着工をした場合は、原則これを認めない。
- ⑥ 導入・改修する対象製品※3の性能が損なわれないように、適切に施工されていることが確認出来ること。※4
- ⑦ 事業完了日から起算して30日以内又は平成29年1月16日(月)のいずれか早い日までに、「補助事業実績報告書」を必ず提出すること。
なお、事業完了日は、申請内容に係る一連の工事が完了した日もしくは補助対象工事を含む一連の工事の支払いが完了した日(領収書の日付)のいずれか遅い日とする。「補助事業実績報告書」の提出期日に遅れた場合は、補助事業への申請を取り下げたものとみなすので注意すること。
- ⑧ 個人の申請者が、集合住宅[分譲]の区分所有法で共用部とみなされている窓等を改修する場合は、当該集合住宅の管理規約等で、申請者が共用部の改修を行うことを認められていること。
- ⑨ 管理組合等が集合住宅の改修を行う場合、原則全住戸の改修と共に非住戸部※5の改修を行うことも可とする。ただし、非住戸部※5のみの改修は不可とする。
- ⑩ 管理組合等が集合住宅の改修を行う場合、対象製品を用いた改修の意思決定が、平成27年12月18日以降であることが議事録等で確認出来ること。
ただし、改修の意思決定が平成27年12月18日以前であっても、補助制度の活用を前提とする改修の意思決定が行われている場合は、この限りでは無い。

※1 新築及び、オフィス、ホテル等の業務用建築物は補助対象外とする。

※2 SIIは「交付申請書」を受付後、その内容が適切であると認められる者に対し、交付決定を行う。申請者は、交付決定通知日以降、速やかに工事に着手すること。

・「交付決定通知書」は補助金額を決定するものではない。

・交付の決定については、文書にて申請者に通知する。

※3 次頁の「(5) 補助対象となる製品」のことを言う。

なお、高効率給湯機を除き対象製品一覧はSIIホームページ(<http://sii.or.jp/renovation27r/>)に公表する。

※4 現場吹込み、現場吹付け断熱材にあっては、予めSIIに登録されたメーカーが指定する施工会社にて施工すること。

※5 エントランス、ロビー、ゲストルーム、集会所、管理人室等をいう。ただし、倉庫や駐車場等は補助対象外とする。

(注1) 申請書類に不備・不足がある場合は原則、申請を受理しないので注意すること。

(5) 補助対象となる製品

- ・住宅の省エネルギー改修(省エネリノベーション)に有効な高性能建材・設備としてSIIの定める要件※1を満たした製品であること。
- ・未使用品であること。

■ 対象製品一覧

対象製品		SII登録型番の有無
高性能建材	ガラス	有り
	窓	
	断熱材	
高性能設備	蓄電システム	無し
	高効率給湯機	

※1 要件については「対象製品の公募要領」を参照。

■ 高効率給湯機の要件

- ① 電気ヒートポンプ給湯機(エコキュート)
JIS C 9220に定める年間給湯保温効率又は年間給湯効率が3.0以上であること。
ただし、寒冷地(1・2・3地域)の場合は2.7以上であること。
- ② 潜熱回収型ガス給湯機(エコジョーズ)
エネルギー消費効率が94%以上(暖房給湯兼用機にあつては93%以上)であること。
- ③ 潜熱回収型石油給湯機(エコフィール)
エネルギー消費効率が94%以上(暖房給湯兼用機にあつては93%以上)であること。
- ④ ガスエンジン給湯機(エコウィル)
ガス発電ユニットのJIS B 8122に定める発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準(LHV基準)で80%以上であること。
- ⑤ ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機(ハイブリッド給湯機)
熱源設備は電気式ヒートポンプと潜熱回収型ガス機器と併用するシステムで、貯湯タンクを持つものであり、電気式ヒートポンプの効率が中間期(電気ヒートポンプのJIS基準に定める中間期)のCOPが4.7以上かつ、ガス機器の給湯部熱効率が95%以上であること。

(6) 補助対象となる費用

① 費用区分

補助金交付の対象となる費用は、次のA・Bに該当するものとする。

A. 材料費

対象製品の購入費用。

(注1) 高性能設備(蓄電システム・高効率給湯機)は戸建住宅の断熱改修と同時に導入・改修する場合のみ補助対象とし、設備単体での導入・改修及び集合住宅に導入・改修する場合は補助対象外とする。

B. 工事費

対象製品の設置取付と一体不可分の工事費用(一部補助対象外となる場合もある)。

(注2) 交付申請書に添付された見積書に値引きを計上している場合は、見積費用全体に係るものとみなし、補助対象費用にも按分にて値引きされているものとして取り扱う。

(注3) 対象製品ごとの詳細についてはP18を参照。

② 補助対象費用の算定等

補助対象費用は、材料・工事費共に本補助事業と類似の事業において同程度の規模、性能等を有すると認められるものの市場流通価格等を基に適切に算定すること。

(注4) 申請者本人又は本人と利害を一にする者が、補助対象製品の調達及び工事等に係る場合は、該当する者の利益相当分を排除した額を補助対象費用とすること。

③ 他の補助事業との調整

補助対象費用には、国からの他の補助金(負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号の掲げる資金を含む)の対象費用が含まれないこと。

国からの他の補助事業に申請している、又は申請する予定の場合は、実施計画書にその補助事業名及び補助対象について必ず記入すること。国からの他の補助金を重複受給した場合は、不正行為とみなし、当該補助金に係る確定の取り消しを行うと共に、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額を返還することになるので注意すること。

④ 補助対象費用、補助対象外費用の両方を含む経費

補助対象費用、補助対象外費用の両方を含む材料費、工事費(運送・搬入費、仮設足場費、電気配線工事費等)は、補助対象外を除外した補助対象の材料、工事に要する経費部分のみを補助対象費用とする。

補助対象外の除外分を合理的な方法で算出したい場合は、費用按分も可とする。

(7) 補助率及び補助金の上限額

以下の補助率又は補助金の上限額のいずれか低い金額とする。

対象製品	補助率	補助金の上限額
高性能建材 (ガラス・窓・断熱材)	補助対象費用の1／3以内	150万円／1戸※1
蓄電システム	定額 5万円／kWh	補助対象費用の1／3又は50万円の いずれか低い金額
高効率給湯機	補助対象費用の1／3以内	15万円

※1 集合住宅の全戸改修においても適用とする(例えば、集合住宅50戸を改修する場合は、150万円×50戸が上限額となる)。共用部である非住戸部を改修する場合は、当該非住戸部のロビー、集会所、管理人室等を合わせて、上限額は150万円とする。

(注1) ただし、高性能設備(蓄電システム・高効率給湯機)の導入・改修に係る補助金額の合計は、高性能建材を活用した改修に係る補助金額の合計以下とする。

(8) スケジュール

① 補助事業申請(一般公募)

＜戸建住宅・集合住宅(個人)の場合＞

申請期間(一次公募)：平成28年3月31日(木)～平成28年6月9日(木) 17:00必着のこと

申請期間(二次公募)：平成28年6月中旬～平成28年8月下旬 (予定)

＜集合住宅(全体)の場合＞

申請期間(一次公募)：平成28年3月31日(木)～平成28年4月28日(木) 17:00必着のこと

申請期間(二次公募)：平成28年6月中旬～平成28年6月下旬 (予定)

② 交付申請書の審査・選考については、以下の通りとする。

・戸建住宅向け ・集合住宅(個人)向け	到着順に審査を行う。補助事業申請の合計額が事業規模に達した場合、補助事業申請期間内であっても事業規模に達した日の前日をもって公募を終了し、事業規模に達した日以降に到着した申請分は原則受け付けないので、十分注意すること。
集合住宅(全体)向け	到着順とはせず、申請期間内に到着した申請分は、要件の不適合、書類の不備等がない限り全て審査・選考対象とし、審査委員会において審査・選考を行い、省エネルギー当たりの事業単価及び事業規模が小さい、上位のものから順に採択する。

③ 「補助事業実績報告書」提出期限

戸建住宅・集合住宅(個人)・集合住宅(全体)共に以下の通りとする。

提出期限：事業完了日から起算して30日以内又は平成29年1月16日(月)のいずれか早い日
17:00必着のこと

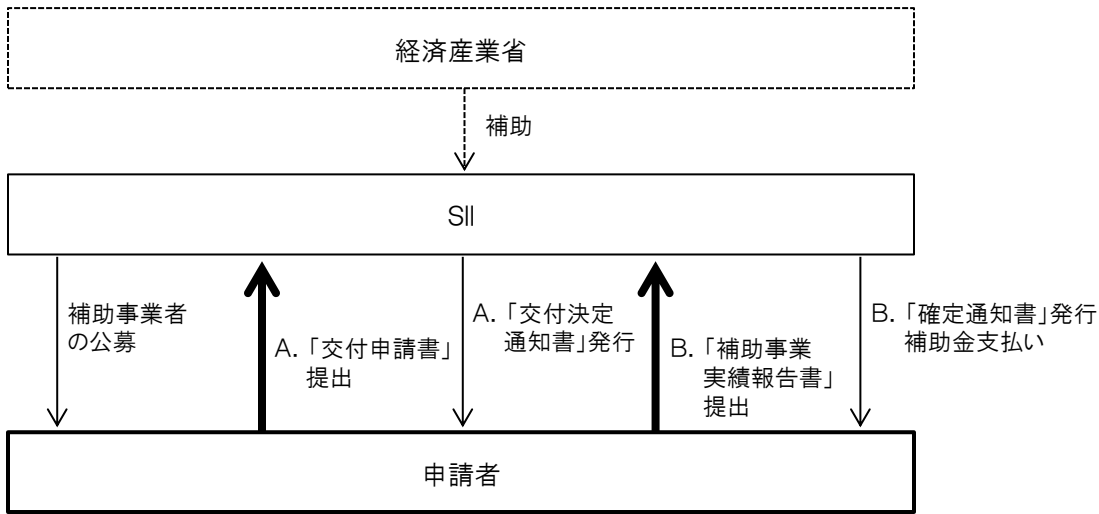
(注1) 交付決定通知日より前に契約・工事着工した場合は、事前契約・着工とみなし補助対象外とする。

(注2) 二次公募のスケジュールは、決まり次第SIIホームページで公表する。

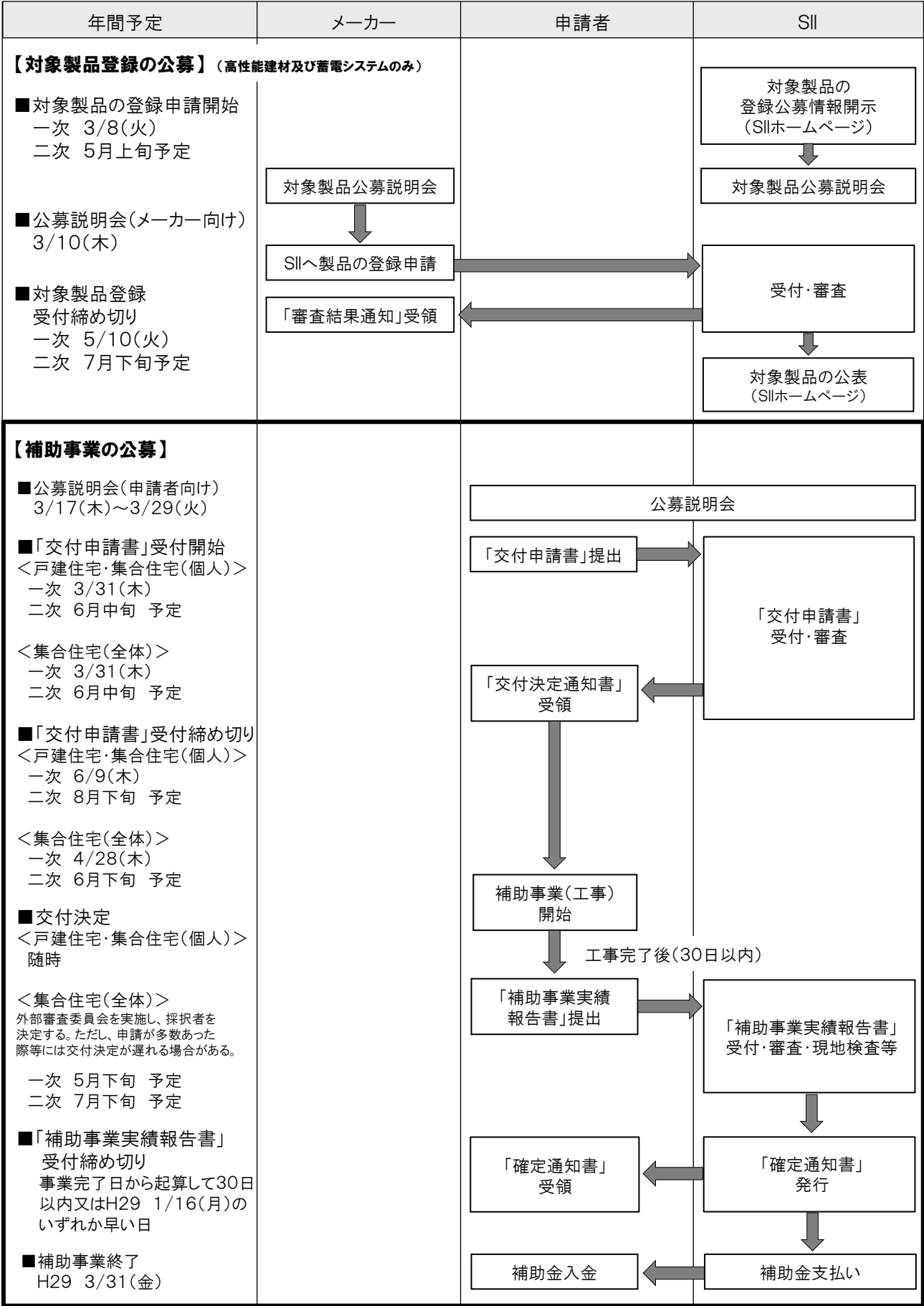
(9) 事業スキーム

■ 補助事業申請のスキーム

- A. 申請者は、「交付申請書」をSIIに提出する。
- ・SIIは「交付申請書」を受け付け、審査し適切であると認められる申請者に対し、「交付決定通知書」を発行する。
- B. 「交付決定通知書」を受領した申請者は、速やかに契約・工事を行い工事完了後「補助事業実績報告書」をSIIに提出する。
- ・SIIは「補助事業実績報告書」を受け付け、審査し適切であると認められる申請者に対し、「確定通知書」を発行し、補助金の支払いを行う。



(10) 全体スケジュール



2. 事業概要の補足

2 事業概要の補足

2-1 申請可能な対象製品及び所有区分について

本事業に申請が可能な対象製品及び所有区分についてはそれぞれ以下の通りとする。

申請者※1	住宅区分	改修戸数	所有区分	対象製品の区別	
				高性能建材 (ガラス・窓・断熱材)※2	高性能設備 (蓄電システム・高効率給湯機)
個人の所有者 (転売物件を購入した 所有者も含む)	戸建住宅	1戸		○	○
	集合住宅 [分譲]	1戸	専有部	○	×
			共用部※3	○※3	
管理組合等の 代表者※5・6	集合住宅 [分譲]	全戸	共用部※4	○※4	×
個人・法人の 所有者※6	戸建住宅 [賃貸・社宅等]	1戸		○	○
	集合住宅 [賃貸・社宅等]	1戸～全戸		○	×

- ※1 リース事業者等との共同申請を認める。ただし、原則、補助対象となる一連の工事全てがリース対象として一括で契約されていること(詳細はP25参照)。
申請する住宅の所有権が複数名に存在する場合は、所有者全員の連名で申請すること。ただし、管理組合等の代表者が申請者の場合はこの限りではない。
- ※2 窓及び断熱材を改修する場合は、原則、外皮部分のみ補助対象とする。
真空断熱材等の特殊な材料、工法等を用いて断熱改修をする場合は、交付申請書を提出する前にSIIに相談すること。
- ※3 当該集合住宅の管理規約等で、申請者が共用部の改修を行うことを認められている場合のみ。
- ※4 管理規約等で共用部であることが確認できること。内窓・断熱材を用いて改修する場合は特に注意すること。
- ※5 管理組合等の代表者は、対象となる改修について、当該集合住宅の管理組合総会での承認決議を得ること。
- ※6 原則全住戸の改修と共に非住戸部の改修を行うことも可とする。
ただし、非住戸部のみの改修は不可とする。非住戸部は、エントランス、ロビー、ゲストルーム、集会所、管理人室等をいう(倉庫や駐車場等は補助対象外とする)。

2-2 戸建住宅及び集合住宅の改修

(1) エネルギー計算について

事業の実施にあたっては、前提として以下の要件を満たすものとする。

- ・住宅全体の一次エネルギー消費量の15%以上の削減が見込まれること。
- ・高性能ガラスは、熱貫流率(U値)2.33 W/(㎡・K)以下のSIIに登録されたものであること。
なお、以下の通り、ガラス中央部の熱貫流率による分類を設け区分する。
Aグレード:U値1.50以上、2.33以下のもの
Sグレード:U値1.50未満のもの
- ・高性能窓は、熱貫流率(U値)2.33 W/(㎡・K)以下のSIIに登録されたものであること(ただし、1部位改修の場合は内窓は補助対象外とする)。
- ・高性能断熱材は、熱伝導率(λ値)0.041W/(m・K)以下(ただし、2部位以上の組合せによる天井断熱工事に用いる吹込み断熱材はR値=2.7㎡・K/W以上とする)のSIIに登録されたものを用い、「表1 部位別の高性能建材の性能値一覧」に記載の熱抵抗(R値)を満足すること(重ね貼りも可とする)。

※本値は、本事業の適用判断のために用いるものであり、省エネ法に基づく性能値を保証しているものではないことに留意すること。
(以降、熱貫流率=U値、熱伝導率=λ値、熱抵抗=R値と表記、単位省略)

(注1) 高性能設備による一次エネルギー消費量の増減は原則考慮しない。
ただし、個別の計算等の場合は、考慮してもよいこととする。

① 戸建住宅の改修におけるエネルギー計算

- ・対象製品の各部位への導入組合せは、P15の「表2 エネルギー計算結果早見表(戸建住宅)」を参照のこと。
- ・窓の改修工法は、外窓の交換、内窓の取り付け、ガラスの交換(ガラス交換、カバー工法、建具交換)とする。
- ・窓及び断熱材を改修する場合は、原則、外皮部分のみ補助対象とする。
真空断熱材等の特殊な材料、工法等を用いて断熱改修をする場合は、交付申請書を提出する前にSIIに相談すること。
- ・床※1を改修する場合は、浴室及び玄関等の土間床は、改修しなくてもよい。
- ・換気小窓※2、300×200mm以下のガラスを用いた窓及び換気を目的としたジャロジー窓等については改修を要件としない。ただし、対象製品を用いた改修を行う場合は補助対象としてもよい。
- ・窓及びガラスの交換を改修対象部位とした場合も、テラスドア、勝手口ドアについては改修を要件としない。
ただし、ドアに組み込まれたガラスの面積がドア面積の50%以上である場合で対象製品を用いた改修を行う場合は補助対象としてもよい。
- ・居間又は主たる居室を中心に改修すること。
- ・天井を改修する場合は、屋根の直下の天井、及び外気に接する天井の全てを改修すること。
ただし、バルコニー、下屋等の改修が困難な場合は、天井全体の面積の15%を限度として改修しなくてもよい。
- ・改修する床面積合計の延べ床面積に占める割合(以下「改修率」という)がP15の「表2 エネルギー計算結果早見表(戸建住宅)」に記載の割合以上であること。非居室を含んでもよい。

※1 床とは、外気に接する床(張出し床、ガレージ上等)及びその他の床をいう。
※2 障子に組み込まれ、障子を閉めた状態で換気を行うことが出来る小窓をいう。

表1 部位別の高性能建材の性能値一覧

天井		外壁	床	外窓・内窓	ガラスの交換	
1～3地域	4～8地域				Sグレード	Aグレード
R値=5.4以上	R値=2.7以上	R値=2.7以上	R値=2.2以上	U値=2.33以下	U値=1.50未満	U値=1.50以上、2.33以下

表2 エネルギー計算結果早見表(戸建住宅)

- ・表中の部位別組合せ番号で地域区分ごとに○及び「30%以上」「40%以上」「50%以上」「70%以上」「100%」と記載の組合せは、それぞれ記載の改修率を要件とし、一次エネルギー削減率の計算結果の提出を不要とする。
- ・1件の申請で[外窓]・[内窓]・[ガラスの交換 Sグレード]・[ガラスの交換 Aグレード]が混在する場合は、以下の優先順位で組合せ番号を適用すること。
[ガラスの交換 Aグレード] > [ガラスの交換 Sグレード] > [外窓・内窓]
- ・P43の「実施計画書 4. エネルギー計算」の「早見表を使用する」にチェックをし、該当番号を記入すること。

○…改修率25%以上

断熱 部位数	組合せ 番号	天井	外壁	床	外窓・内窓	ガラスの交換 (ガラス交換・カバー工法・建具交換)		地域区分							
						Sグレード	Aグレード	1	2	3	4	5	6	7	8
4部位	1-1	天井	外壁	床	外窓・内窓			○	○	○	○	○	○	50%以上	個 別 の 計 算
	1-2	天井	外壁	床		Sグレード		○	○	○	○	○	○	50%以上	
	1-3	天井	外壁	床			Aグレード	○	○	○	○	○	○	50%以上	
3部位	2-1	天井	外壁		外窓・内窓			○	○	○	○	○	○	70%以上	
	2-2	天井	外壁			Sグレード		○	○	○	○	○	○	70%以上	
	2-3	天井	外壁				Aグレード	○	○	○	○	○	○	70%以上	
	3	天井	外壁	床				○	○	○	○	○	○	100%	
	4-1		外壁	床	外窓・内窓			○	○	30%以上	30%以上	30%以上	40%以上	100%	
	4-2		外壁	床		Sグレード		○	○	30%以上	30%以上	40%以上	40%以上		
	4-3		外壁	床			Aグレード	○	○	30%以上	40%以上	40%以上	40%以上		
	5-1	天井		床	外窓・内窓			○	○	○	○	○	○	100%	
	5-2	天井		床		Sグレード		○	○	○	○	○	○	100%	
	5-3	天井		床			Aグレード	○	○	○	○	○	○	100%	
2部位	6	天井	外壁					○	○	○	○	○	○	100%	
	7	天井		床				○	○	○	○	○	○		
	8-1	天井			外窓・内窓			○	○	○	○	○	○		
	8-2	天井				Sグレード		○	○	○	○	○	○		
	8-3	天井					Aグレード	○	○	○	○	○	○		
	9-1		外壁		外窓・内窓			40%以上	40%以上	40%以上	50%以上	50%以上	50%以上		
	9-2		外壁			Sグレード		40%以上	40%以上	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上		
	9-3		外壁				Aグレード	40%以上	40%以上	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上		
	10		外壁	床				40%以上	40%以上	40%以上	40%以上	50%以上	50%以上		
	11-1			床	外窓・内窓			40%以上	40%以上	50%以上	50%以上	70%以上	70%以上		
	11-2			床		Sグレード		50%以上	50%以上	70%以上	70%以上	70%以上	100%		
	11-3			床			Aグレード	50%以上	50%以上	70%以上	70%以上	100%	100%		
1部位	12	天井※1						○	○	○	○	○	○		
	13		外壁					70%以上	70%以上	70%以上	100%	100%	100%		
	14-1				外窓※2			100%	70%以上						

< 計算条件 >
「住宅事業建築主の判断基準のモデルプラン(2階建て、延べ床面積120.07㎡)」をベースに、対象エリアにて各対象部位を全て「住宅性能表示制度省エネ等級1仕様」から「R値＝2.2、2.7、5.4の断熱材・U値＝2.33の窓・U値＝2.33、1.50のガラス」に改修した条件で、算定用WEBプログラムを用いて「平成25年基準」にてシミュレーション(設備等は一般的なものを想定)し、その結果に基づいて、住宅全体の一次エネルギー消費量の削減率が15%以上となった組合せで構成している。

※1 組合せ番号12の天井1部位を改修する場合、熱伝導率(λ値)0.041W/(m・K)以下の対象製品による改修を行うこと。

※2 組合せ番号14-1の窓1部位を改修する場合は、外窓のみで改修を行うこと(内窓は不可とする)。

② 集合住宅の改修におけるエネルギー計算

個人及び管理組合等による申請は以下の要件を満たすこと。
また、管理組合等が非住戸部※1を改修する場合も同様の要件を満たすこと。

- ・窓全部の改修とする。
- ・窓の改修工法は、ガラスの交換（ガラス交換、カバー工法、建具交換）、外窓の交換、内窓の取り付けとする。
ただし、換気小窓※2、300×200mm以下のガラスを用いた窓及び換気を目的としたジャロジー窓等については改修を要件としない。ただし、対象製品を用いた改修を行う場合は補助対象としてもよい。

※1 原則全住戸の改修と共に非住戸部の改修を行うことも可とする。
ただし、非住戸部のみの改修は不可とする。非住戸部は、エントランス、ロビー、ゲストルーム、集会所、管理人室等をいう（倉庫や駐車場等は補助対象外とする）。

※2 障子に組み込まれ、障子を閉めた状態で換気を行うことが出来る小窓をいう。

表3 エネルギー計算結果早見表（集合住宅）

部位	地域区分							
	1	2	3	4	5	6	7	8
外窓・内窓 ガラスの交換	○	○	○	○	○	○	個別の計算	

<計算条件>
代表的な一般住宅（集合住宅、延べ床面積54.37㎡）において、対象エリアにて窓のガラスを全て「住宅性能表示制度省エネ等級1仕様の窓」から「U値＝2.33のガラスを使用した窓」に改修するとして、算定用WEBプログラムを用いて「平成25年基準」にてシミュレーション（設備等は一般的なものを想定）し、その結果に基づいて、住宅全体の一次エネルギー消費量の削減率15%以上となった組合せで構成している。

- （注1）管理組合等が「内窓」を改修する場合は、当該部分が共用部であることが確認出来ること。
- （注2）窓及び断熱材を改修する場合は、原則、外皮部分のみ補助対象とする。
真空断熱材等の特殊な材料、工法等を用いて断熱改修をする場合は、交付申請書を提出する前にSIIに相談すること。
- （注3）建物全体の屋根、外壁、床等の共用部の断熱材を改修する場合は、当該集合住宅の全一次エネルギー消費量の15%以上の削減が見込まれることを、申請時に個別のエネルギー削減計算書を添付し証明すること。

■ 個別の計算について

エネルギー計算結果早見表の「個別の計算」欄に該当する場合及び、改修率を満たさない場合は、個別に住宅全体の一次エネルギー消費量の15%以上の削減が見込まれることを証明出来る以下の計算書を添付して申請すること。

- ・個別エネルギー計算書（自由書式又は定型様式4）
- ・「住宅・住戸の省エネルギー性能の判定プログラム」により改修前後の設計一次エネルギー消費量を計算した計算結果票
- ・平成25年改正省エネルギー基準による外皮性能（q値、m_C値、m_H値）を算出した計算書（自由書式又は定型様式5）。

※平成25年改正省エネルギー基準（平成25年経済産業省・国土交通省告示第1号）をもとに行うこと。
「平成25年改正省エネルギー基準」に関する詳細は、「住宅・建築物の省エネルギー基準及び低炭素建築物の認定基準に関する技術情報（独立行政法人 建築研究所）」のホームページで公開される「一次エネルギー消費量算定用WEBプログラム解説（住宅編）」を参照。
<解説> http://www.kenken.go.jp/becc/documents/house/TechnicalRep/Manual_House_20130711.pdf
<設計一次エネルギー消費量算定方法> <http://www.kenken.go.jp/becc/house.html>

※戸建住宅に限り、本事業の対象製品の要件を満たす高効率給湯機の導入・改修を高性能建材を用いた改修と同時に行う場合は、計算条件としてもよい。導入・改修する機種のパフォーマンスが分かるカタログ等の写しを添付すること。

※エアコンディショナー等の導入・改修を、高性能建材を用いた改修と同時に行う場合は、計算条件とすることを認める。
ただし、導入・改修するエアコンディショナーはエネルギー消費効率が建築研究所のホームページで公開されているエネルギー消費効率の区分（い）を満たす機種に限る。エアコンディショナー等は補助対象外とする。
導入・改修する機種のパフォーマンスが分かるカタログ等の写しを添付すること。

- ・集合住宅(全体)の「個別の計算」については、以下の計算を行うこと。
原則、全住戸のそれぞれの断熱改修前の設計一次エネルギー消費量(E_1)、断熱改修前・後の空調設備設計一次エネルギー消費量(AE_1 、 AE_2)を求め、以下の式により算出。

$$\text{全住戸の一次エネルギー消費量の削減率(\%)} = \frac{\Sigma AE_1 - \Sigma AE_2}{\Sigma E_1} \times 100$$

※小数点以下第2位を四捨五入

- ・ただし、以下の手順による略式計算も可とする。
＜略式計算の例(5階建ての4住戸／階の集合住宅の場合)＞

a5	b5	c5	d5
a4	b4	c4	d4
a3	b3	c3	d3
a2	b2	c2	d2
a1	b1	c1	d1

※住戸タイプa2～a4は同じ設計一次エネルギー消費量としてよい(b2～b4、c2～c4、d2～d4も同様)。

E_{1an} : 断熱改修前のa住戸タイプn階住戸の設計一次エネルギー消費量(GJ／年)
 AE_{1an} : 断熱改修前のa住戸タイプn階住戸の空調設備設計一次エネルギー消費量(GJ／年)
 AE_{2an} : 断熱改修後のa住戸タイプn階住戸の空調設備設計一次エネルギー消費量(GJ／年)

$$\Sigma E_1 = \Sigma_{n=1}^5 (E_{1an} + E_{1bn} + E_{1cn} + E_{1dn}) = E_{1a1} + E_{1a2} \times 3 + E_{1a5} + E_{1b1} + E_{1b2} \times 3 + E_{1b5} \dots\dots$$

$$\Sigma AE_1 = \Sigma_{n=1}^5 (AE_{1an} + AE_{1bn} + AE_{1cn} + AE_{1dn}) = AE_{1a1} + AE_{1a2} \times 3 + AE_{1a5} + AE_{1b1} + AE_{1b2} \times 3 + AE_{1b5} \dots\dots$$

$$\Sigma AE_2 = \Sigma_{n=1}^5 (AE_{2an} + AE_{2bn} + AE_{2cn} + AE_{2dn}) = AE_{2a1} + AE_{2a2} \times 3 + AE_{2a5} + AE_{2b1} + AE_{2b2} \times 3 + AE_{2b5} \dots\dots$$

※非住戸部を含めて申請する場合、非住戸部については非住宅建築物に関する平成25年改正省エネルギー基準に係る一次エネルギー消費量の計算プログラムを使用すること。

(2) 改修済みガラス・窓・断熱材について

申請する既築住宅等に、交付申請時に既に取り付けてある高性能建材(ガラス・窓・断熱材)が、平成27年度補正予算 住宅省エネリノベーション促進事業費補助金に登録されている製品である場合、以下の条件を満たすことで、その部分の改修は要件としないこととする。
ただし、既に取り付けてある高性能建材に係る費用については補助対象外とする。

以下の書類を全て提出すること(「交付申請書」提出の際に添付すること)。

- ・建築士による証明書の原本
 ※本事業の登録製品名、登録型番と同一である旨を記載し、建築士登録番号及び建築士の氏名、捺印をした証明書(書式自由)。
- ・建築士免許のコピー
- ・該当する高性能建材の出荷証明書又は施工証明書等のコピー
- ・該当する高性能建材のカタログのコピー
- ・該当する高性能建材を示した平面図・立面図のコピー
- ・該当する高性能建材の現況写真

(3) 補助対象費用について

① 補助対象費用の範囲

P8「(6) 補助対象となる費用 ①費用区分」に準拠し、詳細は以下の通りとする。

		高性能建材	高性能設備	
			蓄電システム	高効率給湯機
補助対象費用	材料費	登録された製品の購入費用 1. ガラス 2. 窓 3. 断熱材	登録された製品の購入費用 蓄電システム ①蓄電池部 （リチウムイオン蓄電池） ②電力変換装置 （インバータ、コンバータ、 パワーコンディショナ等） ③蓄電システム制御装置 ④計測・表示装置 ⑤キュービクル	補助対象となる機器と、その設置に必要な付属機器・建築材料等の購入・据付に要する費用 ＊高効率給湯機の補助対象範囲はP19を参照。 ＊工事費は設備設置と一体不可分の工事に限る。 ＊補助対象となる機器の一部であっても、省エネルギーに寄与しない部位とそれに関する工事は補助対象外とする。
	工事費	対象製品の設置取付と一体不可分の工事費用 1. 窓交換・断熱改修に伴う撤去・復旧工事費 2. 運送・搬入費 3. 対象製品設置取付費 4. 養生費 等 対象製品の設置取付と一体不可分の対象製品以外の材料費 ＜天井・外壁・床＞ ・断熱改修に必要な石膏ボード、パーティクルボード、合板等の材料費と取付費等 ＜窓＞ ・高性能窓、ガラスの取付に必要な費用（ガラス、窓改修に必要な額縁、ふかし枠等）	対象製品の設置取付と一体不可分の工事費用 1. 対象製品設置基礎工事費 2. 対象製品据付工事費 3. 電気配線工事費 4. 計測・表示装置据付工事費等 ＊蓄電システムに必要な接続端子までを補助対象とする ＊対象工事項目であっても、他の工事と切り分けられない場合は補助対象外とする。	
補助対象外費用		・給排水、電気等の設備工事費及び対象製品以外の設備機器等の購入費用 ・クロス、外壁サイディング、フローリング等の仕上げ材 ・網戸、雨戸等の窓付属部材	・再生エネルギー発電設備等対象製品以外の工事費 ・既存品撤去工事費 ・運送・搬入費 ・試験調整費 ・エネルギー供給事業者への申請費	・給湯工事における給湯配管、給水配管、風呂追い炊き配管、ガス配管工事に要する費用（給湯機本体への接続工事、ガス管への接続工事は除く） ・既存品撤去工事費 ・試運転調整費
		・諸経費、設計費、書類等の対象製品以外の送料、交通費、廃材処分費、管理費、調査費、消費税及び地方消費税、法定外福利費 等		

(注1) 判別がつかない費目がある場合は交付申請書を提出する前にSIIに相談すること。

②補助対象費用の計算

補助対象費用の計算は、申請時にSIIへ提出する工事見積書に基づき費用明細書に記入された、補助対象費用を算定する。ただし、P21・22の「表4・5 上限単価表」より算出された「算定上限金額」と、「見積書より算出した補助対象費用（費用明細書）」のいずれか低い額を補助対象費用とする。また、高性能設備（蓄電システム・高効率給湯機）の導入・改修に係る補助金額の合計は、高性能建材を活用した改修に係る補助金額の合計以下とする。

真空断熱材等の特殊な材料、工法等を用いて断熱改修をする場合は、交付申請書を提出する前にSIIに相談すること。

■計算方法の詳細

＜戸建住宅の高性能建材の場合＞

- ① 見積書より算出した高性能建材の補助対象費用 = ○○○○円……(い)
- ② 算定上限金額の算出 = 該当床面積^{※1} × 該当上限単価^{※2} = △△△△円……(ろ)
- ③ (い), (ろ)いずれか低い額の1/3^{※3} = ●●●●円……(は)
- ④ 高性能建材の補助金の上限額^{※3} = 150万円……(に)

⑤ 高性能建材の申請予定額 = (は), (に)いずれか低い額 = ●●●●円……(ほ)

※1 該当床面積とは、断熱改修をする部分の床面積をいい、「実施計画書(1/2)」に記載した面積をいう。
100%の改修であれば延べ床面積。

※2 該当上限単価とは、該当する改修部位の組合せ番号によりP21の表4から求める。

※3 高性能建材の補助率及び上限額はP9「(7) 補助率及び補助金の上限額」を参照。

＜蓄電システムの場合(戸建住宅のみ)＞

- ① 補助率 定額5万円/kWh^{※4} = ○○○○円……(へ)
- ② 見積書より算出した蓄電システムの補助対象費用の1/3^{※4} = △△△△円……(と)
- ③ 蓄電システムの補助金の上限額^{※4} = 50万円……(ち)
- ④ (へ), (と), (ち)いずれか低い額 = ○○○○円……(り)
- ⑤ 高性能建材の補助対象費用(上記(ほ)) = ●●●●円……(ほ)

⑥ 蓄電システムの申請予定額 = (り), (ほ)いずれか低い額 = ○○○○円……(ぬ)

※4 蓄電システムの補助率及び上限額はP9「(7) 補助率及び補助金の上限額」を参照。

＜高効率給湯機の場合(戸建住宅のみ)＞

- ① 見積書より算出した高効率給湯機の補助対象費用の1/3^{※5} = △△△△円……(る)
- ② 高効率給湯機の補助金の上限額^{※5} = 15万円……(を)
- ③ (る), (を)いずれか低い額の合計 = ○○○○円……(わ)
- ④ 高性能建材の補助対象費用(上記(ほ)) = ●●●●円……(ほ)

⑤ 高効率給湯機の申請予定額 = (わ), (ほ)いずれか低い額 = ○○○○円……(か)

※5 高効率給湯機の補助率及び上限額はP9「(7) 補助率及び補助金の上限額」を参照。

(注1) 蓄電システムと高効率給湯機を両方導入・改修する場合は、上記(り)と(わ)の合計金額が、高性能建材の申請予定額(ほ)以下であること。

＜集合住宅の場合＞

- ① 改修方法と使用する製品のグレードごと^{※6}に、見積書より補助対象費用を算出。
ガラスの交換(グレードA): 補助対象費用 = ○○○○円……(よ)
- ② 改修方法と使用する製品のグレードごと^{※6}に、算定上限金額を算出する。
ガラスの交換(グレードA): ○○ヵ所の合計 ○○㎡×該当上限単価^{※7} = △△△△円……(た)
- ③ (よ), (た)いずれか低い額の合計の1/3^{※8} = △△△△円……(れ)
- ④ 補助金の上限額^{※8} = 150万円……(そ)

⑤ 交付申請予定額 = (れ), (そ)いずれか低い額 = △△△△円……(つ)

※6 複数の改修方法・グレードを使用する場合は、改修方法別・グレード別に補助対象費用を算出し、その合計を補助対象費用とする。

※7 該当上限単価とは、該当する改修方法の組合せによりP22の表5から求める。

※8 補助率及び上限額はP9「(7) 補助率及び補助金の上限額」を参照。

表4 上限単価表(戸建住宅) ー改修対象床面積当たりー

- ・P45「費用総括表」の「上限単価表の組合せ番号」の欄に該当番号を記入すること。
- ・1件の申請で[外窓]・[内窓]・[ガラスの交換 Sグレード]・[ガラスの交換 Aグレード]が混在する場合は、最も低い上限単価を適用すること。

(単位:円/㎡)

上限単価表 組合せ番号		部位別組合せ						上限単価	
		天井	外壁	床	窓		ガラスの交換 (ガラス交換・カバー工法・建具交換)		
					外窓	内窓	Sグレード		Aグレード
4部位	①-1	○	○	○	○		—		26,000
	①-2	○	○	○	—		○	—	24,000
	①-3	○	○	○	—		—	○	23,000
3部位	②-1	○	○	—	○		—		21,000
	②-2	○	○	—	—		○	—	19,000
	②-3	○	○	—	—		—	○	18,000
	③	○	○	○	—		—		16,000
	④-1	—	○	○	○		—		23,000
	④-2	—	○	○	—		○	—	21,000
	④-3	—	○	○	—		—	○	20,000
	⑤-1-1	○	—	○	○	—	—		18,000
	⑤-1-2	○	—	○	—	○	—		14,000
	⑤-2	○	—	○	—		○	—	16,000
	⑤-3	○	—	○	—		—	○	15,000
	2部位	⑥	○	○	—	—		—	
⑦		○	—	○	—		—		8,000
⑧-1-1		○	—	—	○	—	—		13,000
⑧-1-2		○	—	—	—	○	—		9,000
⑧-2		○	—	—	—		○	—	11,000
⑧-3		○	—	—	—		—	○	10,000
⑨-1		—	○	—	○		—		18,000
⑨-2		—	○	—	—		○	—	16,000
⑨-3		—	○	—	—		—	○	15,000
⑩		—	○	○	—		—		13,000
⑪-1-1		—	—	○	○	—	—		15,000
⑪-1-2		—	—	○	—	○	—		11,000
1部位	⑫	○	—	—	—		—		3,000
	⑬	—	○	—	—		—		8,000
	⑭-1	—	—	—	○	—	—		10,000

表5 上限単価表(集合住宅) 一窓・ガラス単位面積当たり※1 (単位:円/㎡)

製品のグレード	ガラスの交換			外窓・内窓
	ガラス交換	カバー工法 ※2	建具交換 ※3	
A	56,000			36,000
S	68,000			

- ※1 内窓の場合は既存の額縁内法寸法、ガラス交換・カバー工法・建具交換の場合はガラス寸法で計算された面積をいう。
- ※2 カバー工法とは、既存窓枠を取り外さずに、その枠の上から新しい窓を取り付ける方法をいう。
- ※3 建具交換とは、障子部分である「建具＋ガラス」を一体として交換することをいう。

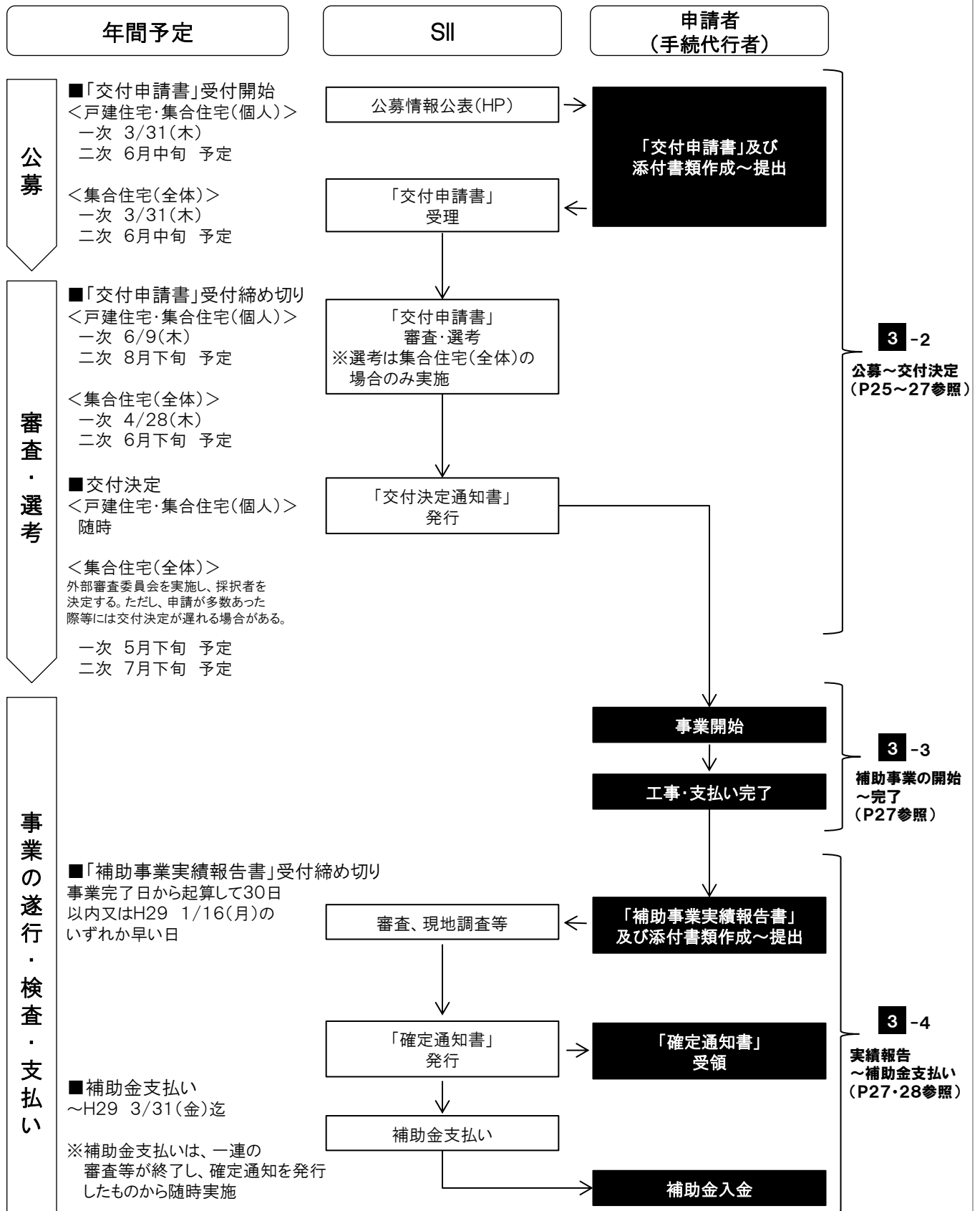
(4) 断熱改修及び設備機器を設置する際の注意事項

- ① 断熱改修によって気密性能が向上すると、同時に室内湿度が上昇し、結露が発生する可能性がある。この問題は加湿する開放型暖房設備の使用を控えることや、生活習慣の改善、換気システムの導入等によって緩和することが出来る。
木部の劣化やカビ発生の原因となる結露の防止の観点から十分注意すること。
- (参照:一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構 自立循環型住宅のホームページ
http://www.jjj-design.org/eco_repair/technique/02.html)
- ② 部分的な断熱工事は、改修箇所によっては、断熱した暖房室と非断熱の非暖房室との温度差が大きく、ヒートショックが発生する可能性があるため、部分改修を行う際には、断熱改修箇所に注意すること。
- ③ 蓄電システム・給湯機等が、騒音や振動の発生源となり、生活環境に影響を及ぼす場合がある。
設備機器を設置する際は、周辺の住居等への影響を未然に防止するように、十分に配慮すること。

3. 事業の実施

3 事業の実施

3-1 事業スケジュール



3-2 公募～交付決定

(1) 事業の公募について

SIIは、補助事業を行おうとする者に対し公募を行い、必要に応じて説明を行う。
また、SIIは、専用のホームページ(<http://sii.or.jp/>)に公募記事を掲載する。

(2) 申請について

申請をする場合は、1物件につき1申請とする。申請者は、「5. 交付申請書及び添付書類の記入例(P37以降参照)」に従って提出に必要な書類※¹を作成し、1部(正本)をSII指定の提出先※²に送付すること(提出書類は、全て必ず申請者控えを取っておくこと)。また申請者は、申請書類に関するSIIからの問い合わせに対応出来ること。

※1 P31～35「必要提出書類について」参照

※2 P36「(2) 申請書提出先及び問合せ先」参照

(注1) 申請書類に不備・不足がある場合は原則、申請を受理しないので注意すること。

(3) リース事業者との共同申請について

① 利用が可能な申請について

リース事業者は1事業者とし、原則、補助対象となる製品の材料費及び工事費を含む一連の工事全てがリース対象として、一括で契約されていること。

② 申請方法について

- ・「交付申請書」は申請者と、リース事業者との共同申請とする。
- ・「補助事業実績報告書」も「交付申請書」と同じく共同申請とする。

③ 料金・期間について

- ・リース料から補助金相当分が減額されていること。
 - ・リースの期間は、原則法定耐用年数以上とすること。
法定耐用年数を下回る契約である場合にあっては、リースの期間終了後に申請者に所有権移転が行われる契約となっていること。
 - ・申請者は、所有権移転後も補助対象建材を補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図ること。
- (注1) 必要提出書類についてはP31～35を参照。

(4) 支払い委託について

① 料金・期間について

- ・支払い委託契約の金額から補助金相当分が減額されていること。
 - ・補助金が申請者に支払われたとき、当該金額の全額が直ちに支払委託事業者に一括で支払われること。
- (注1) 必要提出書類についてはP31～35を参照。

(5) クレジット契約を利用する場合(個別クレジット)について

① 個別クレジット契約の条件について

- ・個別クレジット取扱会社は、経済産業省に登録されている個別信用あっせん業者であること。
(参照:経済産業省・登録個別信用あっせん業者一覧のホームページ
<http://www.meti.go.jp/policy/economy/consumer/credit/115tourokujigyousyaitiran.htm>)

② 料金・期間について

- ・申請者は、補助対象製品を補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図ること。
 - ・補助金が申請者に支払われたとき、当該金額の全額が直ちに個別クレジット取扱会社に一括で支払われること。
- (注1) 交付申請書提出以降に個別クレジットを利用する場合、速やかにSIIに連絡の上、「定型様式7 個別クレジット契約による補助金に関する取決書」を提出すること。
- (注2) 必要提出書類についてはP31～35を参照。

(6) 利益等排除について

申請者本人又は本人と利害を一にする者が、補助対象製品の調達及び工事等に係る場合は、該当する者の利益相当分を排除した額を補助対象金額とすること。

(7) 手続代行者について

申請者は、申請について、第三者に依頼することが出来る。申請の手続きを代行するもの（以下、「手続代行者」という）は、申請者の了解の下で依頼された内容について、間違いや不備等のないよう注意して申請を行うこと。手続代行者による申請の場合、申請書類に関するSIIからの問い合わせや訂正依頼に対応出来ることを要件とする。手続代行者は、本事業の目的が「住宅の省エネ化」であることを十分に理解すると共に、適切な申請を心がけること。仮に手続代行者に不正行為が確認された場合には、当該申請を不正として不受理又は不採択とすると共に、同じ手続代行者を利用した他の申請についても不正として不受理又は不採択とする場合があるので、十分注意すること。原則として手続代行者へ連絡をするので、申請者の不利益にならぬように対応すること。
「交付決定通知書」や、「確定通知書」等の正式な通知書面等は申請者に送付する。

(8) 審査・選考について

応募のあった申請書に対し、SIIが審査を行う。また、集合住宅(全体)の申請については、以下の審査・選考も行う。

＜集合住宅(全体)の場合の審査・選考＞

申請期間内に到着した案件について、審査委員会を設け、以下の通り審査・選考を行い、事業規模の範囲内で上位のものから順に採択する。

① 選考方法

事業規模の範囲内で省エネルギー率当たりの事業単価が低い案件を上位とする。
 また、事業単価が同一と認められるものにあつては、補助対象金額※1の小さい案件を上位とする。

※1 「補助対象金額」は、補助申請金額にかかわらず、P8「(6) 補助対象となる費用 ①費用区分」のA、Bに該当する全ての経費の合計とする。補助対象金額の一部を補助申請する場合には、その旨を予めSIIに連絡すること。

(注1) 交付申請時と実績報告時の省エネルギー率当たりの事業単価が乖離する場合は、補助金の支払いを行わないので十分注意すること。
 ただし、交付申請時の寸法と実績報告時の寸法の誤差による面積合計の差(10%)等により生じる事業単価の乖離は、SIIが認める場合には、やむを得ないものとして取り扱う。

② 審査・選考基準

省エネルギー率当たりの事業単価：
 一次エネルギー消費量の削減率に対する、ガラス又は窓の改修面積1㎡当たりにおける補助対象費用

省エネルギー率当たりの事業単価 [円／(㎡・％)] =

補助対象金額(円)※2

ガラス面積 or 窓面積

の合計(㎡)※3

×

1

n(％)※4

※2 この場合において「補助対象金額」は、補助申請金額にかかわらず、P8「(6) 補助対象となる費用 ①費用区分」のA、Bに該当する全ての経費の合計とする。補助対象金額の一部を補助申請する場合には、その旨を予めSIIに連絡すること。

※3 ガラスの交換、外窓・内窓が混在する場合は、全てを合計した改修面積とする。

※4 エネルギー計算結果早見表を使用して申請する場合：n＝15
 個別の計算をする場合：n＝算出した一次エネルギー消費量の削減率(小数点以下第2位を四捨五入)

(9) 交付の決定について

交付決定とは、「交付申請書」を受け付けた後、その内容が適正であると認められる者に対し交付決定した旨を通知するもので、補助金額を決定するものではないので注意すること。

交付決定後に、交付申請内容が本事業の補助要件を満たさないことが発覚した等の場合は、審査の結果に係らず交付決定の修正又は取り消しの措置を講じることがある。

(注1) 国の他の補助事業等と本事業に重複して補助対象が申請されている場合は、他の事業での申請を取り下げることを条件に交付決定する。

(注2) 交付の決定については、個別の問い合わせについては応じられないので注意すること。

3-3 補助事業の開始～完了

(1) 補助事業の開始について

交付決定の通知を受けた後、速やかに導入・改修しようとする補助対象工事の契約及び工事の着手をすること（交付決定前の事前契約・着工は認められないので注意すること）。

(2) 補助事業の計画変更について

申請内容の変更は原則認められないが、補助事業の実施中に事業内容に変更の可能性が生じた場合は、予めSIIに相談し、SIIの指示に従うこと（軽微な変更については「変更届」にて対応する）。
なお、集合住宅（全体）においては、省エネルギー率当たりの事業単価が高くなる変更は原則として認めないので注意すること。

(3) 事業完了について

- ① 事業完了日は、申請内容に係る一連の工事が完了した日もしくは補助対象工事を含む一連の工事の支払いが完了した日（領収書の日付）のいずれか遅い日とする。
例) 工事完了:12/9 支払い完了:12/10 の場合、事業完了日は12/10
工事完了:12/9 支払い完了:12/7 の場合、事業完了日は12/9
- ② 申請内容に係る一連の工事の支払いは、原則現金払い（金融機関による振込）とすること。
手形払い等、不渡り、減額等が発生する可能性のある支払い方法は不可とする。

3-4 実績報告～補助金支払い

(1) 実績報告及び額の確定について

補助事業者は、工事が完了したら、「補助事業実績報告書」及び、必要書類※1を事業完了日から起算して30日以内又は平成29年1月16日（月）のいずれか早い日までに、SIIに提出すること。SIIは、「補助事業実績報告書」の提出を受け、申請内容に係る工事・費用等の審査を行い、かつ必要に応じて現地調査を行う。SIIは、上記審査等にて内容が適正であると認めたとき、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対し、「確定通知書」にて補助金額の確定を通知する。

※1 必要書類に関しては、別途「交付決定通知書」に同封される「事務取扱説明書」を参照のこと。

(2) 現地調査について

- ① 現地調査は、補助事業が事業の目的に適して公正に実施されているかを判断する調査であり、補助金の額を確定するためのものである。
- ② 申請者はやむを得ない場合を除き、原則立ち会うこと。拒否した場合は、交付決定の取り消しとなり、補助金の支払いが出来ない場合があるので注意すること。手続代行者又は共同申請者がいる場合、手続代行者及び共同申請者も、原則立ち会うこと。
- ③ 現地調査で適正な事業の実施・遂行が認められない場合は、交付決定の取り消しとなり、補助金の支払いが出来ない場合があるので注意すること。
- ④ 不正行為等が認められた場合は、処罰の対象となる。

(3) 補助金支払いについて

SIIは、「確定通知書」にて補助金額を通知した後、補助金を支払う。

なお、振込先口座がネットバンキングの場合は、SIIが別途指定する書類※¹を提出すること。

※¹ 必要書類に関しては、別途「交付決定通知書」に同封される「事務取扱説明書」を参照のこと。

(4) 事業成果の公表について

本事業は省エネルギー効果等を要件としており、事業効果の検証のため、SIIからエネルギーデータの提出を求め、公表する場合がある。

(5) 取得財産の管理等について

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(取得財産等)については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し(善管注意義務)、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

補助事業者は、法定耐用年数の期間内に取得財産等を処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し又は担保に供することをいう)しようとするときは、予め「財産処分申請書(様式第8)」をSIIに提出し、その承認を受けなければならない。万一、未承認のまま財産処分が行われた場合、SIIは交付決定を取り消し、加算金及び延滞金(年利10.95%)と共に補助金全額の返還を求めることがある。

SIIは、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をSIIに納付させることが出来るものとする(補助金の返還金額及び加算金、延滞金は全て小数点以下切り捨てとする)。

(6) 交付決定の取り消し、補助金の返還、罰則等について

万一、交付規程に違反する行為がなされたと判断した場合、次の措置が講じられることに注意すること。

- ① 適正化法第17条の規定による交付決定の取り消し、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定に準拠した加算金の納付。
- ② 適正化法第29条の規定による罰則及び第30条から第32条までの規定に準拠した罰則。
- ③ 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- ④ SIIの所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- ⑤ 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

※ 適正化法: 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)

最終改正: 平成14年12月13日法律第152号

<個人情報利用目的について>

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、SIIが開催するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証のための調査・分析、SIIが作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用することがある。

その場合、国が認める外部機関に提供を行う場合がある。

また、同一の設備等に対し国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがある。

3-5 その他注意事項

申請者、共同申請者、手続代行者は、特に以下の点に注意すること。

- ① 「交付申請書(様式第1)」は1物件に付き1申請とする。また、同一人が複数物件の申請をすることは認めない。
ただし、共同申請者はこの限りではない。
- ② 同一物件において、違う製品区分であっても複数回の申請は認めない。
- ③ 「交付申請書(様式第1)」の申請者、共同申請者、手続代行者の捺印は、登録印であること。
- ④ 申請者は、1名もしくは連名どちらでもよいが、申請後の変更は原則として認められない。
なお、連名の場合は全申請者分の捺印を必要とする。
- ⑤ ①を満たしかつ各戸が補助対象要件を満たしている二世帯住宅で、各戸を区分登記できないものは、1世帯の申請とする(場合により区分登記された表示登記書を提出する)。
- ⑥ 申請内容の変更は原則認められないが、内容に変更の可能性が生じた場合は、予めSIIに相談し、SIIの指示に従うこと。ただし、集合住宅(全体)においては、省エネルギー率当たりの事業単価が高くなる変更は原則として認めない。
- ⑦ 申請者本人又は本人と利害を一にする者が、補助対象製品の調達及び工事等に係る場合は、該当する者の利益相当分を排除した額を補助対象費用とすること。
- ⑧ 手続代行者は事業の進捗管理を行い、予定通り事業が完了するように努めること。
適宜、SIIからその状況報告を求めることがある。
- ⑨ 「補助事業実績報告書」は事業完了日から起算して30日以内又は平成29年1月16日(月)のいずれか早い日までにSIIに必ず提出すること。上記の提出期日に遅れた場合は、補助事業への申請を取り下げたものとみなす。
- ⑩ 申請者、共同申請者、手続代行者は最後まで事業を遂行することを心がけること。
なお、補助事業者の辞退・取り下げが集中するような手続代行者の申請案件については次年度以降、申請を受理しない場合等があるので、注意すること。
- ⑪ 補助金交付後、補助対象製品は、補助金受領日から法定耐用年数の期間内は解体、廃棄、転売、処分等をSIIの承認なしに行うことは出来ない。
- ⑫ 当該事業で導入・改修した対象製品については、SIIが補助事業の対象となり得るとして指定したものであり、対象製品導入・改修に係る補助事業者と施工会社等との契約、施工、製品等の品質・性能、燃料等の調達、導入・改修完了後の保守や保証、知的財産権等をSIIが保証するものではない。万一上記に関する紛争が起きてもSIIは関与しないので注意すること。
- ⑬ 申請者、共同申請者、手続代行者は、不正行為を回避するために以下について注意すると共に、確実に実行すること。
 - ・申請者、共同申請者、手続代行者は、虚偽の内容を含む提案・申請をしてはならない。
その内容に偽りがあることが補助事業完了後に判明した場合、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実かつ的確な申請をすること。
 - ・申請者、共同申請者、手続代行者は、公募要領について熟読し十分理解した上で申請をすること。
 - ・申請者、共同申請者、手続代行者は、不正をしたことが明らかになったときは、補助金が支払われないこと、不正な行為により補助金を受給したときは、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、適正に手続きを行うこと。
 - ・不正があった場合に、申請者、共同申請者と手続代行者間の責任の所在が明確にならない可能性があるため、責任の所在について、必要に応じ、申請者、共同申請者と手続代行者の間で受託契約を結ぶことを推奨する。

(注1) 表紙裏の“補助金の交付申請又は受給される皆様へ”についても確認すること。

4. 申請の方法

申請者及び住宅区分により、以下のそれぞれの様式で申請をすること。
SIIのホームページで公開している様式以外での申請は認めない。

	申請者	住宅区分	使用する 申請様式	必要提出書類 参照ページ	記入例(第5章) 参照ページ
①	個人の所有者	戸建住宅	「戸建住宅」	P31・32	P37～56
		集合住宅[分譲]	「集合住宅(個人)」	P31・33	P57～68
②	管理組合等の代表者	集合住宅[分譲]	「集合住宅(全体)」	P34・35	P69～80
③	個人・法人の所有者	戸建住宅 [賃貸・社宅等]	「戸建住宅」	P31・32	P37～56
		集合住宅 [賃貸・社宅等]※1	「集合住宅(全体)」	P34・35	P69～80
④	所有を予定している 個人 ※法人の場合は 不可とする。	戸建住宅 [転売物件]	「戸建住宅」	P31・32	P37～56
		集合住宅 [転売物件]	「集合住宅(個人)」	P31・33	P57～68

※1 1戸のみの改修であっても、「集合住宅(全体)」の様式を使用すること。

4 申請の方法

提出書類は、下記の順番でファイル(A4)に綴じ込み提出すること。

4-1 必要提出書類について

(1) 提出書類一覧(戸建住宅及び集合住宅(個人)の申請) ○:提出必須 該:該当者のみ提出

No	様式	書類名	申請建物の形態		正本 ※SIへ提出	副本 ※申請者控え
			戸建住宅	集合住宅(個人)		
1	様式第1・1-2	交付申請書【個人】	○	○	原本	コピー
2	別紙1・2	暴力団排除に関する誓約事項・役員名簿※1	○	○	原本	コピー
3	定型様式1	実施計画書	○	○	原本	コピー
4	費用関係書類	定型様式2	○	○	原本	コピー
		定型様式3	○	○	原本	コピー
		自由	○	○	コピー	コピー
5	建築図面	平面図	○	○	コピー	コピー
		立面図・屋根伏図・床伏図等	該※3	該※4		
6	自由	高効率給湯機の要件が確認出来る書類※5	該		コピー	コピー
7	自由	施工登録店証明書等※6	該	該	原本又はコピー	コピー
8	自由	改修前写真	○	○	原本	コピー
9	自由又は定型様式4	個別エネルギー計算書	該	該※7	原本	コピー
	自由又は定型様式5	q値・m ₀ 値・m _H 値算出計算書	該	該	原本	コピー
10	自由	住民票	○	○	原本	コピー
11	自由	印鑑登録証明書	○	○	原本	コピー
12	自由	管理組合の管理規約等		○	コピー	コピー
13	自由	財務諸表	該※8		コピー	コピー
14	リース等	リース契約書(案)	該	該	コピー	コピー
		定型様式6	該	該	原本	コピー
		自由	該	該	コピー	コピー
		定型様式7	該	該	原本	コピー
15	定型様式8	交付要件等確認書	○	○	原本	コピー
16		提出書類チェックリスト	○	○	原本	コピー

※1 リース事業者等との共同申請の場合は、リース事業者等の役員名簿を提出すること。
※2 改修する対象製品に対応する費用明細書を全て提出すること。
※3 断熱材による改修を行う場合は断熱改修部が判別できる図面を適宜提出すること。また、審査に必要となる際は、提出を求めることがある。
※4 断熱材による改修を行う場合は、提出すること。
※5 申請する高効率給湯機の性能について、P7の要件が確認出来る仕様書・カタログ等を提出すること(該当箇所マーク等をする事)。
※6 真空断熱材製品を使用する場合は、メーカーが発行する施工登録店証明書、又は届出書を提出すること。
※7 個別計算による計算書、及び平面図(各居室面積が分かるもの)、立面図、矩計図、配置図(真北と建物との方位角が明記されているもの)、全ての開口部の寸法が分かるもの(窓の姿図等)を合わせて提出すること。
※8 申請者が法人の場合のみ提出すること。
(注1) 各書類の詳細内容については、P32・33参照。

(2) 各提出書類の内容(戸建住宅の申請)

※提出の必要有無に関してはP31 参照

No	様式	書類名	内容	
			個人	法人
1	様式第1・1ー2	交付申請書【個人】	・SIIが指定する交付申請書に記入	
2	別紙1・2	暴力団排除に関する誓約事項・役員名簿	・暴力団排除に関する誓約内容について熟読すること ・リース事業者等との共同申請の場合は、リース事業者等の役員名簿を提出すること	
3	定型様式1	実施計画書	・申請する住宅の断熱改修工事仕様を明記	
4 費用関係書類	定型様式2	費用総括表	・費用明細書を基に、補助対象合計金額(税抜)を総括表に記入	
	定型様式3	費用明細書	・SIIが規定する対象費用に基づいて、製品区分ごとに記入 ・材工一式での費用表記は不可、費用明細書と費用総括表の整合性が取れていること ※ガラスの交換(ガラス交換、カバー工法、建具交換)をする場合、対象となる窓のガラス番号の入った姿図を提出すること	
	自由	見積書のコピー	工事請負契約予定の費用明細書と整合する見積書のうち、下記の該当箇所を抜粋し、コピーを添付 (1)見積書表紙、及び主要工事ごとの金額及び全体金額が集計記載されている箇所 (2)補助対象工事に係る見積内容が記載されている箇所(補助対象外が含まれていても可) ※補助対象が含まれていることが分かるように、備考欄等にその旨(例:補助対象を含む等)を記入するか、費用・費目にマーク等を記すこと	
5 建築図面	自由	平面図	・改修前後の平面図を提出 ・1/100程度の平面図であること ・全ての階について、実施計画書と同じ室名を明記 ・実施計画書に記載の「延べ床面積」の算定式を記載 ・実施計画書に記載の「断熱改修面積」の対象部を網掛け又は着色にて明示の上、求積表を記載	
		立面図・屋根伏図・床伏図等	・改修前後の立面図を提出 ・東西南北全て ・断熱材による改修を行う場合は、断熱改修を行う箇所を網掛け又は着色にて明示の上、求積表を記載	
6	自由	高効率給湯機の要件が確認出来る書類	・高効率給湯機を導入・改修する場合のみ、P7の要件が確認出来る仕様書、カタログ等のコピーを提出	
7	自由	施工登録店証明書等	・真空断熱材製品を使用する場合は、メーカーが発行する施工登録店証明書、又は届出書を提出	
8	自由	改修前写真	・改修前の申請する住宅の建物全体が分かる写真を提出	
9	自由又は定型様式4	個別エネルギー計算書	・「エネルギー計算結果早見表」において、個別の計算を行う場合のみ提出	
	自由又は定型様式5	q値・m _c 値・m _H 値算出計算書	・自由書式での計算書の提出も可とする	
10	自由	住民票	・本事業の対象製品を設置する場所の住所のもので、申請日から3ヵ月以内に発行されたもの ・転売物件で、申請時にまだ住民票が移されていない場合は、売買契約書のコピーを提出 ・住民票を送付する際は、マイナンバーの記載のない当該資料を送付すること ・マイナンバーの記載のある書類が送付された場合には、SIIにて黒塗り等の処理を行う	
11	自由	印鑑登録証明書	・申請日から3ヵ月以内に発行されたもの ・連名の場合は連名者全員分の印鑑登録証明書を提出	
12	自由	財務諸表		申請者の財務状況が分かる下記書類を全て提出 ・直近3期分の決算報告書 (貸借対照表・損益計算書・財産目録)のコピー
13 リース等	自由	リース契約書(案)	・リース料から補助金相当分が減額されていること ・リースの期間は原則法定耐用年数以上とすること。法定耐用年数を下回る契約である場合にあっては、リースの期間終了後に申請者に所有権移転が行われる契約となっていること	
	定型様式6	リース等料金計算書	・リース等契約における費用の算出をすること	
	自由	支払い委託契約(案)	・補助金が申請者に支払われたとき、当該金額の全額が直ちに当該支払い委託の事業者に一括で支払われる旨の規定がされていること	
	定型様式7	個別クレジット契約による補助金に関する取決書	・個別クレジットを利用する場合は提出 ・交付申請書提出以降に利用する場合、速やかにSIIに連絡の上、本様式を提出	
14	定型様式8	交付要件等確認書	・申請者自身が提出書類一式について責任を持ち、本事業の内容、交付要件、提出書類、個人情報の利用等について確認し了解した上で申請し、かつ虚偽、不正のないことを確認するための書類 ・必ず申請者自身が署名し印鑑登録印を捺印すること(手続代行者の作成は不可)	
15		提出書類チェックリスト	・以降の書類について、添付漏れがないかチェックするもの(手続代行者のチェックでも可)	

(3) 各提出書類の内容(集合住宅(個人)の申請)

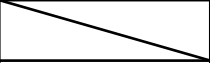
※提出の必要有無に関してはP31 参照

No	様式	書類名	内容
1	様式第1・1ー2	交付申請書【個人】	・SIIが指定する交付申請書に記入
2	別紙1・2	暴力団排除に関する誓約事項・役員名簿	・暴力団排除に関する誓約内容について熟読すること ・リース事業者等との共同申請の場合は、リース事業者等の役員名簿を提出すること
3	定型様式1	実施計画書	・申請する住宅の断熱改修工事仕様を明記
4 費用関係書類	定型様式2	費用総括表	・費用明細書を基に、補助対象合計金額(税抜)を総括表に記入
	定型様式3	費用明細書	・SIIが規定する対象費用に基づいて、製品区分ごとに記入 ・材工一式での費用表記は不可、費用明細書と費用総括表の整合性が取れていること ※ガラスの交換(ガラス交換、カバー工法、建具交換)をする場合、対象となる窓のガラス番号の入った 姿図を提出すること
	自由	見積書のコピー	工事請負契約予定の費用明細書と整合する見積書のうち、下記の該当箇所を抜粋し、コピーを添付 (1)見積書表紙、及び主要工事ごとの金額及び全体金額が集計記載されている箇所 (2)補助対象工事に係る見積内容が記載されている箇所(補助対象外が含まれていても可) ※補助対象が含まれていることが分かるように、備考欄等にその旨(例:補助対象を含む等)を記入するか、 費用・費目にマーク等を記すこと
5 建築図面	自由	平面図	・室名と窓位置が分かる間取り図又は平面図であること ・費用明細書に記載の「ガラス番号」「窓番号」と同じガラス、窓の番号を明記
		立面図・屋根伏図・ 床伏図等	・東西南北全て ・断熱材による改修を行う場合は、断熱改修を行う箇所を網掛け又は着色にて明示の上、求積表を記載
6	自由	施工登録店証明書等	・真空断熱材製品を使用する場合は、メーカーが発行する施工登録店証明書、又は届出書を提出
7	自由	改修前写真 (建物全景写真)	・改修前の申請する住宅の建物全体が分かる写真を提出 ・改修対象としない換気小窓、300×200mm以下のガラスを用いた窓及び換気を目的とした ジャロジー窓の写真を提出
8	自由	個別エネルギー計算書	・「エネルギー計算結果早見表」において、個別の計算を行う場合のみ提出 ・自由書式での計算書の提出も可とする
	自由又は 定型様式5	q値・m _c 値・m _H 値 算出計算書	
9	自由	住民票	・本事業の対象製品を設置する場所の住所のもので、申請日から3か月以内に発行されたもの ・転売物件で、申請時にまだ住民票が移されていない場合は、売買契約書のコピーを提出 ・住民票を送付する際は、マイナンバーの記載のない当該資料を送付すること ・マイナンバーの記載のある書類が送付された場合には、SIIにて黒塗り等の処理を行う
10	自由	印鑑登録証明書	・申請日から3か月以内に発行されたもの ・連名の場合は連名者全員分の印鑑登録証明書を提出
11	自由	管理組合の 管理規約等	・管理組合の管理規約等 ・必要に応じて管理組合理事長承諾の書面等(申請書及び承諾書) ※管理規約等の全てを提出すること。抜粋は不可とする
12 リース等	自由	リース契約書(案)	・リース料から補助金相当分が減額されていること ・リースの期間は原則法定耐用年数以上とすること。法定耐用年数を下回る契約である場合にあっては、 リースの期間終了後に申請者に所有権移転が行われる契約となっていること
	定型様式6	リース等料金計算書	・リース等契約における費用の算出をすること
	自由	支払い委託契約(案)	・補助金が申請者に支払われたとき、当該金額の全額が直ちに当該支払い委託の事業者に一括で 支払われる旨の規定がされていること
	定型様式7	個別クレジット契約による 補助金に関する取決書	・個別クレジットを利用する場合は提出 ・交付申請書提出以降に利用する場合、速やかにSIIに連絡の上、本様式を提出
13	定型様式8	交付要件等確認書	・申請者自身が提出書類一式について責任を持ち、本事業の内容、交付要件、提出書類、個人情報の 利用等について確認し了解した上で申請し、かつ虚偽、不正のないことを確認するための書類 ・必ず申請者自身が署名し印鑑登録印を捺印すること(手続代行者の作成は不可)
14		提出書類チェックリスト	・以降の書類について、添付漏れがないかチェックするもの(手続代行者のチェックでも可)

(4) 提出書類一覧(集合住宅(全体)の申請)

提出書類は、下記の順番でファイル(A4)に綴じ込み提出すること。

○:提出必須 該:該当者のみ提出

No	様式	書類名	管理組合等の代表者又は賃貸等の所有者		正本 ※SIIへ提出	副本 ※申請者控え
			法人の場合	非法人の場合		
1	様式第1・1ー2	交付申請書【集合住宅(全体)】	○	○	原本	コピー
2	別紙1・2	暴力団排除に関する 誓約事項・役員名簿	○	○	原本	コピー
3	定型様式1	実施計画書	○	○	原本	コピー
4 費用 関係 書類	定型様式2	費用総括表	○	○	原本	コピー
	定型様式3	費用明細書	該	該	原本	コピー
	定型様式3ー2	住戸タイプ別 費用明細書	○	○	原本	コピー
	自由	見積書のコピー	○	○	コピー	コピー
5 建築 図面	自由	平面図	○	○	コピー	コピー
		立面図・屋根伏図・床伏図等	該※1	該※1		
6	自由	建物登記簿謄本	○	○	原本	コピー
7	自由	施工登録店証明書等※2	該	該	原本又は コピー	コピー
8	自由	改修前写真 (建物全景写真)	○	○	原本	コピー
9	自由	個別エネルギー計算書	該※3	該※3	原本	コピー
	自由又は定型様式5	q値・m _c 値・m _H 値算出計算書	該※3	該※3	原本	コピー
10	自由	実在証明書	○	○	原本※4	コピー
11	自由	印鑑登録証明書			原本	コピー
12	自由	財務諸表			コピー	コピー
13	自由	管理組合の管理規約等※5	○	○	コピー	コピー
		管理組合総会の議事録※5	○	○	コピー	コピー
14 リ ー ス 等	自由	リース契約書(案)	該	該	コピー	コピー
	定型様式6	リース等料金計算書	該	該	原本	コピー
	自由	支払い委託契約書(案)	該	該	コピー	コピー
	定型様式7	個別クレジット契約による補助金 に関する取決書	該	該	原本	コピー
15	定型様式8	交付要件等確認書	○	○	原本	コピー
16		提出書類チェックリスト	○	○	原本	コピー

※1 壁の断熱改修を行う場合は必ず提出すること。壁の断熱改修を行わない場合は、原則不要とする。
ただし、審査に必要となる際は、提出を求めることがある。

※2 真空断熱材製品を使用する場合は、メーカーが発行する施工登録店証明書、又は届出書を提出すること。

※3 個別計算による計算書、及び平面図(各居室面積が分かるもの)、立面図、矩計図、配置図(真北と建物との方位角が
明記されているもの)、全ての開口部の寸法が分かるもの(窓の姿図等)を合わせて提出すること。

※4 非法人の場合はコピーで可とする。

※5 集合住宅(分譲)の場合のみ提出すること。

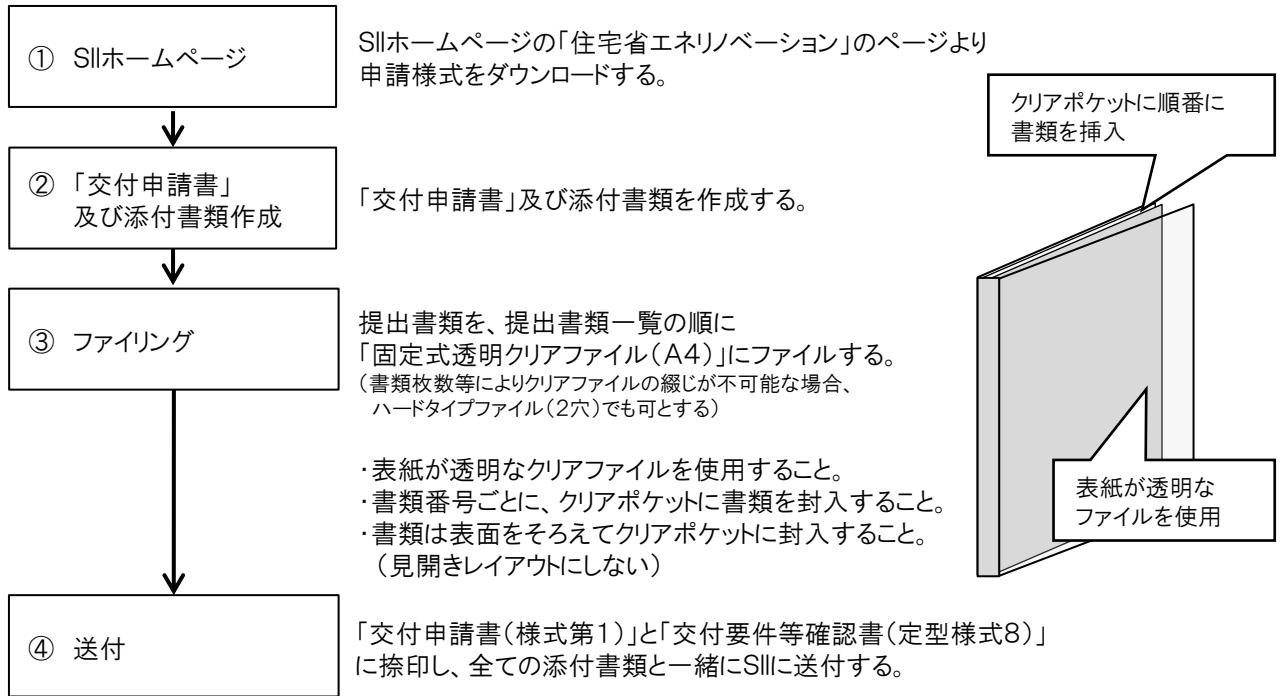
(5) 各提出書類の内容(集合住宅(全体)の申請)

※提出の必要有無に関してはP34参照

No	様式	書類名	内容	
			法人の場合	非法人の場合
1	様式第1・1ー2	交付申請書【集合住宅(全体)】	・SIIが指定する交付申請書に記入	
2	別紙1・2	暴力団排除に関する誓約事項・役員名簿	・集合住宅(分譲)の管理組合等とリース事業者等との共同申請の場合等で、法人・団体等が異なる際は、それぞれの役員名簿を提出すること	
3	定型様式1	実施計画書	・申請する住宅の断熱改修工事仕様を明記	
4 費用関係書類	定型様式2	費用総括表	・明細書【費用】を基に、補助対象合計金額(税抜)を総括表に記入	
	定型様式3	費用明細書	・SIIが規定する対象費用に基づいて、製品区分ごとに記入 ・材工一式での費用表記は不可、費用明細書と費用総括表の整合性が取れていること ※ガラスの交換(ガラス交換、カバー工法、建具交換)をする場合、対象となる窓のガラス番号の入った姿図を提出すること	
	定型様式3ー2	住戸タイプ別費用明細書	・SIIが指定する費用計算に基づいて、改修工法・グレードごとに記入(材工一式での費用表記は不可) ・費用総括表との整合性が取れていること	
	自由	見積書のコピー	工事請負契約予定の費用明細書と整合する見積書のうち、下記の該当箇所を抜粋し、コピーを添付 (1)見積書表紙、及び主要工事ごとの金額及び全体金額が集計記載されている箇所 (2)補助対象工事に係る見積内容が記載されている箇所(補助対象外が含まれていても可) ※補助対象が含まれていることが分かるように、備考欄等にその旨(例:補助対象を含む等)を記入するか、費用・費目にマーク等を記すこと ※P8「(6) 補助対象となる費用 ①費用区分」に該当する費用であって補助申請に加えていない費用がある場合には備考欄等にその旨を記入するか、費用・費目にマーク等を記すこと	
5 建築図面	自由	平面図	・階層全てにおいて提出。部屋No.が明記されていること(例:501号室) ・窓等の改修の場合、改修箇所に窓番号等を付して明記 ※窓等の設置位置等が明記されていること ・断熱材による改修を行う場合は、断熱改修を行う箇所を網掛け又は着色にて明示の上、求積表を記載	
		立面図・屋根伏図・床伏図等	・東西南北全て(壁の断熱改修を行う場合は必ず提出すること。壁の断熱改修を行わない場合は、原則不要とする)	
6	自由	建物登記簿謄本	・申請する住宅の建物登記簿謄本で、申請日から3ヵ月以内に発行されたもの	
7	自由	施工登録店証明書等	・真空断熱材製品を使用する場合は、メーカーが発行する施工登録店証明書、又は届出書を提出	
8	自由	改修前写真	・改修前の申請する住宅の建物全体が分かる写真を提出 ・改修対象としない換気小窓、300×200mm以下のガラスを用いた窓及び換気を目的としたジャロジー窓の写真を提出	
9	自由	個別エネルギー計算書	・「エネルギー計算結果早見表」において、個別の計算を行う場合のみ提出 ・自由書式での計算書の提出も可とする	
	自由又は定型様式5	q値・m _c 値・m _H 値算出計算書		
10	自由	实在証明書	申請者の实在証明が可能な下記書類のうちいずれかを提出 ・商業登記の現在事項証明書 ・商業登記の履歴事項証明書 ・法人印の印鑑登録証明書	申請者の实在証明が可能な下記書類全てを提出ただし、個人所有の場合は管理規約と議事録の提出は必要ない ・管理組合の管理規約 (理事長等選任の方法について記載があること) ・理事長等選任の議事録 ・理事長等個人の下記の書類のうちいずれか1つのコピー ※有効期限内のものであること ①運転免許証 ②健康保険証 ③住民基本台帳カード ④パスポート 等
11	自由	印鑑登録証明書		・申請日から3ヵ月以内に発行されたもの ・上記「8. 实在証明書」と同一人物のものであること (理事長等(申請者)個人のもの)
12	自由	財務諸表	申請者の財務状況が分かる下記書類を全て提出 ・直近3期分の決算報告書 (貸借対照表・損益計算書・財産目録)のコピー	申請者の財務状況が分かる下記書類を全て提出 ・財務諸表に相当する会計資料のコピー ・預貯金残高が確認出来る銀行口座のコピー
13	自由	管理組合の管理規約等	・集合住宅管理組合の管理規約等 ※管理規約等の全てを提出すること。抜粋は不可とする	
		管理組合総会の議案書及び議事録	・本事業に係る改修の意思決定を行った際の議案書及び議事録 ※抜粋は不可とする	
14 リース等	自由	リース契約書(案)	・リース料から補助金相当分が減額されていること ・リースの期間は原則法定耐用年数以上とすること。法定耐用年数を下回る契約である場合にあっては、リースの期間終了後に申請者に所有権移転が行われる契約となっていること	
	定型様式6	リース等料金計算書	・リース等契約における費用の算出をすること	
	自由	支払い委託契約(案)	・補助金が申請者に支払われたとき、当該金額の全額が直ちに当該支払い委託の事業者に一括で支払われる旨の規定がされていること	
	定型様式7	個別クレジット契約による補助金に関する取決書	・個別クレジットを利用する場合は提出 ・交付申請書提出以降に利用する場合、速やかにSIIに連絡の上、本様式を提出	
15	定型様式8	交付要件等確認書	・申請者自身が提出書類一式について責任を持ち、本事業の内容、交付要件、提出書類、個人情報の利用等について確認し了解した上で申請し、かつ虚偽、不正のないことを確認するための書類 ・必ず申請者自身が署名し印鑑登録印を捺印すること(手続代行者の作成は不可)	
16		提出書類チェックリスト	・以降の書類について、添付漏れがないかチェックするもの(手続代行者のチェックでも可)	

4-2 申請方法

- ・SIIホームページの「住宅省エネルギー」のページ(<http://sii.or.jp/renovation27r/>)より「申請様式」をダウンロードし、提出に必要な書類を作成する。
- ・申請者は、公募期間中に以下の書類を2部作成し、捺印した正本1部をSIIに提出すること。
副本1部は申請者の控えとすること。 ※以降提出する全ての書類について同様の措置をとること。
- ・申請書類はP31・34の書類名ごとの順番に「固定式透明クリアファイル(A4)」綴じとし、一冊にまとめること。



4-3 申請書提出期間及び提出先

(1) 申請書提出期間

<戸建住宅・集合住宅(個人)の場合>

- 一次公募 : 平成28年3月31日(木)～平成28年6月9日(木) 17:00必着のこと。
- 二次公募 : 平成28年6月中旬～平成28年8月下旬(予定)

<集合住宅(全体)の場合>

- 一次公募 : 平成28年3月31日(木)～平成28年4月28日(木) 17:00必着のこと。
- 二次公募 : 平成28年6月中旬～平成28年6月下旬(予定)

(2) 申請書提出先及び問合せ先

【提出先】

〒104-0061 東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル9階
一般社団法人 環境共創イニシアチブ 『住宅省エネルギー促進事業』申請係

※『住宅省エネルギー促進事業 申請書在中』と必ず記入のこと。

※SIIから申請者に対して申請書を受け取った旨の連絡はしないので、配送事故に備え配送状況が確認出来る「簡易書留」等を使用すること。また、申請書の持ち込みは受け付けないので注意すること。

※宛先には略称SIIを使用しないこと。

※申請者がSIIに送付する申請書は「信書」に当たることから、郵便物・信書便物以外の荷物扱いで送付することは出来ないもので注意すること。

【問合せ先】※通話料がかかるので注意すること。

TEL:03-5565-4860(平日10時～17時) FAX:03-5565-4861

5. 交付申請書 及び添付書類の記入例

5-1 戸建住宅の申請の場合

戸建住宅の個人所有者、又は転売後の個人所有者、戸建住宅(賃貸)の所有者(全てリース事業者等との共同申請を含む)による申請の場合は、本様式にて申請すること。

- ・提出書類チェックリスト
- ・交付申請書【個人】(様式第1、様式第1-2)
- ・暴力団排除に関する誓約事項、役員名簿(別紙1、別紙2)
- ・実施計画書(定型様式1)
- ・費用総括表(定型様式2)
- ・費用明細書(定型様式3)
- ・平面図、立面図の求積表記載例
- ・個別エネルギー計算書(定型様式4)
- ・ q 値・ m_c 値・ m_H 値算出計算書(定型様式5) ※P92以降参照
- ・リース等料金計算書(定型様式6) ※P97参照
- ・個別クレジット契約による補助金に関する取決書(定型様式7) ※P98参照
- ・交付要件等確認書(定型様式8)

5-1 戸建住宅の申請の場合

(1) 提出書類チェックリスト

提出書類チェックリスト

申請者名	〇〇 〇〇〇
共同申請者名	株式会社△△リース
手続代行者名	株式会社□□
申請建物の形態	戸建住宅

申請に必要な
提出書類を全て揃える

チェックを入れる

◆提出書類にある ○: 提出必須 該: 該当する申請者のみ提出が必要

No	様式	書類名	提出形態	提出書類	提出書類 チェック欄
1	様式第1・1ー2	交付申請書【個人】	原本(実印付き)	○	☒
2	別紙1・2	暴力団排除に関する誓約事項 役員名簿 ※1	原本	○	☒
3	定型様式1	実施計画書	原本	○	☒
4	定型様式2	費用総括表	原本	○	☒
	定型様式3	費用明細書 ※2	原本	○	☒
	自由	見積書のコピー	コピー	○	☒
5	自由	平面図	コピー	○	☒
		立面図・屋根伏図・床伏図等	コピー	該※3	☒
6	自由	高効率給湯機の要件が確認出来る書類 ※4	コピー	該	☒
7	自由	施工登録店証明書等 ※5	原本/コピー	該	☒
8	自由	改修前写真	原本	○	☒
9	自由又は 定型様式4	個別エネルギー計算書	原本	該※6	☐
	自由又は 定型様式5	q値・m _C 値・m _H 値算出計算書	原本	該※6	☐
10	自由	住民票 ※7 ※8	原本	○	☒
11	自由	印鑑登録証明書 ※7	原本	○	☒
12	自由	財務諸表	コピー	該※9	☐
13	自由	リース契約書(案)	コピー	該	☒
	定型様式6	リース等料金計算書	原本	該	☒
	自由	支払い委託契約書(案)	コピー	該	☐
	定型様式7	個別クレジット契約による補助金に 関する取決書	原本	該	☐
14	定型様式8	交付要件等確認書	原本(実印付き)	○	☒
15	本紙	提出書類チェックリスト	原本	○	☒

- ※1 リース事業者等との共同申請の場合は、リース事業者等の役員名簿を提出すること。
- ※2 改修する対象製品に対応する費用明細書を全て提出すること。
- ※3 断熱材による改修を行う場合は断熱改修部が判別できる図面を適宜提出すること。
また、審査に必要となる際は、提出を求めることがある。
- ※4 申請する高効率給湯機の性能について、要件が確認出来る仕様書・カタログ等を提出すること(該当箇所にマーク等をする)。
- ※5 真空断熱材製品を使用する場合は、メーカーが発行する施工登録店証明書又は届出書を提出すること。
- ※6 公募要領P15の「エネルギー計算結果早見表(戸建住宅)」において、「個別の計算」に該当する場合のみ提出すること。
- ※7 住民票・印鑑登録証明書はいずれも申請日から3ヵ月以内のものとする。
転売物件で、申請時にまだ住民票が移されていない場合は、売買契約書のコピーを提出すること。
- ※8 住民票を送付する際は、マイナンバーの記載のない当該資料を送付すること。
マイナンバーの記載のある書類が送付された場合には、SIIにて黒塗り等の処理を行う。
- ※9 申請者が法人の場合のみ提出すること。

(2) 交付申請書(様式第1)

【 個 人 】

様式第1 (交付申請書)

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代 表 理 事 赤池 学 殿

書類の作成日
(捺印した日付)を記入
※公募期間内であること

平成 28 年 4 月 1 日

代表理事名は「赤池学」と
記入すること

申 請 者 郵 便 番 号 〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 〇〇都〇〇区 〇-〇〇-〇〇

(ふりがな) 〇〇 〇〇〇

氏 名 〇〇 〇〇〇

生 年 月 日 昭和〇〇年〇月〇日

実印

- ・申請者印は実印で捺印すること
(申請者が連名の場合は、全申請者分の捺印をすること)
- ・氏名、住所は住民票と同一であること

共同申請者 郵 便 番 号 △△△-△△△△

(リース業者等) 住 所 △△県△△市△△ △-△△-△△

会 社 名 株式会社△△リース

代 表 者 等 名 △△ △△△

代表者印

- ・共同申請者は代表者印を捺印すること
※認印は不可
※共同申請者がいる場合のみ
※所有権がリース事業者にない場合
(支払い委託・個別クレジット)は、
共同申請としない

手続代行者 郵 便 番 号 □□□-□□□□

住 所 □□県□□市□□ □-□□-□□

会 社 名 株式会社□□

代 表 者 等 名 □□ □□□

代表者印

- ・手続代行者印は代表者印を捺印すること
※認印は不可
※手続代行者がいる場合のみ

平成 27 年度補正予算 住宅省エネルギー促進事業費補助金
交付申請書

事業年度は「27」と
記入すること

住宅省エネルギー促進事業費補助金交付規程（以下「交付規程」という。）第5条の規定に基づき、以下のとおり経済産業省からの住宅省エネルギー促進事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業の補助金の申請をします。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上申請します。

(2) 交付申請書(様式第1-2)

様式第1-2 (交付申請書)

【 個 人 】

- ・申請する住宅の所在地を記入
- ・該当する住宅区分及び地域区分を選択

1. 工事対象住宅の情報

申請住宅の住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〇〇 都道府県 〇〇 市区町村 〇〇 〇〇-〇〇-〇〇				
住宅区分	☒ 戸建住宅	☐ 集合住宅	所有区分	☒ 所有物件	☐ 転売物件
地域区分	1・2・3・4・ 5 ・6・7・8		☐ 賃貸物件(戸建のみ)	☐ 社宅(戸建のみ)	

2. 補助金交付申請予定額

1,155,999

円(対象費用の1/3)税抜

工事の着工予定日を記入

※補助限度額 一戸当たり150万円

3. 事業期間

着工予定日	平成 28 年 8 月 1 日	完了予定日	平成 28 年 9 月 30 日
-------	-----------------	-------	------------------

4. 暴力団排除に関する誓約

別紙1に記載の暴力団排除に関する誓約事項について熟読し、理解の上、これに同意します。

申請内容に係る一連の工事及び支払いが完了する日のことをいう

5. 申請者連絡先

消費税をのぞいた対象費用総額の1/3の金額を記入

電話番号	(〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	E-mail	reno @ sii.or.jp
FAX番号	(〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	緊急連絡先(携帯等)	(〇〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

6. 共同申請者 担当者連絡先

会社名	株式会社△△リース	所属	△△部
担当者	△△ △△△△	E-mail	kyoudou @ sii.or.jp
住所	〒 △△△ - △△△△ △△ 都道府県 △△ 市区町村 △△ △△-△△-△△		
電話番号	(△△) △△△△ - △△△△	緊急連絡先(携帯等)	(△△△) △△△△ - △△△△
FAX番号	(△△) △△△△ - △△△△		

7. 手続代行者連絡先

会社名	株式会社□□	所属	□□部 □□課
担当者	□□ □□□	E-mail	tetuzuki @ sii.or.jp
住所	〒 □□□ - □□□□ □□ 都道府県 □□ 市区町村 □□ □□-□□-□□		
電話番号	(□□) □□□□ - □□□□	緊急連絡先(携帯等)	(□□□) □□□□ - □□□□
FAX番号	(□□) □□□□ - □□□□		

(備考) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

- ・各種担当者は問い合わせ等で確実に対応出来る実務担当が望ましい
- ・Eメールが使用可能な場合は必ずEメールアドレスを記入
- ・緊急時に連絡が取れる連絡先を記入

(3) 暴力団排除に関する誓約事項(別紙1)

別紙1

様式1の「作成日」と同日であること

【 個人 】

平成 28 年 4 月 1 日

暴力団排除に関する誓約事項

- ・誓約内容について熟読すること
- ・申請書の提出をもって同意したとみなす

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(3) 暴力団排除に関する誓約事項 役員名簿(別紙2)

【 個 人 】

別紙 2

暴力団排除に関する誓約事項
役員名簿

法人・団体名等 : 株式会社△△リース

リース事業者との共同申請の場合のみ、
リース事業者の役員名簿を提出

氏名カナ	氏名漢字	生年月日				性別	役職名
		和暦	年	月	日		
ケンザイ タロウ	建材 太郎	S	30	1	1	M	会長
トウザイ カズオ	東西 一夫	S	40	12	31	M	代表取締役 社長
ナンボク ハナコ	南北 花子	S	50	9	30	F	代表取締役 副社長

(注1)
申請者が個人の場合は不要とする。ただし、リース事業者等との共同申請の場合は、リース事業者等の役員名簿を提出すること。

(注2)
集合住宅(分譲)の管理組合とリース事業者等との共同申請の場合等で、法人・団体等が異なる際は、それぞれの役員名簿を提出すること。

(注3)
役員名簿については、氏名カナ(全角、姓と名の間は半角で1マス空け)、氏名漢字(全角、姓と名の間は半角で1マス空け)、生年月日(全角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁全角)、性別(全角で男性はM、女性はF)、会社名及び役職名を記載する。(上記記載例参照)。
また、外国人については、氏名漢字欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

(4) 実施計画書(定型様式1) 2/2

9. 導入する断熱仕様
住宅に導入する「窓」「断熱材」の仕様情報を記入
＜窓・ガラス＞

導入・改修する断熱仕様
及び設備の情報を記入

【戸建】
定型様式1(2/2)

No	種別	SII登録型番	製品名	種 類		設置窓数
				ガラス仕様	建具仕様	
窓1	外窓	W99A01H	〇〇〇〇引違い窓	Low-E複層	樹脂製	5
窓2	外窓	W99A02T	〇〇〇〇縦すべり出し窓	Low-E複層	樹脂製	3
窓3	外窓	W99A03U	〇〇〇〇上げ下げ窓	Low-E複層	樹脂製	5
窓4						
窓5						
窓6						
窓7						
窓8						
窓9						
窓10						
合計(設置窓数)						13

＜断熱材＞

熱的境界部位	種別	SII登録型番	製品名	厚み(mm)	面積(m ²)
天井全面	吹付け系	DXYZ015PS	〇〇ウレタン	200	81.88
外壁	マット系	DXYZ011GW	〇〇グラスウール	105	97.38
床	ボード系	DXYZ023PH	〇〇フォーム	55	57.97

※吹込み・吹付け・真空断熱材等の製品を申請する場合は、以下に施

施工箇所	天井	施工業者名	〇〇断熱施工株式会社	支店名	〇〇支店
施工箇所		施工業者名		支店名	

＜蓄電池システム＞

パッケージ型番	メーカー名	容量
AAA0001BBB	〇〇電池株式会社	5.6 kWh

＜高効率給湯機＞

種類	製品型番	メーカー名	効 率					
			電気	ガス	石油	電気・ガス		
			年間給湯 (保温)効率	エネルギー 消費効率(%)	低位発熱量 基準 (LHV基準)	エネルギー 消費効率(%)	COP	ガス機器の 給湯部熱効 率(%)
【電気ヒートポンプ給湯機】(エコキュート) 【システム型番】	ABCD-E1234YZ	株式会社〇〇給湯機	3.0					

以下の高効率給湯機は複数の型番を記入すること
・【電気ヒートポンプ給湯機】(エコキュート)の場合、システム型番(ヒートポンプユニット、貯湯タンクユニットの組み合わせによる型番)、ヒートポンプユニット型番、貯湯タンクユニット型番の3型番
・【ガスエンジン給湯機】(エコウィル)の場合、発電ユニット型番と貯湯ユニット型番の2型番
・【ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機】(ハイブリッド給湯機)の場合、ヒートポンプユニット型番、貯湯ユニット型番、熱源機型番の2型番又は3型番

＜その他＞

No	改修部位	SII登録型番	種 類	設置カ所数 または面積(m ²)	備考
その他1					
その他2					
その他3					

(5) 費用総括表(定型様式2)

【戸建】
定型様式2

費用総括表

- ・見積書及び費用明細書を基に、改修部位ごとの補助対象費用の合計金額を下表に記入すること。
- ・補助対象の合計金額は、必ず[税抜]で記入すること。

＜見積書から補助対象費用を算出＞※費用明細書及び別添の見積書の金額と整合性が取れていること。

改修部位			補助対象の合計金額 [税抜]		摘要
補助対象	高性能建材	天井全面	計	266,000 円	
		外壁	計	655,000 円	
		床		277,000 円	
		外窓		1,020,000 円	
		内窓		円	
		ガラス	グレード A	計	円
			グレード S	計	円
	その他	計	円		
	建材の補助対象の合計金額(A)		計	2,218,000 円	
	高性能設備	蓄電システム(B)	計	1,238,000 円	見積書の金額と一致していること
高効率給湯機(C)		計	410,000 円		
補助対象外	その他工事費用・諸経費	見積書の補助対象外費用の合計を記入	2,114,000 円	見積書の金額と一致していること	
	消費税		480,000 円		
見積り合計金額(D) ※別添の見積書の合計金額と一致していること			計	6,460,000 円	建材の適用補助対象金額

＜【高性能建材】の申請予定額を算出＞

① 組合せ番号ごとの上限金額を算出

上限単価表の組合せ番号	断熱改修面積	×	適用上限単価	算定上限金額 (小数点以下切り捨て)
①-1	104.34	m ² ×	26,000 円/m ²	(E) 2,712,840 円

② 適用補助対象金額及び交付申請予定額を算出

- ・建材の申請予定額((F)/3)が補助限度額(150万円)を超える場合は、150万円とする。

建材の適用補助対象金額(F) ※(A)と(E)のいずれか低い金額	2,218,000 円	建材の申請予定額 [(F)/3]	739,333 円
-------------------------------------	-------------	---------------------	-----------

＜【高性能設備】の申請予定額を算出＞

改修部位	補助対象費用の1/3(G) [(B)/3, (C)/3]	蓄電システムの 容量による補助額(H)	設備別の限度額 (I)	設備の適用補助対象金額(J) ※(G)と(H)と(I)のいずれか低い金額
蓄電システム	計 412,666 円	5.6 kWh × 50,000 円 280,000 円	500,000 円	280,000 円
高効率給湯機	計 136,666 円		150,000 円	136,666 円
設備の適用補助対象金額 合計(K) ※(J)の合計				416,666 円
設備の申請予定額(L) ※((F)/3)又は(K)のいずれか低い金額				416,666 円

＜補助金交付申請予定額＞

補助金交付申請予定額(M) ((F)/3)+(L)	1,155,999 円
------------------------------	-------------

※【様式1-2 交付申請書】の「2. 補助金交付申請
予定額」に転記

建材の申請予定額((F)/3)と
設備の申請予定額(L)の合計金額

(6) 費用明細書(定型様式3) 窓

【戸建】
定型様式3

費用明細書【外窓】

外窓と内窓は別々に
費用明細書を作成

・見積書の各項目が税込金額で記載されている場合は、必ず[税抜]に修正して作成すること。
・窓番号は平面図との整合性をとり記入すること。

<補助対象費用>

費目	窓番号	改修工法	SII登録型番	メーカー名	製品名	ガラス仕様	窓数 (a)	単価(円) (b)	窓サイズ(mm)		面積(m ²) (c)	面積計 (a)×(c)	金額(円) [税抜] (a)×(b)	備考
									幅(W)	高さ(H)				
材料費	AW-1	外窓	W99A01H	〇〇株式会社	〇〇〇〇引違い窓	LoE複層	1	112,000	1,600	× 2,000	3.2	3.2	112,000	
	AW-2	外窓	W99A01H	〇〇株式会社	〇〇〇〇引違い窓	LoE複層	1	130,000	1,400	× 2,000	4.28	4.28	130,000	
	AW-3	外窓	W99A01H	〇〇株式会社	〇〇〇〇引違い窓	LoE複層	1	108,000	1,600	× 1,800	2.88	2.88	108,000	
	AW-4	外窓	W99A02T	〇〇株式会社	〇〇〇〇縦すべり窓	LoE複層	1	135,000	1,600	× 1,350	0.81	2.43	135,000	
	AW-5	外窓	W99A03U	〇〇株式会社	〇〇〇〇上げ下げ窓	LoE複層	1	168,000	1,600	× 1,100	0.66	2.64	168,000	
	AW-6	外窓	W99A03U	〇〇株式会社	〇〇〇〇上げ下げ窓	LoE複層	1	38,000	600	× 900	0.54	0.54	38,000	
				株式会社	〇〇〇〇引違い窓	LoE複層	1	63,000	1,650	× 750	1.23	1.23	63,000	
				株式会社	〇〇〇〇引違い窓	LoE複層	1	78,000	1,650	× 1,300	2.14	2.14	78,000	
									×					
									×					
									×					
									×					
									×					
									×					
									×					
数量・材料費計							13						832,000	

費目	工事内容	数量	単位	単価(円)	金額(円) [税抜]	備考
工事費	既存外窓解体費	13	窓	5,000	65,000	
	外窓取付(AW-1、2、3)	3	窓	10,000	30,000	
	外窓取付(AW-4、5、6)	8	窓	5,000	40,000	
	外窓取付(AW-7、8)	2	窓	7,000	14,000	
	運送費	13	窓	3,000	39,000	
工事費計					188,000	
補助対象合計金額[税抜]					1,020,000	

※当様式は定型様式ではあるが、行数の調整等の変更は可

(6) 費用明細書(定型様式3) ガラス

【戸建】
定型様式3

費用明細書【 ガラスの交換 】

- ・見積書の各項目が税込金額で記載されている場合は、必ず[税抜]に修正して作成すること。
- ・窓番号、ガラス番号は平面図との整合性をとり記入すること。

・以降の費用明細に記入する製品の改修工法とグレードを記入すること。

改修工法

グレード

改修工法別、グレード別に
費用明細を作成

必ず税抜金額を記入

※複数枚に及ぶ場合
(/ ページ)

<補助対象費用>

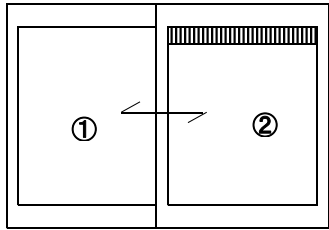
費目	窓番号	ガラス番号	SII登録型番	メーカー名	製品名	枚数 (a)	単価(円) (b)	ガラスサイズ(mm)		面積(m ²) (c)	面積計 (a) × (c)	金額(円) [税抜] (a) × (b)	備考
								幅(W)	高さ(H)				
材料費								×		0	0	0	
								×		0	0	0	
								×		0	0	0	
								×		0	0	0	
								×		0	0	0	
数量・材料費計						0						0	

窓番号、ガラス番号は平面図との
整合性をとり記入

SIIに登録された高性能建材の
登録型番を記入

ガラスサイズ(mm)を入力すること
※面積(m²)は自動計算される
(小数点以下第3位を切り捨て)

ガラス番号例示
AW1-①・②



補助対象となる材料費を記入

費目	工事内容	数量	単位	単価(円)	金額(円) [税抜]	備考
工事費					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
工事費計					0	

カバー工法・建具交換の場合、
サッシ枠等の材料費は工事費に記入

補助対象製品の設置・取付に必要な費用の内、
補助対象となる工事費を記入

補助対象合計金額[税抜]

0

※「費用総括表」の該当する改修工法の費用明細の補助対象金額(A)に転記する

(6) 費用明細書(定型様式3) 断熱材

・λ値は小数点以下第4位を四捨五入して、小数点以下第3位までを記入
・R値は小数点以下第2位を切り捨てて、小数点以下第1位までを記入

【戸建】
定型様式3

費用明細書【天井・外壁・床】

・見積書の各項目が税込金額で記載されている場合は、必ず[税抜]に修正して作成すること。

・単位は「㎡」表示とすること
・小数点以下第2位まで、3位以下切り捨てとする

＜補助対象費用＞

費目	部位	構成	種別	SII登録型番	メーカー名	製品名	熱伝導率 (λ 値)	厚み (mm)	熱抵抗抗値 (R値)	合計 熱抵抗抗値 (R値)	面積 (㎡)	金額(円) [税抜]	備考		
材料費	【天井 全面】	一層目	吹付け系	DXYZ015PS	株式会社〇〇〇	〇〇ウレタン	0.036	200	5.5	5.5	81.88	㎡	164,000		
		二層目										㎡			
												計	164,000		
	【外壁】	一般部	一層目	マット系	DXYZ011GW	株式会社△△△	〇〇グラスウール	0.038	105	2.7	2.7	97.38	㎡	190,000	
			二層目												
		階段部	一層目										㎡		
			二層目												
													計	190,000	
		【床】	接する部分 外気に	一層目	ボード系	DXYZ023PH	□□□株式会社	〇〇フォーム	0.024	55	2.2	2.2	57.97	㎡	145,000
				二層目										㎡	
	その他の部分		一層目										㎡		
			二層目										㎡		
												計	145,000		

SIIに登録された高性能建材の登録型番を記入

該当する種別を選択
＜選択肢＞
・ボード系
・マット系
・吹込み系
・吹付け系
・真空断熱材
・その他

必ず税抜金額を記入

補助対象となる材料費を記入

費目	部位	工事内容	数量	単位	金額(円) [税抜]	備考
工事費	【天井 全面】	吹付け費用	81.88	㎡	82,000	
		天井点検口設置	2	台	20,000	
					計	102,000
	【外壁】	断熱材(マット)敷設費	97.38	㎡	76,000	
		既設外壁撤去費	97.38	㎡	38,000	
		既設外壁復旧費	97.38	㎡	76,000	
		仮設足場費	97.38	㎡	57,000	
		養生費	97.38	㎡	190,000	
		運送費	97.38	㎡	28,000	
					計	465,000
	【床】	断熱材(ボード)敷設費	57.97	㎡	46,000	
		既設床撤去費	57.97	㎡	23,000	
		既設床復旧費	57.97	㎡	46,000	
		運送費	57.97	㎡	17,000	
					計	132,000

必ず税抜金額を記入

補助対象製品の設置・取付に必要な費用の内、補助対象となる工事費を記入

それぞれの部位別に材料費・工事費の合計を算出

補助対象合計金額[税抜]	天井全面	266,000
	外壁	655,000
	床	277,000

※当様式は定型様式ではあるが、行数の調整等の変更は可

(6) 費用明細書(定型様式3) 高性能設備

【戸建】
定型様式3

費用明細書【蓄電システム・高効率給湯機】

・見積書の各項目が税込金額で記載されている場合は、必ず[税抜]に修正して作成すること。

※複数枚に及ぶ場合
(/ ページ)

＜補助対象費用＞

【蓄電システム】

費目	パッケージ型番	メーカー名	数量	金額(円) [税抜]	備考
材料費	AAA0001BBB	〇〇電池株式会社	1	1,158,000	
	補助対象となる材料費を記入		SIIに登録された蓄電システムの パッケージ型番を記入		必ず税抜金額を記入
設備費計			1	1,158,000	

費目	工事内容	数量	単位	金額(円) [税抜]	備考
工事費	製品設置基礎工事費	1	台	35,000	
	据付工事費	1	台	25,000	
	電気配線工事費	1	台	20,000	
工事費計				80,000	

蓄電システム 補助対象合計金額[税抜]				1,238,000	
---------------------	--	--	--	-----------	--

【高効率給湯機】

費目	種類	製品型番	メーカー名	数量	金額(円) [税抜]	備考
材料費	電気ヒートポンプ給湯機(エコキュート)	ABCD-E1234YZ	株式会社〇〇給湯機	1	315,000	
	補助対象となる材料費を記入				必ず税抜金額を記入	
	設備費計			1	315,000	

費目	工事内容	数量	単位	金額(円) [税抜]	備考
工事費	製品設置基礎工事費	1	台	35,000	
	据付工事費	1	台	25,000	
	電気配線工事費	1	台	20,000	
	配管工事費	1	台	15,000	
工事費計				95,000	

高効率給湯機 補助対象合計金額[税抜]				410,000	
---------------------	--	--	--	---------	--

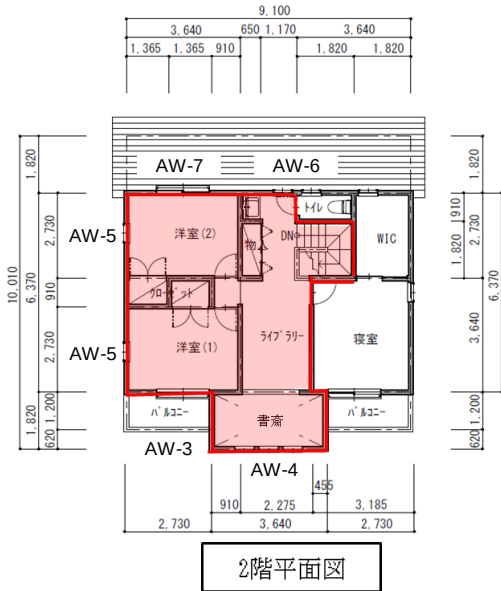
※当様式は定型様式ではあるが、行数の調整等の変更は可

(7) 平面図・立面図の求積表記載例

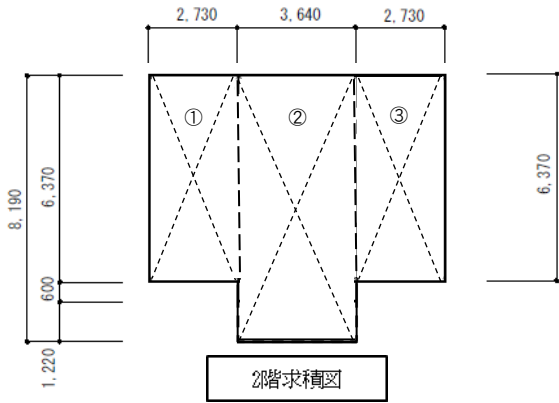
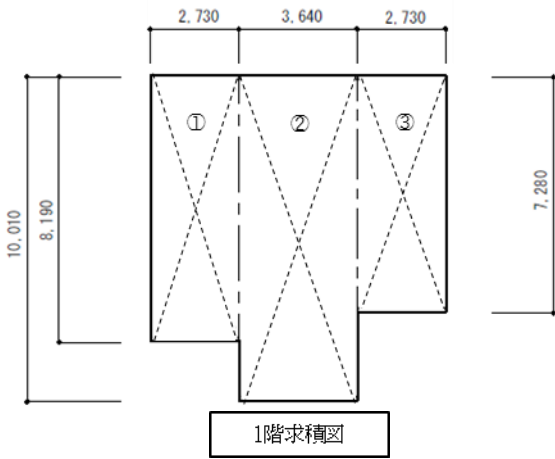
【参考資料】

- ・断熱改修床面積算出における図面の作成例
- 算出条件: 組合せ番号 1-1
- 改修部位: 天井、外壁、床、窓

<参考モデル> …断熱改修床面積部



1. 延べ床面積の算出



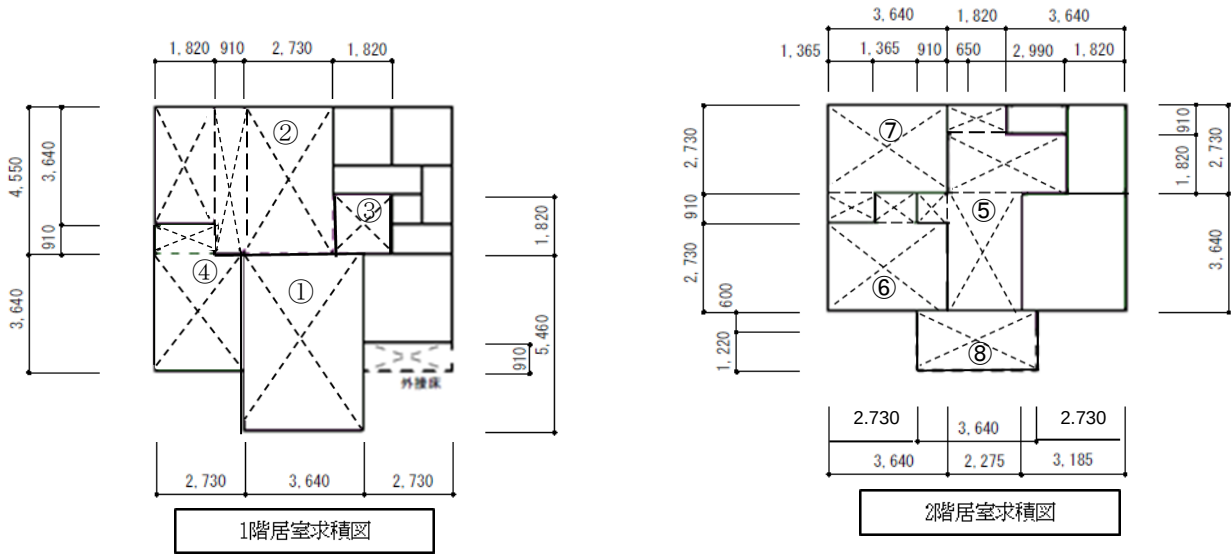
<延床面積求積表>

床面積		
1階		
番号	計算式	面積(㎡)
①	2.73 x 8.19	22.3587
②	3.64 x 10.01	36.4364
③	2.73 x 7.28	19.8744
1階床面積		78.6695
2階		
①	2.73 x 6.37	17.3901
②	3.64 x 8.19	29.8116
③	2.73 x 6.37	17.3901
2階床面積		64.5918
床面積の合計		143.2613

床面積表(㎡)	
1階	78.6695
2階	64.5918
延べ床面積	143.2613

(7) 平面図・立面図の求積表記載例

2. 改修する床面積合計及び改修率の算出



<1階断熱改修床面積 求積表>

番号	室名	計算式	面積(㎡)
①	リビング	3.64 x 5.46	19.8744
②	ダイニング・キッチン	2.73 x 4.55	12.4215
		0.91 x 4.55	4.1405
		1.82 x 3.64	6.6248
③	階段・物入	1.82 x 1.82	3.3124
④	和室6帖・押入	2.73 x 3.64	9.9372
		1.82 x 0.91	1.6562
1階断熱改修床面積の合計			57.9670

<2階断熱改修床面積 求積表>

番号	室名	計算式	面積(㎡)
⑤	ライブラリー 階段 物入	2.275 x 3.64	8.2810
		3.64 x 1.82	6.6248
		1.82 x 0.91	1.6562
		0.91 x 0.91	0.8281
⑥	洋室(1) クローゼット	3.64 x 2.73	9.9372
		1.365 x 0.91	1.2422
⑦	洋室(2) クローゼット	3.64 x 2.73	9.9372
		1.365 x 0.91	1.2422
⑧	書斎	3.64 x 1.82	6.6248
2階断熱改修床面積の合計			46.3736

改修率＝

57.96㎡ + 46.37㎡

143.26㎡(延べ床面積)

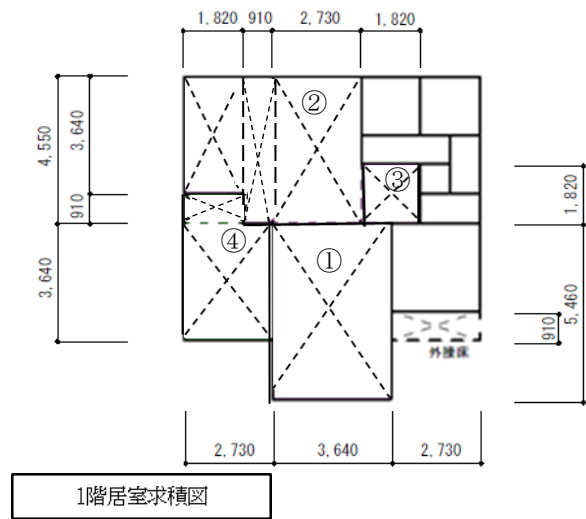
×

100

＝ 72.8%

(7) 平面図・立面図の求積表記載例

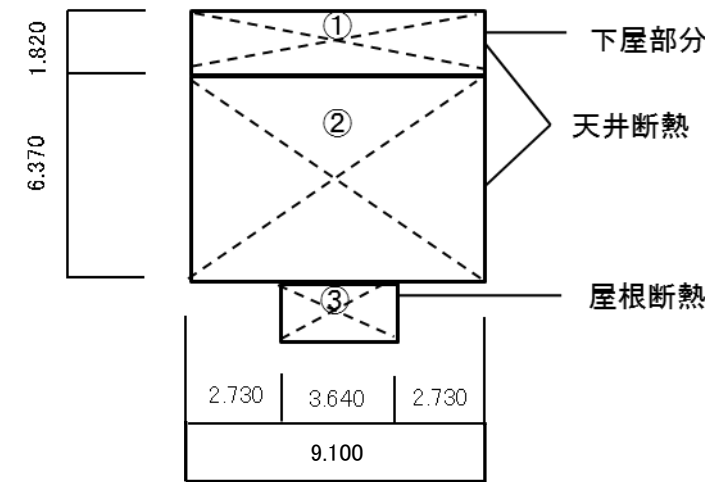
3. 【床】断熱改修対象面積



＜床断熱改修面積 求積表＞

番号	室名	計算式	面積(㎡)
①	リビング	3.64 x 5.46	19.8744
②	ダイニング・キッチン	2.73 x 4.55	12.4215
		0.91 x 4.55	4.1405
		1.82 x 3.64	6.6248
③	階段・物入	1.82 x 1.82	3.3124
④	和室6帖・押入	2.73 x 3.64	9.9372
		1.82 x 0.91	1.6562
断熱改修床面積の合計			57.9670

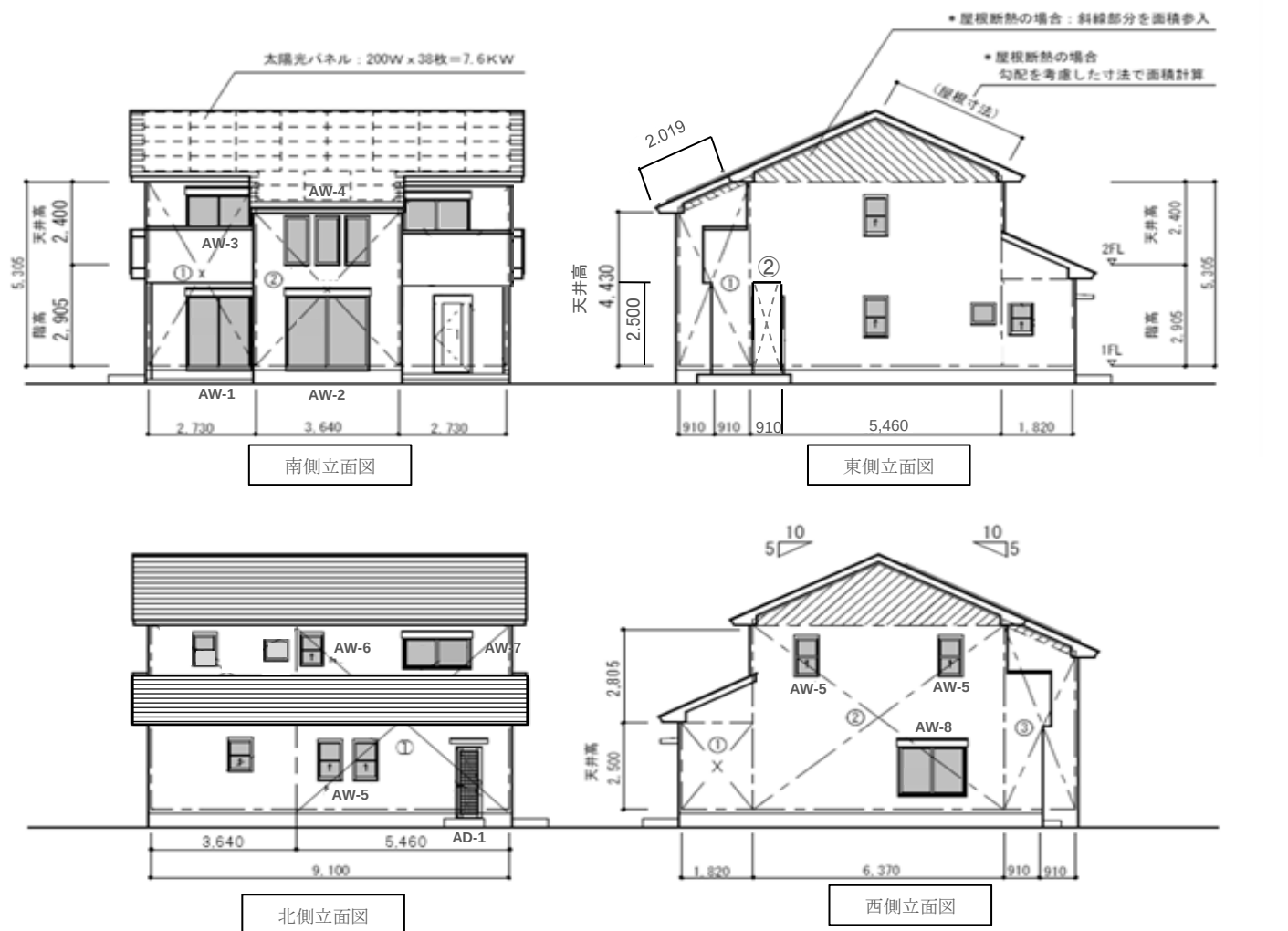
4. 【天井全面】断熱改修対象面積



＜天井断熱改修面積 求積表＞

番号	計算式	面積(㎡)
①	9.1 x 1.82	16.5620
②	9.1 x 6.37	57.9670
③	3.64 x 2.019※	7.3492
天井断熱改修面積の合計		81.8782

※屋根寸法



5. 【外壁】断熱改修対象面積

＜開口部 求積表＞

方角	窓番号	計算式	小計(㎡)
南側	AW-1	1.60 x 2.00	12.7900
	AW-2	2.14 x 2.00	
	AW-3	1.60 x 1.80	
	AW-4	0.60 x 1.35	
		0.60 x 1.35	
		0.60 x 1.35	
北側	AW-5	0.60 x 1.10	3.0975
		0.60 x 1.10	
	AW-6	0.60 x 0.90	
	AW-7	1.65 x 0.75	
西側	AW-8	1.65 x 1.30	3.4650
	AW-5	0.60 x 1.10	
		0.60 x 1.10	
小計			19.3525
ドア	AD-1	0.65 x 1.80	1.1700
合計			20.5225

＜外壁断熱改修面積 求積表＞

開口部含む					開口部除く	
方角	番号	計算式	面積(㎡)	小計(㎡)	開口部(㎡)	小計(㎡)
南側	①	2.73 x 5.305	14.4827	30.6079	-12.7900	17.8179
	②	3.64 x 4.430	16.1252			
東側	①	(4.43 + 5.305) x 1/2 x 1.82	8.85885	11.1339	0	11.1339
	②	0.91 x 2.50	2.275			
北側	①	5.46 x 5.305	28.9653	28.9653	-4.2675	24.6978
西側	①	1.82 x 2.500	4.55	47.2017	-3.4650	43.7367
	②	6.37 x 5.305	33.7929			
	③	(4.43 + 5.305) x 1/2 x 1.82	8.85885			
合計				117.9088	-20.5225	97.3863

↑
外壁断熱改修面積

(8) 個別エネルギー計算書(平成25年基準)(定型様式4) 1/2

「個別エネルギー計算書(平成25年基準)」の提出は該当者のみです。

【戸建】定型様式4
(1/2)

個別エネルギー計算書 (平成25年基準 戸建住宅用)

【1】計算手順

- ① 「断熱改修前の住宅のq値、m₀値、m_H値」を算出(q_a、m_{0a}、m_{Ha}) ※外皮性能(q値、m₀値、m_H値)を算出した計算書を要別添

q値: 単位温度差当たりの外皮熱損失量
m₀値: 単位日射強度当たりの冷房期日射熱取得量
m_H値: 単位日射強度当たりの暖房期日射熱取得量

- ② 「断熱改修前の設計一次エネルギー消費量」(E_a)を算出 ※算定プログラムで「省エネ基準 一次エネルギー消費量計算 結果(住宅)」を出力の上、要別添

「住宅・住戸の省エネルギー性能の判定プログラム」にて、下記の入力条件で求める。

<入力条件>

【基本情報】

- ・床面積(主たる居室、その他の居室、合計)は、当該住宅(改修前)の面積を入力。
- ・『年間日射地域区分』を指定し、当該住宅の含まれる区分を入力。

【暖冷房】

- ・『外皮』のq値、m₀値、m_H値は①で求めた値を入力。
- ・『通風の利用』は原則として「通風を利用しない」とする。
- ・『蓄熱の利用』は原則として「利用しない」とする。

【換気】【給湯】【照明】【発電】

- ・当該住宅(改修前)の設備仕様を入力。
- ・『換気回数』は「0.5回/h」を選択。

- ③ 「断熱改修前の空調設備設計一次エネルギー消費量」(AE_a)を算出

②で算定された「暖房設備一次エネルギー消費量」と「冷房設備一次エネルギー消費量」の和を求める。

- ④ 「断熱改修後の住宅のq値、m₀値、m_H値」を算出(q_b、m_{0b}、m_{Hb}) ※外皮性能(q値、m₀値、m_H値)を算出した計算書を要別添

- ⑤ 「断熱改修後の設計一次エネルギー消費量」(E_b)を算出 ※算定プログラムで「省エネ基準 一次エネルギー消費量計算 結果(住宅)」を出力の上、要別添

「住宅・住戸の省エネルギー性能の判定プログラム」にて、下記の入力条件で求める。

<入力条件>

【基本情報】

- ・床面積(主たる居室、その他の居室、合計)は、当該住宅(改修後)の面積を入力。

【暖冷房】

- ・『外皮』のq値、m₀値、m_H値は④で求めた値を入力。

※上記以外の【暖冷房】【換気】【給湯】【照明】【発電】の項目は、改修前と同じ設備仕様(②で入力した数値等)を入力。

- ⑥ 「断熱改修後の空調設備設計一次エネルギー消費量」(AE_b)を算出

⑤で算定された「暖房設備一次エネルギー消費量」と「冷房設備一次エネルギー消費量」の和を求める。

- ⑦ 一次エネルギー消費の削減率(Ⅰ)の算出

②で求めた「断熱改修前の設計一次エネルギー消費量」(E_a)、③で求めた「断熱改修前の空調設備設計一次エネルギー消費量」(AE_a)、⑥で求めた「断熱改修後の空調設備設計一次エネルギー消費量」(AE_b)から以下の式により算出する。

$$\begin{aligned} \text{一次エネルギー消費削減率(Ⅰ)} &= \frac{[\text{断熱改修前の空調設備設計一次エネルギー消費量(AE}_a\text{)}] - [\text{断熱改修後の空調設備設計一次エネルギー消費量(AE}_b\text{)}]}{\text{断熱改修前の設計一次エネルギー消費量(E}_a\text{)}} \\ &= \frac{AE_a - AE_b}{E_a} \times 100 \geq 15\% \end{aligned}$$

⑦で一次エネルギー消費削減率が15%以上とならなかった場合は、以下の⑧～⑩のエアコンディショナー等の空調設備改修による一次エネルギー削減効果又は、⑪～⑬の高効率給湯機による一次エネルギー削減効果を加算し、15%以上の削減効果を算出すること(両方を加算しても可とする)。

<エアコンディショナー等の削減効果を加算する場合>

エアコンディショナー等の空調設備改修による一次エネルギー削減効果を加算可能(以下、⑧～⑩の手順)。

※この場合も、「断熱改修後の設計一次エネルギー消費量」(E_b)の算出は行うこと。

但し、導入・改修するエアコンディショナーはエネルギー消費効率が区分(イ)を満たす機種に限る。

- ⑧ 「断熱改修後の設計一次エネルギー消費量(空調設備改修含む)」(E_c)を算出

※算定プログラムで「省エネ基準 一次エネルギー消費量計算 結果(住宅)」を出力の上、要別添

「住宅・住戸の省エネルギー性能の判定プログラム」にて、下記の入力条件で求める。

<入力条件>

【暖冷房】

- ・『暖房設備』『冷房設備』は改修後の設備仕様を入力

※上記以外の【基本情報】【暖冷房】【換気】【給湯】【照明】【発電】の各項目は、⑤と同じ数値等を入力。

- ⑨ 「断熱改修後の空調設備設計一次エネルギー消費量(空調設備改修含む)」(AE_c)を算出

⑧で算定された「暖房設備一次エネルギー消費量」と「冷房設備一次エネルギー消費量」の和を求める。

- ⑩ 一次エネルギー消費量の削減率(空調設備改修含む)(Ⅱ)の算出

②で求めた「断熱改修前の設計一次エネルギー消費量」(E_a)、③で求めた「断熱改修前の空調設備設計一次エネルギー消費量」(AE_a)、⑨で求めた「断熱改修後の設計一次エネルギー消費量(空調設備改修含む)」(AE_c)から以下の式により、設計一次エネルギー消費量の削減率(Ⅱ)を算出する。

$$\begin{aligned} \text{一次エネルギー消費削減率} \\ \text{(空調設備改修含む)(Ⅱ)} &= \frac{AE_a - AE_c}{E_a} \times 100 \geq 15\% \end{aligned}$$

(8) 個別エネルギー計算書(平成25年基準)(定型様式4) 2/2

【戸建】定型様式4
(2/2)

＜高効率給湯機の削減効果を加算する場合＞
本事業の対象製品の要件を満たす高効率給湯機の導入・改修による一次エネルギー削減効果を加算可能(以下、⑪～⑬の手順)。
※この場合も、「断熱改修後の設計一次エネルギー消費量」(Eb)の算出は行うこと。

⑪ 「断熱改修前の給湯設計一次エネルギー消費量」(WEa)を算出
⑫ で算定された「給湯設備一次エネルギー消費量」を求める。

⑬ 「断熱改修後の給湯設計一次エネルギー消費量」(WEd)を算出
※算定プログラムで「省エネ基準 一次エネルギー消費量計算 結果(住宅)」を出力の上、要別添

「住宅・住戸の省エネルギー性能の判定プログラム」にて、下記の入力条件で求める。
＜入力条件＞

【給湯】

・「給湯」は改修後の設備仕様を入力

※上記以外の【基本情報】【暖冷房】【換気】【給湯】【照明】【発電】の各項目は、⑤と同じ数値等を入力。

⑬ 一次エネルギー消費量の削減率(給湯設備改修含む)(Ⅲ)の算出

⑫ で求めた「断熱改修前の設計一次エネルギー消費量」(Ea)、⑪ で求めた「断熱改修前の給湯設計一次エネルギー消費量」(WEa)、
⑬ で求めた「断熱改修後の給湯設計一次エネルギー消費量」(WEd)から以下の式により、設計一次エネルギー消費量の削減率(Ⅲ)を算出する。
※エアコンディショナー等空調設備改修による一次エネルギー削減効果を加味する場合は下式AEbをAEcとして算出する。

$$\text{一次エネルギー消費削減率(給湯改修含む)(Ⅲ)} = \frac{(AEa - AEb) + (WEa - WEd)}{Ea} \times 100 \geq 15\%$$

3カ所全てに数値を入力

左記「AEa」「AEb」「Ea」に数値を記入すると自動計算される

【2】計算ツール

(1) 「AEa」「AEb」「Ea」の値を以下に入力し、「一次エネルギー消費の削減率(Ⅰ)」を算出

AEa	AEb	Ea
100	75	500

$$\text{一次エネルギー消費削減率(Ⅰ)} = 5.0\% \geq 15\%$$

(2) 「AEc」の値を以下に入力し、「一次エネルギー消費の削減率(空調設備改修含む)(Ⅱ)」を算出

※一次エネルギー消費削減率(Ⅰ) < 15% の場合のみ

AEc
50

$$\text{一次エネルギー消費削減率(空調設備改修含む)(Ⅱ)} = 10.0\% \geq 15\%$$

(3) 「WEa」「WEd」の値を以下に入力し、「一次エネルギー消費の削減率(給湯改修含む)(Ⅲ)」を算出

※エアコンディショナー等空調設備改修による一次エネルギー削減効果を加味しない場合

※一次エネルギー消費削減率(Ⅰ) < 15% の場合のみ

WEa	WEd

$$\text{一次エネルギー消費削減率(給湯機改修含む)(Ⅲ)} = 5.0\% \geq 15\%$$

(3)´ 「WEa」「WEd」の値を以下に入力し、「一次エネルギー消費の削減率(空調設備・給湯機改修含む)(Ⅲ´)」を算出

※エアコンディショナー等空調設備及び給湯機改修による一次エネルギー削減効果を加味する場合

※一次エネルギー消費の削減率(空調設備改修含む(Ⅱ)) < 15% の場合のみ

WEa	WEd
37	12

$$\text{一次エネルギー消費削減率(空調設備・給湯改修含む)(Ⅲ´)} = 15.0\% \geq 15\%$$

(9) 交付要件等確認書(定型様式8)

・該当する全ての項目を確認、
チェックすること
・共同申請者がいない場合は「申請者
確認欄」のみチェックすること

【戸建】
定型様式8

交付要件等確認書

(交付申請について)	申請者 確認欄	共同申請者 確認欄
申請者は、本補助金の事業内容を全て承知の上で、一般社団法人 環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という)に必要な申請書類を提出すること。 なお、提出された申請書をSIIが審査した結果、補助金の交付対象にならない場合があることを申請者が承知したうえで申請を行うこと。 また、申請者(手続代行者がいる場合は手続代行者も含む)は、提出前に必ず申請書をコピーし、控えておくこと。	☒	☒
(補助事業者の資格)		
申請者は、申請する既築住宅の所有者であり、その住宅に常時居住している、又は、申請する既築住宅(戸建の賃貸)の所有者である。	☒	☒
(工事請負契約及び工事期間について)		
申請時点(今現在)において、補助対象工事及び関連工事の契約・着工は行っていない。	☒	☒
交付決定以降、契約・工事着工することを理解し、了承している。	☒	☒
(個人情報の利用目的について)		
当事業における個人情報の利用目的(公募要領P28)について理解し、了承している。	☒	☒
(申請提出書類一式について)		
申請書及び添付書類一式について責任をもち、虚偽、不正の記載が一切ないことを確認している。	☒	☒
(申請する対象製品の仕様について)		
SIIに登録された対象製品を導入し、住宅全体の一次エネルギー消費量が15%以上削減される見込みである住宅であることを確認している。	☒	☒
導入する対象製品の性能が損なわれないように、適切に施工される住宅であることを確認している。	☒	☒
対象製品及び工事に関し、申請者又は共同申請者と、施工業者との契約、施工、製品等の品質・性能、燃料等の調達、導入完了後の保守や保証等、知的財産権等をSIIは保証しないこと及び万一、前述に関する紛争等が起きても、SIIは関与しないことを理解し、了承している。	☒	☒
(交付決定について)		
当事業が、必ず採択されるものではないことを理解し、了承している。	☒	☒
補助率及び補助金の上限額が公募要領のP9の内容であることを理解し、了承している。	☒	☒
高性能設備(蓄電システム・高効率給湯機)の導入・改修に係る補助金額の合計は、高性能建材を活用した改修に係る補助金額の合計以下であることを理解し、了承している。	☒	☒
(現地調査及び取材等の協力)		
SIIが補助金交付の確定のために現地調査を行う際、協力する。	☒	☒
補助事業者となった際に、SIIが行う取材等に協力出来る。	☒	☒
(手続代行者について)		
手続代行者が公募要領のP26の要件を満たしていることを確認している。	☒	☒
申請者、共同申請者及び手続代行者は互いに連携を図り、事業が円滑に推進出来るよう努める。	☒	☒
SIIが発行する各種書類が、申請者又は共同申請者へ通知されたことをSIIは手続代行者へも連絡する場合がある。	☒	☒

以上の内容に相違ないことを確認しました。

・必ず申請者自身が署名・捺印すること
※手続代行者は不可とする
・様式第1と同一名を記入すること

共同申請者氏名は代表者名又は
連絡担当者名を署名し、捺印すること

平成 28 年 4 月 1 日

申請者氏名

〇〇 〇〇〇

共同申請者氏名

株式会社△△リース △△ △△△

署名は必ず手書きであること

実印

代表者印

必ず申請者ご本人がご署名の上、実印をご捺印ください。
共同申請者氏名は、代表者名又は連絡担当者名をご署名の上、実印をご捺印ください。

5-2 集合住宅(個人)の申請の場合

集合住宅(分譲)の個人所有者、又は転売後の個人所有者(リース事業者等との共同申請を含む)による申請の場合は、本様式にて申請すること。

- ・提出書類チェックリスト
- ・交付申請書【個人】(様式第1、様式第1-2)
- ・暴力団排除に関する誓約事項、役員名簿(別紙1、別紙2)
- ・実施計画書(定型様式1)
- ・費用総括表(定型様式2)
- ・費用明細書(定型様式3)
- ・リース等料金計算書(定型様式6) ※P97参照
- ・個別クレジット契約による補助金に関する取決書(定型様式7) ※P98参照
- ・交付要件等確認書(定型様式8)

5-2 集合住宅(個人)の申請の場合

(1) 提出書類チェックリスト

・申請者名を記入(連名の場合は全員分)
・共同申請者がいる場合は共同申請者名を記入
・手続代行者がいる場合は手続代行者名を記入

提出書類チェックリスト

申請者名	〇〇 〇〇〇
共同申請者名	株式会社△△リース
手続代行者名	株式会社□□
申請建物の形態	集合住宅(個人)

申請に必要な
提出書類を全て揃える

チェックを入れる

◆提出書類にある ○:提出必須 該:該当する申請者のみ提出が必要

No	様式	書類名	提出形態	提出書類	提出書類 チェック欄
1	様式第1・1-2	交付申請書【個人】	原本(実印付き)	○	☒
2	別紙1・2	暴力団排除に関する誓約事項 役員名簿 ※1	原本	○	☒
3	定型様式1	実施計画書	原本	○	☒
4	定型様式2	費用総括表	原本	○	☒
	定型様式3	費用明細書 ※2	原本	○	☒
	自由	見積書のコピー	コピー	○	☒
5	自由	平面図	コピー	○	☒
		立面図・屋根伏図・床伏図等	コピー	該※3	☒
6	自由	施工登録店証明書等 ※4	原本/コピー	該	☐
7	自由	改修前写真(建物全景写真)	原本	○	☒
8	自由	個別エネルギー計算書	原本	該※5	☐
	自由又は 定型様式5	q値・m _C 値・m _H 値算出計算書	原本	該※5	☒
9	自由	住民票 ※6 ※7	原本	○	☒
10	自由	印鑑登録証明書 ※6	原本	○	☒
11	自由	管理組合の管理規約等	コピー	○	☒
12	自由	リース契約書(案)	コピー	該	☒
	定型様式6	リース等料金計算書	原本	該	☐
	自由	支払い委託契約書(案)	コピー	該	☐
	定型様式7	個別クレジット契約による補助金に 関する取決書	原本	該	☐
13	定型様式8	交付要件等確認書	原本(実印付き)	○	☒
14	本紙	提出書類チェックリスト	原本	○	☒

※1 リース事業者等との共同申請の場合は、リース事業者等の役員名簿を提出すること。
※2 改修する対象製品に対応する費用明細書を全て提出すること。
※3 断熱材による改修を行う場合は、提出すること。
※4 真空断熱材製品を使用する場合は、メーカーが発行する施工登録店証明書、又は届出書を提出すること。
※5 公募要領P16の「エネルギー計算結果早見表(集合住宅)」において、「個別の計算」に該当する場合のみ提出すること。
個別の計算をする場合は、住宅用熱負荷の計算プログラムを用いて住宅全体の設計一次エネルギー消費量の15%以上の削減が見込まれる計算書を添付すること。
※6 住民票・印鑑登録証明書はいずれも申請日から3ヵ月以内のものとする。
転売物件で、申請時にまだ住民票が移されていない場合は、売買契約書のコピーを提出すること。
※7 住民票を送付する際は、マイナンバーの記載のない当該資料を送付すること。
マイナンバーの記載のある書類が送付された場合には、SIIIにて黒塗り等の処理を行う。

(2) 交付申請書(様式第1)

【 個人 】

様式第1 (交付申請書)

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代 表 理 事 赤池 学 殿

書類の作成日
(捺印した日付)を記入
※公募期間内であること

平成 28 年 4 月 1 日

代表理事名は「赤池学」と
記入すること

申 請 者 郵 便 番 号 〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 〇〇都〇〇区 〇-〇〇-〇〇

(ふりがな) 〇〇 〇〇〇

氏 名 〇〇 〇〇〇

生 年 月 日 昭和〇〇年〇月〇日

実
印

- ・申請者印は実印で捺印すること
(申請者が連名の場合は、全申請者分の
捺印をすること)
- ・氏名、住所は住民票と同一であること

共同申請者 郵 便 番 号 △△△-△△△△

リース業者等) 住 所 △△県△△市△△ △-△△-△△

会 社 名 株式会社△△リース

代 表 者 等 名 △△ △△△

代
表
者
印

- ・共同申請者は代表者印を捺印すること
※認印は不可
※共同申請者がいる場合のみ
※所有権がリース事業者でない場合
(支払い委託・個別クレジット)は、
共同申請としない

手続代行者 郵 便 番 号 □□□-□□□□

住 所 □□県□□市□□ □-□□-□□

会 社 名 株式会社□□

代 表 者 等 名 □□ □□□

代
表
者
印

- ・手続代行者印は代表者印を捺印すること
※認印は不可
※手続代行者がいる場合のみ

平成 27 年度補正予算 住宅省エネルギー促進事業費補助金
交付申請書

事業年度は「27」と
記入すること

住宅省エネルギー促進事業費補助金交付規程（以下「交付規程」という。）第5条の規定に基づき、以下のとおり経済産業省からの住宅省エネルギー促進事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業の補助金の申請をします。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上申請します。

(2) 交付申請書(様式第1-2)

様式第1-2 (交付申請書)

記

- ・申請する住宅の所在地を記入
- ・該当する住宅区分及び地域区分を選択

1. 工事対象住宅の情報

申請住宅の住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〇〇 都道府県 〇〇 市区町村 〇〇 〇〇-〇〇-〇〇				
住宅区分	☐ 戸建住宅	☒ 集合住宅	所有区分	☒ 所有物件	☐ 転売物件
地域区分	1・2・3・4・ 5 ・6・7・8			☐ 賃貸物件(戸建のみ)	☐ 社宅(戸建のみ)

2. 補助金交付申請予定額

150,900

円(対象費用の1/3)税抜

※補助限度額 一戸あたり150万円

工事の着工予定日を記入

3. 事業期間

着工予定日	平成 28 年 7 月 16 日	完了予定日	平成 28 年 7 月 31 日
-------	------------------	-------	------------------

申請内容に係る一連の工事及び支払いが完了する日のことをいう

4. 暴力団排除に関する誓約

別紙1に記載の暴力団排除に関する誓約事項について熟読し、理解の上、これに同意します。

5. 申請者連絡先

消費税をのぞいた対象費用総額の1/3の金額を記入
(補助限度額150万円を超える場合は150万円と記入)

電話番号	(〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	緊急連絡先(携帯等)	(〇〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇
FAX番号	(〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇		

6. 共同申請者 担当者連絡先

会社名	株式会社△△リース	所属	△△部
担当者	△△ △△△△	E-mail	kyoudou @ sii.or.jp
住所	〒 △△△ - △△△△ △△ 都道府県 △△ 市区町村 △△ △△-△△-△△		
電話番号	(△△) △△△△ - △△△△	緊急連絡先(携帯等)	(△△△) △△△△ - △△△△
FAX番号	(△△) △△△△ - △△△△		

7. 手続代行者連絡先

会社名	株式会社□□	所属	□□部 □□課
担当者	□□ □□□	E-mail	tetuzuki @ sii.or.jp
住所	〒 □□□ - □□□□ □□ 都道府県 □□ 市区町村 □□ □□-□□-□□		
電話番号	(□□) □□□□ - □□□□	緊急連絡先	(□□□) □□□□ - □□□□
FAX番号	(□□) □□□□ - □□□□		

- ・各種担当者は問い合わせ等で確実に対応出来る実務担当が望ましい
- ・Eメールが使用可能な場合は必ずEメールアドレスを記入
- ・緊急時に連絡が取れる連絡先を記入

(備考) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

(3) 暴力団排除に関する誓約事項(別紙1)

別紙1

様式1の「作成日」と同日であること

【 個 人 】

平成 28 年 4 月 1 日

暴力団排除に関する誓約事項

- ・誓約内容について熟読すること
- ・申請書の提出をもって同意したとみなす

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(3) 暴力団排除に関する誓約事項 役員名簿(別紙2)

【 個人 】

別紙2

暴力団排除に関する誓約事項
役員名簿

法人・団体名等 : 株式会社△△リース

リース事業者との共同申請の場合のみ、
リース事業者の役員名簿を提出

氏名カナ	氏名漢字	生年月日				性別	役職名
		和暦	年	月	日		
ケンザイ タロウ	建材 太郎	S	30	1	1	M	会長
トウザイ カズオ	東西 一夫	S	40	12	31	M	代表取締役 社長
ナンボク ハナコ	南北 花子	S	50	9	30	F	代表取締役 副社長

(注1) 申請者が個人の場合は不要とする。ただし、リース事業者等との共同申請の場合は、リース事業者等の役員名簿を提出すること。

(注2) 集合住宅(分譲)の管理組合とリース事業者等との共同申請の場合等で、法人・団体等が異なる際は、それぞれの役員名簿を提出すること。

(注3) 役員名簿については、氏名カナ(全角、姓と名の間は半角で1マス空け)、氏名漢字(全角、姓と名の間は半角で1マス空け)、生年月日(全角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁全角)、性別(全角で男性はM、女性はF)、会社名及び役職名を記載する。(上記記載例参照)。
また、外国人については、氏名漢字欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

(4) 実施計画書(定型様式1) 1/2

【集合(個人)】
定型様式1(1/2)

実施計画書

※□の箇所は、該当項目に■を付ける

申請する住宅についての
情報を記入

1. 申請者 氏 名 ○○ ○○○

所 有 者 ■ 個人 □ 法人

2. リース等の形態 ■ リース利用 □ 支払い委託 □ 個別クレジット

3. 住宅の概要 住 宅 区 分 ■ 集合住宅(個人)

築 年 数 28 年

居 住 者 人 数 4 人

地 域 区 分 6

工 法
□ 木造(軸組工法)
□ 木造(枠組壁工法)
□ S造
■ RC造
□ SRC造
□ その他()

エネルギー計算方法及び
断熱改修する工法を選択

・支払い委託、個別クレジットの
場合は、共同申請としない
・いずれも利用しない場合は、
チェックは不要とする

4. エネルギー計算方法 ■ 早見表を使用する □ 個別の計算をする

※エネルギー計算結果早見表を使用しない(個別の計算)場合は、SIIに事前相談すること。

5. 改修工法

ガラスの交換			窓		断熱材
■ ガラス交換	□ カバー工法	□ 建具交換	□ 外窓	■ 内窓	

6. 他の補助金への申請状況

他の補助金等に応募(申請)している、又は申請予定の場合はその補助金等の名称を必ず記入すること。

□ ① () □ ② ()

※今回申請する補助対象部分と重複して補助金等を受け取ることはできません。

(4) 実施計画書(定型様式1) 2/2

7. 導入する断熱仕様

住宅に導入する「窓」「断熱材」の仕様情報を記入

申請する住宅についての
情報を記入

【集合(個人)】
定型様式1(2/2)

<ガラス>

No	改修 工法	SII登録型番	製品名	種 類		設置窓数
				ガラス仕様	建具仕様	
ガラス1	ガラス 交換	GXY011YS	〇〇〇〇ガラス	Low-E複層	アルミ製	7
ガラス2						
ガラス3						
ガラス4						
ガラス5						
ガラス6						
ガラス7						
合計(設置窓数)						7

<窓>

No	種別	SII登録型番	製品名	種 類		設置窓数
				ガラス仕様	建具仕様	
窓1	内窓	W99A01H	〇〇〇〇引違い窓	Low-E複層	樹脂製	2
窓2						
窓3						
窓4						
窓5						
窓6						
窓7						
合計(設置窓数)						2

<断熱材>

熱的境界部位	種別	SII登録型番	製品名	厚み(mm)	面積(m ²)
天井全面					
外壁					
床					

吹込み・吹付け・真空断熱材等の製品を申請する場合は、
施工業者の情報を記入

※吹込み・吹付け・真空断熱材等の製品を申請する場合は、以下に施工業者情報を記入すること。

施工箇所		施工業者名		支店名	
施工箇所		施工業者名		支店名	

(5) 費用総括表(定型様式2)

【集合(個人)】
定型様式2

費用総括表

- ・補助対象費用(C)は、費用明細の補助対象金額(A)と算定上限金額(B)それぞれの金額で低い方を採用すること。
- ・補助対象の合計金額は、必ず[税抜]で記載すること。

各改修方法の費用明細から補助対象金額(A)と算定上限金額(B)をそれぞれ記入

<補助対象費用>

改修工法	グレード	費用明細の 補助対象金額(A)	算定上限金額(B)	補助対象費用(C) ※(A)と(B)のいずれか低い金額	摘要
ガラス交換	A	円	円	円	
	S	337,500 円	598,400 円	337,500 円	
カバー工法	A	費用明細書の補助対象費用の 材料費・工事費の合計を記入 ※税抜	円	費用明細の補助対象金額(A)と 算定上限金額(B)のそれぞれの 合計金額で低い方を記入	
	S		円		
建具交換	A	円	円	円	
	S	円	円	円	
外窓		円	円	円	
内窓		136,000 円	115,200 円	115,200 円	
断熱材		円		円	
合計		473,500 円		452,700 円	
補助対象費用(D) ※(C)の合計金額					

<補助対象外費用>

その他工事費用、諸経費(E)	126,500 円	
消費税(F)	48,000 円	

見積書の金額と一致していること

合計(G=Aの合計+E+F)	648,000 円	
----------------	-----------	--

補助金交付申請予定額(H=D/3)	150,900 円	(小数点以下切り捨て) 【様式第1-2 交付申請書】に転記
-------------------	-----------	----------------------------------

※補助金交付申請予定額が補助限度額(150万円)を超える場合は、【様式1-2 交付申請書】の「2. 補助金交付申請予定額」に150万円と記入すること。

補助金交付申請予定額(H)が補助限度額(150万円)を超える場合は、【様式1-2 交付申請書】の「2. 補助金交付申請予定額」に150万円と記入すること

必ず税抜金額を記入
(小数点以下切り捨て)

(6) 費用明細書(定型様式3) 窓

【集合(個人)】
定型様式3

費用明細書【内窓】

・見積書の各項目が税込金額で記載されている場合は、必ず「税抜」に修正して作成すること。
・窓番号は平面図との整合性をとり記入すること。

外窓と内窓は別々に
費用明細書を作成

<補助対象費用>

費目	窓番号	改修工法	SII登録型番	メーカー名	製品名	ガラス仕様	窓数 (a)	単価(円) (b)	窓サイズ(mm)		面積(㎡) (c)	面積計 (a)×(c)	金額(円) 【税抜】 (a)×(b)	備考
									幅(W)	高さ(H)				
材料費	AWー	内窓	W99A01H	〇〇窓株式会社	〇〇〇〇内窓	LoE複層	2	58,000	1,670	× 960	1.6	3.2	116,000	
									×					
									×					
数量・窓面積・材料費計							2					3.2	116,000	

窓番号は平面図との
整合性をとり記入

SIIに登録された高性能建材の
登録型番を記入

窓サイズ(mm)を入力すること
※面積(㎡)は自動計算される
(小数点以下第3位を切り捨て)

必ず税抜金額を記入

補助対象となる材料費を記入

費目	工事内容		数量	単位	単価(円)	金額(円) [税抜]	備考
工事費	内窓取付(養生・運搬共)		2	窓	10,000	20,000	
	取付に伴う付属部材は 工事費に記入						
	補助対象製品の設置・取付に必要な費用の内、 補助対象となる工事費を記入						
	上記の面積計の合計が 表示される		工事費計				20,000
補助対象合計金額[税抜] (A)						136,000	

取付に伴う付属部材は
工事費に記入

補助対象製品の設置・取付に必要な費用の内、
補助対象となる工事費を記入

上記の面積計の合計が
表示される

<補助対象の上限金額算定>

窓面積合計	×	単位面積上限単価	=	算定上限金額(B)
3.2 ㎡		36,000 円/㎡		115,200 円

※算定上限金額(E)は小数点以下を切り捨て
※「費用総括表」の該当する改修工法の算定上限金額(B)に転記

※当様式は定型様式ではあるが、

公募要領P22の表5より該当する
改修方法から上限単価を記入

(7) 交付要件等確認書(定型様式8)

・該当する全ての項目を確認、
チェックすること
・共同申請者がいない場合は「申請者
確認欄」のみチェックすること

【集合(個人)】
定型様式8

交付要件等確認書

(交付申請について)

申請者は、本補助金の事業内容を全て承知の上で、一般社団法人 環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という)に必要な申請書類を提出すること。 なお、提出された申請書をSIIが審査した結果、補助金の交付対象にならない場合があることを申請者が承知したうえで申請を行うこと。 また、申請者(手続代行者がいる場合は手続代行者も含む)は、提出前に必ず申請書をコピーし、控えておくこと。	☒	☒
--	-------------------------------------	-------------------------------------

(補助事業者の資格)

申請者は、申請する既築住宅の所有者であり、その住宅に常時居住している。	☒	☒
-------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------

(工事請負契約及び工事期間について)

申請時点(今現在)において、補助対象工事及び関連工事の契約・着工は行っていない。	☒	☒
交付決定以降、契約・工事着工することを理解し、了承している。	☒	☒

(個人情報の利用目的について)

当事業における個人情報の利用目的(公募要領P28)について理解し、了承している。	☒	☒
--	-------------------------------------	-------------------------------------

(申請提出書類一式について)

申請書及び添付書類一式について責任をもち、虚偽、不正の記載が一切ないことを確認している。	☒	☒
--	-------------------------------------	-------------------------------------

(申請する対象製品の仕様について)

SIIに登録された対象製品を導入し、住宅全体の一次エネルギー消費量が15%以上削減される見込みである住宅であることを確認している。	☒	☒
導入する対象製品の性能が損なわれないように、適切に施工される住宅であることを確認している。	☒	☒
対象製品及び工事に関し、申請者又は共同申請者と、施工業者との契約、施工、製品等の品質・性能、燃料等の調達、導入完了後の保守や保証等、知的財産権等をSIIは保証しないこと及び万一、前述に関する紛争等が起きても、SIIは関与しないことを理解し、了承している。	☒	☒

(交付決定について)

当事業が、必ず採択されるものではないことを理解し、了承している。	☒	☒
補助率及び補助金の上限額が公募要領のP9の内容であることを理解し、了承している。	☒	☒

(現地調査及び取材等の協力)

SIIが補助金交付の確定のために現地調査を行う際、協力する。	☒	☒
補助事業者となった際に、SIIが行う取材等に協力できる。	☒	☒

(手続代行者について)

手続代行者が公募要領のP26の要件を満たしていることを確認している。	☒	☒
申請者、共同申請者及び手続代行者は互いに連携を図り、事業が円滑に推進できるよう努める。	☒	☒
SIIが発行する各種書類が、申請者又は共同申請者へ通知されたことをSIIは手続代行者へも連絡する場合がある。	☒	☒

以上の内容に相違ないことを確認しました。

平成 28 年 4 月 1 日

署名は必ず手書きであること

・必ず申請者自身が署名・捺印をすること
※手続代行者は不可とする
・様式第1と同一名を記入すること

申請者氏名

〇〇 〇〇〇

実印

共同申請者氏名

株式会社△△リース △△ △△△

代表者印

共同申請者氏名は代表者名又は
連絡担当者名を署名し、捺印をすること

必ず申請者ご本人がご署名の上、実印をご捺印ください。
共同申請者氏名は、代表者名又は連絡担当者名をご署名の上、実印をご捺印ください。

5-3 集合住宅(全体)の申請の場合

集合住宅(分譲)の管理組合等の代表者、もしくは集合住宅(賃貸)・社宅の所有者(リース事業者等との共同申請を含む)による申請の場合は、本様式にて申請すること。

- ・提出書類チェックリスト
- ・交付申請書【集合住宅(全体)】(様式第1、様式第1-2)
- ・暴力団排除に関する誓約事項、役員名簿(別紙1、別紙2)
- ・実施計画書(定型様式1)
- ・費用総括表(定型様式2)
- ・費用明細書(定型様式3)
- ・住戸タイプ別 費用明細書(定型様式3-2)
- ・リース等料金計算書(定型様式6) ※P97参照
- ・個別クレジット契約による補助金に関する取決書(定型様式7) ※P98参照
- ・交付要件等確認書(定型様式8)

5-3 集合住宅(全体)の申請の場合

(1) 提出書類チェックリスト

提出書類チェックリスト

申請者名	〇〇 〇〇〇
共同申請者名	株式会社△△リース
手続代行者名	株式会社□□
申請建物の形態	集合住宅(全体)

- ・申請者名を記入(連名の場合は全員分)
- ・共同申請者がいる場合は共同申請者名を記入
- ・手続代行者がいる場合は手続代行者名を記入

「集合住宅(全体)」の申請に必要な
提出書類を全て揃える

チェックを入れる

◆提出書類にある ○:提出必須 該:該当する申請者のみ提出が必要

No	様式	書類名	提出形態	提出書類	提出書類 チェック欄
1	様式第1・1-2	交付申請書【集合住宅(全体)】	原本(実印付き)	○	☒
2	別紙1・2	暴力団排除に関する誓約事項 役員名簿 ※1	原本	○	☒
3	定型様式1	実施計画書	原本	○	☒
4	定型様式2	費用総括表	原本	○	☒
	定型様式3	費用明細書 ※2	原本	該	☐
	定型様式3-2	住戸タイプ別 費用明細書	原本	○	☒
	自由	見積書のコピー	コピー	○	☒
5	自由	平面図	コピー	○	☒
		立面図・屋根伏図・床伏図等	コピー	該※3	☒
6	自由	建物登記簿謄本 ※4	原本	○	☒
7	自由	施工登録店証明書等 ※5	原本/コピー	該	☒
8	自由	改修前写真(建物全景写真)	原本	○	☒
9	自由	個別エネルギー計算書	原本	該※6	☐
	自由又は 定型様式5	q値・m _c 値・m _H 値算出計算書	原本	該※6	☐
10	自由	実在証明書 ※4	原本 非法人の場合はコピー	○	☒
11	自由	印鑑登録証明書 ※4	原本	該※4	☒
12	自由	財務諸表	コピー	○	☒
13	自由	管理組合の管理規約等	コピー	○	☒
	自由	管理組合総会の議事録	コピー	○	☒
14	自由	リース契約書(案)	コピー	該	☒
	定型様式6	リース等料金計算書	原本	該	☒
	自由	支払い委託契約書(案)	コピー	該	☐
	定型様式7	個別クレジット契約による補助金に 関する取決書	原本	該	☐
15	定型様式8	交付要件等確認書	原本(実印付き)	○	☒
16	本紙	提出書類チェックリスト	原本	○	☒

- ※1 リース事業者等との共同申請の場合は、リース事業者等の役員名簿を提出すること。
集合住宅(分譲)の管理組合とリース事業者等との共同申請の場合等で、法人・団体等が異なる際は、それぞれの役員名簿を提出すること。
- ※2 改修する対象製品に対応する費用明細書を全て提出すること。
- ※3 断熱材による改修を行う場合は、提出すること。
- ※4 建物登記簿謄本・実在証明書・印鑑登録証明書はいずれも申請日から3カ月以内のものとする。
印鑑登録証明書は申請者が非法人の場合のみ提出すること。
- ※5 真空断熱材製品を使用する場合は、メーカーが発行する施工登録店証明書、又は届出書を提出すること。
- ※6 公募要領P16の「エネルギー計算結果早見表(集合住宅)」において、「個別の計算」に該当する場合のみ提出すること。
個別の計算をする場合は、住宅用熱負荷の計算プログラムを用いて住宅全体の設計一次エネルギー消費量の
15%以上の削減が見込まれる計算書を添付すること。

(2) 交付申請書(様式第1)

【 集合住宅（全体） 】

様式第1（交付申請書）

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代 表 理 事 赤池 学 殿

書類の作成日
(捺印した日付)を記入
※公募期間内であること

平成 28 年 4 月 1 日

代表理事名は「赤池学」と
記入すること

申 請 者 郵 便 番 号 ○○○-○○○

住 所 ○○都○○区 ○-○○-○○-○○号室

- ・申請者印は実印で捺印すること
(申請者が連名の場合は、全申請者分の捺印をすること)
- ・管理組合での申請の場合は、管理組合の印と理事長個人の登録印の両方を捺印すること
- ・郵便物が届く住所で部屋番号等まで記入すること

(ふりがな) ○○まんしょんかんりくみあい りじちょう ○○ ○○○

氏 名 ○○マンション管理組合 理事長 ○○ ○○○ 実印

- ・共同申請者は代表者印を捺印すること
- ※認印は不可
- ※共同申請者がいる場合のみ
- ※所有権がリース事業者でない場合
(支払い委託・個別クレジット)は、
共同申請としない

共同申請者 郵 便 番 号 △△△-△△△△

(リース業者等) 住 所 △△県△△市△△ △-△△-△△

会 社 名 株式会社△△リース

代 表 者 等 名 △△ △△△

- ・手続代行者印は代表者印を捺印すること
- ※認印は不可
- ※手続代行者がいる場合のみ

手続代行者 郵 便 番 号 □□□-□□□□

住 所 □□県□□市□□ □-□□-□□

会 社 名 株式会社□□

代 表 者 等 名 □□ □□□

事業年度は「27」と
記入すること

平成 2 7 年度補正予算 住宅省エネルギー促進事業費補助金

交付申請書

住宅省エネルギー促進事業費補助金交付規程（以下「交付規程」という。）第4条の規定に基づき、以下のとおり経済産業省からの住宅省エネルギー促進事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業の補助金の申請をします。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上申請します。

(2) 交付申請書(様式第1-2)

様式第1-2 (交付申請書)

【 集合住宅 (全体) 】

記

1. 工事対象住宅の情報

申請 集合住宅の 住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〇〇 都道府県 〇〇 市区町村 〇〇 〇〇-〇〇-〇〇		
	建物名	総戸数	188 戸
申請者区分	☒ 管理組合法人の代表者 ☐ 法人でない管理組合の代表者		
住宅区分	☒ 集合住宅 (分譲) ☐ 集合住宅 (賃貸) ☐ 集合住宅 (社宅)		
地域区分	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ・ 6		

・申請する住宅の所在地を記入

・該当する住宅区分及び地域区分を選択

2. 補助金交付申請予定額

34,720,266

円 (対象費用の1/3) 税抜

※補助限度額 一戸あたり150万円

3. 事業期間

工事の着工予定日を記入

着工予定日 平成 28 年 7 月 1 日 完了予定日 平成 28 年 11 月 30 日

申請内容に係る一連の工事及び支払いが完了する日のことをいう

4. 暴力団排除に関する誓約

別紙1に記載の暴力団排除に関する誓約事項について熟読し、理解の上、これに同意します。

5. 申請者連絡先

電話番号	(〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	E-mail	reno @ sii.or.jp
FAX番号	(〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	緊急連絡先 (携帯等)	(〇〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

6. 共同申請者 担当者連絡先

会社名	株式会社△△リース	所 属	△△部
担当者	△△ △△△△	E-mail	kyoudou @ sii.or.jp
住 所	〒 △△△ - △△△△ △△ 都道府県 △△ 市区町村 △△ △△-△△-△△		
電話番号	(△△) △△△△ - △△△△	緊急連絡先 (携帯等)	(△△△) △△△△ - △△△△
FAX番号	(△△) △△△△ - △△△△		

7. 手続代行者連絡先

会社名	株式会社□□	所 属	□□部 □□課
担当者	□□ □□□	E-mail	tetuzuki @ sii.or.jp
住 所	〒 □□□ - □□□□ □□ 都道府県 □□ 市区町村 □□ □□-□□-□□		
電話番号	(□□) □□□□ - □□□□	緊急連絡先 (携帯等)	
FAX番号	(□□) □□□□ - □□□□		

・担当者は問い合わせ等で確実に対応出来る実務担当が望ましい

・Eメールが使用可能な場合は必ずEメールアドレスを記入

・緊急時に連絡が取れる連絡先を記入

(備考) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

72

(3) 暴力団排除に関する誓約事項(別紙1)

【 集合住宅（全体） 】

別紙 1

様式1の「作成日」と同日であること

平成 28 年 4 月 1 日

暴力団排除に関する誓約事項

- ・誓約内容について熟読すること
- ・申請書の提出をもって同意したとみなす

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(3) 暴力団排除に関する誓約事項 役員名簿(別紙2)

【 集合住宅（全体）】

別紙 2

暴力団排除に関する誓約事項
役員名簿

法人・団体名等 : 〇〇マンション管理組合

氏名カナ	氏名漢字	生年月日				性別	役職名
		和暦	年	月	日		
ケンザイ タロウ	建材 太郎	S	30	1	1	M	理事長
トウザイ カズオ	東西 一夫	S	40	12	31	M	副理事長
ナンボク ハナコ	南北 花子	S	50	9	30	F	会計担当理事

申請者と共同申請者(リース事業者)が別の法人・団体の場合は、それぞれの役員名簿を提出

(注1)
申請者が個人の場合は不要とする。ただし、リース事業者等との共同申請の場合は、リース事業者等の役員名簿を提出すること。

(注2)
集合住宅(分譲)の管理組合とリース事業者等との共同申請の場合等で、法人・団体等が異なる際は、それぞれの役員名簿を提出すること。

(注3)
役員名簿については、氏名カナ(全角、姓と名の間は半角で1マス空け)、氏名漢字(全角、姓と名の間は半角で1マス空け)、生年月日(全角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁全角)、性別(全角で男性はM、女性はF)、会社名及び役職名を記載する。(上記記載例参照)。
また、外国人については、氏名漢字欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

(4) 実施計画書(定型様式1) 1/2

【集合(全体)】
定型様式1(1/2)

実施計画書

※□の箇所は、該当項目に■を付ける

申請する住宅についての
情報を記入

1. 申請者氏名〇〇マンション管理組合 理事長 〇〇 〇〇〇

2. リース等の形態

☒ リース利用☐ 支払い委託☐ 個別クレジット

3. 住宅の概要

住宅区分

☒ 分譲☐ 賃貸☐ 社宅

築年数24年棟数2棟総戸数188戸改修する戸数188戸地域区分6

共用部の有無

☐ 有り☒ 無し

工法

☐ 木造(軸組工法)☐ 木造(桢組壁工法)☐ S造☒ RC造☐ SRC造☐ その他()

工事種別

☒ 住戸部のみ改修☐ 住戸部+非住戸部の改修☐ 建物全体の外皮を改修

エネルギー計算方法及び
断熱改修する工法を選択

・支払い委託、個別クレジットの
場合は、共同申請としない
・いずれも利用しない場合は、
チェックは不要とする

4. エネルギー計算方法

☒ 早見表を使用する☐ 個別の計算をする

※エネルギー計算結果早見表を使用しない(個別の計算)場合は、SIIに事前相談すること。

5. 改修工法

ガラスの交換

☐ ガラス交換☒ カバー工法☐ 建具交換

窓

☐ 外窓☐ 内窓

☐ 断熱材

6. 他の補助金への申請状況

他の補助金等に応募(申請)している、又は申請予定の場合はその補助金等の名称を必ず記入すること。

☐ ① ()

☐ ② ()

※今回申請する補助対象部分と重複して補助金等を受け取ることはできません。

75

(4) 実施計画書(定型様式1) 2/2

7. 導入する断熱仕様

住宅に導入する「窓」「断熱材」の仕様情報を記入

導入する断熱仕様の
情報を記入

【集合(全体)】
定型様式1(2/2)

<ガラス>

No	改修 工法	SII登録型番	製品名	種 類		設置窓数
				ガラス仕様	建具仕様	
ガラス1	カバー 工法	GXY011YS	〇〇〇〇ガラス	Low-E複層	アルミ製	621
ガラス2						
ガラス3						
ガラス4						
ガラス5						
ガラス6						
ガラス7						
合計(設置窓数)						621

SIIに登録された高性能建材の
登録型番を記入

<窓>

No	種別	SII登録型番	製品名	種 類		設置窓数
				ガラス仕様	建具仕様	
窓1						
窓2						
窓3						
窓4						
窓5						
窓6						
窓7						
合計(設置窓数)						0

<断熱材>

熱的境界部位	種別	SII登録型番	製品名	厚み(mm)	面積(m ²)
天井全面					
外壁					
床					

吹込み・吹付け・真空断熱材等の製品を申請する場合は、
施工業者の情報を記入

※吹込み・吹付け・真空断熱材等の製品を申請する場合は、以下に施工業者情報を記入すること。

施工箇所		施工業者名		支店名	
施工箇所		施工業者名		支店名	

(5) 費用総括表(定型様式2)

【集合(全体)】
定型様式2

費用総括表

- ・補助対象費用(C)は、費用明細の補助対象金額(A)と算定上限金額(B)それぞれの金額で低い方を採用すること。
- ・補助対象の合計金額は、必ず[税抜]で記載すること。

各改修方法の費用明細から補助対象金額(A)と算定上限金額(B)をそれぞれ記入

<補助対象費用>

改修工法	グレード	費用明細の 補助対象金額(A)	算定上限金額(B)	補助対象費用(C) ※(A)と(B)のいずれか低い金額	摘要
ガラス交換	A	円	円	円	
	S	円	円	円	
カバー工法	A	104,160,800 円	120,662,640 円	104,160,800 円	
	S	円	円	円	
建具交換	A	円	円	円	
	S	円	円	円	
外窓		円	円	円	
内窓		円	円	円	
断熱材		円	円	円	
合計		104,160,800 円	円	104,160,800 円	
補助対象費用(D) ※(C)の合計金額					

費用明細書の補助対象費用の
材料費・工事費の合計を記入
※税抜

費用明細の補助対象金額(A)と
算定上限金額(B)のそれぞれの
合計金額で低い方を記入

<補助対象外費用>

その他工事費用、諸経費(E)	20,839,200 円	
消費税(F)	10,000,000 円	
見積書の金額と一致していること		
合計(G=Aの合計+E+F)	135,000,000 円	

補助金交付申請予定額(H=D/3)	34,720,266 円	(小数点以下切り捨て) 【様式第1-2 交付申請書】に転記
-------------------	--------------	----------------------------------

※補助金交付申請予定額が補助限度額(150万円×改修戸数)を超える場合は、【様式1-2 交付申請書】の「2. 補助金交付申請予定額」に150万円×改修戸数の金額を記入すること。

補助金交付申請予定額(H)が補助限度額(150万円×改修戸数)を超える場合は、【様式1-2 交付申請書】の「2. 補助金交付申請予定額」に補助限度額(150万円×改修戸数)を記入すること

必ず税抜金額を記入
(小数点以下切り捨て)

(6) 費用明細書(定型様式3) 窓

【集合(全体)】
定型様式3

費用明細書〔内窓〕

外窓と内窓は別々に
費用明細書を作成

・見積書の各項目が税込金額で記載されている場合は、必ず〔税抜〕に修正して作成すること。
・窓番号は平面図との整合性をとり記入すること。

<補助対象費用>

費目	窓番号	改修工法	SII登録型番	メーカー名	製品名	ガラス仕様	窓数 (a)	単価(円) (b)	窓サイズ(mm)		面積(m ²) (c)	面積計 (a)×(c)	金額(円) 〔税抜〕 (a)×(b)	備考
									幅(W)	高さ(H)				
材料費		内窓							×		0	0	0	
		内窓							×					
		内窓							×					
		内窓							×					
											0	0	0	
												0	0	
												0	0	
												0	0	
												0	0	
									×		0	0	0	
									×		0	0	0	
									×		0	0	0	
									×		0	0	0	
									×		0	0	0	
									×		0	0	0	
									×		0	0	0	
数量・窓面積・材料費計							0					0	0	

必ず税抜金額を記入

窓番号は平面図との
整合性をとり記入

SIIに登録された高性能建材の
登録型番を記入

窓サイズ(mm)を入力すること
※面積(m²)は自動計算される
(小数点以下第3位を切り捨て)

補助対象となる材料費を記入

費目	工事内容	数量	単位	単価(円)	金額(円) [税抜]	備考
工事費					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
	工事費計				0	
	補助対象合計金額[税抜] (A)				0	

取付に伴う付属部材は
工事費に記入

補助対象製品の設置・取付に必要な費用の内、
補助対象となる工事費を記入

上記の面積計の合計が
表示される

工事費については、見積書にその内訳
詳細の明記があれば、合計金額として
記入してもよい

<補助対象の上限金額算定>

窓面積合計	×	単位面積上限単価	=	算定上限金額(B)
0 m ²		36,000 円/m ²		0 円

※算定上限金額(B)は小数点以下を切り
※「費用総括表」の該当する改修工法の第

公募要領P22の表5より該当する
改修方法から上限単価を記入

(8) 交付要件等確認書(定型様式8)

・該当する全ての項目を確認、
チェックすること
・共同申請者がいない場合は「申請者
確認欄」のみチェックすること

【集合(全体)】
定型様式8

交付要件等確認書

	申請者 確認欄	共同申請者 確認欄
(交付申請について)		
申請者は、本補助金の事業内容を全て承知の上で、一般社団法人 環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という)に必要な申請書類を提出すること。 なお、提出された申請書をSIIが審査した結果、補助金の交付対象にならない場合があることを申請者が承知したうえで申請を行うこと。 また、申請者(手続代行者がいる場合は手続代行者も含む)は、提出前に必ず申請書をコピーし、控えておくこと。	☒	☒
(補助事業者の資格)		
(集合住宅(分譲)の場合)申請者は、申請する集合住宅(既築)の管理組合である。	☒	☒
(集合住宅(賃貸)の場合)申請者は、申請する集合住宅(既築)の所有者である。	☐	☐
(集合住宅(社宅)の場合)申請者は、申請する集合住宅(既築)の所有者である。	☐	☐
(工事請負契約及び工事期間について)		
申請時点(今現在)において、補助対象工事及び関連工事の契約・着工は行っていない。	☒	☒
交付決定以降、契約・工事着工することを理解し、了承している。	☒	☒
(個人情報の利用目的について)		
当事業における個人情報の利用目的(公募要領P28)について理解し、了承している。	☒	☒
(申請提出書類一式について)		
申請書及び添付書類一式について責任をもち、虚偽、不正の記載が一切ないことを確認している。	☒	☒
(申請する対象製品の仕様について)		
SIIに登録された対象製品を導入し、住宅全体の一次エネルギー消費量が15%以上削減される見込みである住宅であることを確認している。	☒	☒
導入する対象製品の性能が損なわれないように、適切に施工される住宅であることを確認している。	☒	☒
対象製品及び工事に関し、申請者又は共同申請者と、施工業者との契約、施工、製品等の品質・性能、燃料等の調達、導入完了後の保守や保証等、知的財産権等をSIIは保証しないこと及び万一、前述に関する紛争等が起きても、SIIは関与しないことを理解し、了承している。	☒	☒
(交付決定について)		
当事業が、必ず採択されるものではないことを理解し、了承している。	☒	☒
補助率及び補助金の上限額が公募要領のP9の内容であることを理解し、了承している。	☒	☒
(現地調査及び取材等の協力)		
SIIが補助金交付の確定のために現地調査を行う際、協力する。	☒	☒
補助事業者となった際に、SIIが行う取材等に協力できる。	☒	☒
(手続代行者について)		
手続代行者が公募要領のP26の要件を満たしていることを確認している。	☒	☒
申請者、共同申請者及び手続代行者は互いに連携を図り、事業が円滑に推進できるよう努める。	☒	☒
SIIが発行する各種書類が、申請者又は共同申請者へ通知されたことをSIIは手続代行者へも連絡する場合がある。	☒	☒

以上の内容に相違ないことを確認しました。

署名は必ず手書きであること

・必ず申請者自身が署名・捺印すること
※手続代行者は不可とする
・様式第1と同一名を記入すること
・管理組合での申請の場合は、管理組合
の印と理事長個人の登録印の両方を
捺印すること

共同申請者氏名は代表者名又は
連絡担当者名を署名し、捺印すること

平成 28 年 4 月 1 日

申請者氏名

〇〇マンション管理組合 理事長 〇〇 〇〇〇

実印

共同申請者氏名

株式会社△△リース △△ △△△

実印
表
者
印

必ず申請者ご本人がご署名の上、実印をご捺印ください。
共同申請者氏名は、代表者名又は連絡担当者名をご署名の上、実印をご捺印ください。

6. 參考資料

■ 住宅所在地地域区分

エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準

平成25年経済産業省・国土交通省告示第1号
最終改正 平成25年経済産業省・国土交通省告示第10号

別表第4

地域区分	都道府県名
1、2	北海道
3	青森県、岩手県、秋田県
4	宮城県、山形県、福島県、栃木県、新潟県、長野県
5、6	茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県
7	宮崎県、鹿児島県
8	沖縄県

1 上の区分の詳細は以下のとおりとする。

(1) 上の区分のうち、1地域については、次の市町村とする。

北海道 旭川市、釧路市、帯広市、北見市、夕張市、網走市、稚内市、紋別市、士別市、名寄市、根室市、深川市、富良野市、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、沼田町、幌加内町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、小平町、苫前町、羽幌町、遠別町、天塩町、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、伊達市(旧大滝村に限る。)、むかわ町(旧穂別町に限る。)、日高町(旧日高町に限る。)、平取町、新ひだか町(旧静内町に限る。)、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町、大樹町、広尾町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町

(2) 上の区分のうち、2地域については、次の市町村とする。

北海道 札幌市、函館市(旧函館市を除く。)、千歳市、石狩市、小樽市、室蘭市、北斗市、伊達市(旧伊達市に限る。)、岩見沢市、芦別市、恵庭市、江別市、砂川市、三笠市、赤平市、滝川市、登別市、苫小牧市、美瑛市、北広島市、留萌市、八雲町(旧八雲町に限る。)、森町、せたな町(旧瀬棚町に限る。)、日高町(旧門別町に限る。)、洞爺湖町、むかわ町(旧鹉川町に限る。)、安平町、新ひだか町(旧三石町に限る。)、豊浦町、蘭越町、雨竜町、秩父別町、北竜町、妹背牛町、浦河町、奥尻町、歌志内市、浦臼町、月形町、新十津川町、鹿部町、岩内町、共和町、七飯町、

	上砂川町、奈井江町、南幌町、神恵内村、泊村、古平町、長万部町、黒松内町、清水町、新冠町、今金町、新篠津村、当別町、積丹町、増毛町、初山別村、白老町、えりも町、厚真町、壮瞥町、栗山町、長沼町、由仁町、仁木町、赤井川村、余市町、様似町、利尻町、利尻富士町、礼文町
	(3) 上の区分のうち、5地域については、次の市町村とする。
茨城県	水戸市、かすみがうら市(旧霞ヶ浦町に限る。)、つくばみらい市、つくば市、ひたちなか市、稲敷市、下妻市、笠間市(旧岩間町を除く。)、牛久市、結城市、古河市、行方市、高萩市、坂東市、取手市、守谷市、小美玉市(旧玉里村に限る。)、常総市、常陸太田市、常陸大宮市(旧美和村を除く。)、筑西市(旧関城町に限る。)、土浦市(旧土浦市に限る。)、那珂市、日立市、鉾田市、北茨城市、龍ヶ崎市、阿見町、河内町、美浦村、境町、五霞町、八千代町、茨城町、城里町、大洗町、東海村、利根町
群馬県	前橋市、みどり市(旧東村(勢多郡)を除く。)、安中市(旧安中市に限る。)、伊勢崎市、甘楽町、館林市、桐生市(旧黒保根村を除く。)、高崎市(旧倉渕村を除く。)、渋川市(旧赤城村、旧小野上村を除く。)、太田市、藤岡市、富岡市、玉村町、吉岡町、榛東村、大泉町、板倉町、明和町、邑楽町
埼玉県	さいたま市、ふじみ野市、羽生市、桶川市、加須市、久喜市、狭山市、熊谷市(旧熊谷市を除く。)、幸手市、行田市(旧行田市に限る。)、鴻巣市、坂戸市、志木市、春日部市、所沢市、上尾市、新座市、深谷市、川越市、秩父市(旧大滝村を除く。)、鶴ヶ島市、日高市、入間市、飯能市、富士見市、北本市、本庄市、蓮田市、東松山市、白岡市、上里町、神川町、美里町、寄居町、横瀬町、皆野町、小鹿野町(旧小鹿野町に限る。)、長瀨町、東秩父村、宮代町、越生町、三芳町、毛呂山町、ときがわ町、滑川町、吉見町、小川町、川島町、鳩山町、嵐山町、杉戸町、伊奈町
千葉県	野田市、香取市(旧佐原市に限る。)、成田市、佐倉市、八千代市、我孫子市、印西市、白井市、酒々井町、富里市、栄町、神崎町
東京都	八王子市、立川市、青梅市、昭島市、小平市、日野市、東村山市、福生市、東大和市、清瀬市、武蔵村山市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村
神奈川県	清川村、秦野市、相模原市(旧相模原市を除く。)、開成町、山北町、松田町、大井町、南足柄市
富山県	高岡市、黒部市(旧黒部市に限る。)、射水市、砺波市、南砺市(旧平村、旧上平村、旧利賀村を除く。)、富山市(旧大沢野町、旧大山町、旧細入村を除く。)、魚津市、氷見市、滑川市、小矢部市、舟橋村、入善町、朝日町
石川県	かほく市、志賀町、宝達志水町、加賀市、中能登町、七尾市、能美市、白山市(旧松任市、旧美川町、旧吉野谷村、旧尾口村、旧白峰村を除く。)、能登町、輪島市、小松市、珠州市、羽咋市、

	川北町、津幡町、内灘町、穴水町
福井県	福井市(旧福井市、旧美山町に限る。)、あわら市、おおい町、越前市、永平寺町、池田町、坂井市、鯖江市、若狭町、勝山市、小浜市、高浜町、大野市(旧大野市に限る。)、越前町(旧朝日町、旧宮崎村に限る。)、南越前町(旧河野村を除く。)
山梨県	山梨市(旧三富村を除く。)、甲州市、甲斐市、甲府市(旧上九一色村を除く。)、上野原市、市川三郷町、中央市、笛吹市(旧芦川村を除く。)、南アルプス市、身延町、南部町(旧富沢町を除く。)、北杜市(旧明野村に限る。)、大月市、韮崎市、富士川町、早川町、昭和町、道志村
岐阜県	山県市、恵那市(旧串原村、旧上矢作町を除く。)、本巣市(旧根尾村に限る。)、郡上市(旧美並村に限る。)、下呂市(旧金山町に限る。)、揖斐川町(旧揖斐川町を除く。)、中津川市(旧中津川市、旧長野県木曽郡山口村に限る。)、関市、可児市、多治見市、大垣市(上石津町に限る。)、美濃市、瑞浪市、美濃加茂市、土岐市、養老町、関ヶ原町、安八町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町
静岡県	川根本町、浜松市(旧水窪町に限る。)、御殿場市、小山町
愛知県	豊田市(旧稲武町を除く。)、設楽町、豊根村、東栄町
三重県	伊賀市、亀山市(旧関町に限る。)、松阪市(旧飯南町、旧飯高町に限る。)、津市(旧美杉村に限る。)、名張市
滋賀県	大津市(旧志賀町に限る。)、長浜市、東近江市、米原市、野洲市、彦根市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、湖南市、甲賀市、高島市、愛荘町、日野町、竜王町、豊郷町、甲良町、多賀町
京都府	京都市(旧京北町に限る。)、京丹後市(旧大宮町、旧久美浜町に限る。)、南丹市、福知山市、木津川市、与謝野町、舞鶴市、綾部市、宮津市、亀岡市、城陽市、八幡市、京田辺市、京丹波町、大山崎町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村
大阪府	堺市(旧美原町に限る。)、高槻市、八尾市、富田林市、松原市、大東市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、島本町、豊能町、能勢町、太子町、河南町、千早赤阪村
兵庫県	姫路市(旧姫路市、旧家島町を除く。)、豊岡市(旧竹野町を除く。)、養父市(旧関宮町を除く。)、たつの市(旧龍野市、旧新宮町に限る。)、丹波市、朝来市、加東市、三木市(旧吉川町に限る。)、宍粟市、篠山市、相生市、三田市、西脇市、神河町、多可町、佐用町、新温泉町、猪名川町、市川町、福崎町、上郡町
奈良県	奈良市(旧都祁村を除く。)、宇陀市(旧室生村を除く。)、葛城市、五條市(旧大塔村を除く。)、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、山添村、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曽爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村

和歌山県	橋本市、田辺市(旧龍神村、旧本宮町に限る。)、かつらぎ町(旧かつらぎ町に限る。)、有田川町(旧清水町に限る。)、九度山町
鳥取県	鳥取市(旧鳥取市、旧福部村、旧気高町、旧青谷町を除く。)、倉吉市(旧倉吉市に限る。)、八頭町、南部町、伯耆町、岩美町、三朝町、智頭町
島根県	松江市(旧八雲村、旧玉湯町、旧東出雲町に限る。)、出雲市(旧佐田町に限る。)、安来市、江津市(旧桜江町に限る。)、浜田市(旧浜田市、旧三隅町を除く。)、雲南市、益田市(旧益田市を除く。)、美郷町(旧邑智町に限る。)、邑南町(旧石見町に限る。)、吉賀町、津和野町、川本町
岡山県	岡山市(旧岡山市、旧灘崎町を除く。)、備前市、美作市、井原市、高梁市(旧備中町を除く。)、真庭市(旧落合町、旧久世町に限る。)、赤磐市、津山市(旧阿波村を除く。)、吉備中央町、久米南町、美咲町、西栗倉村、勝央町、奈義町、鏡野町(旧鏡野町に限る。)、和気町
広島県	広島市(旧湯来町に限る。)、三原市(旧大和町、旧久井町に限る。)、三次市(旧三次市、旧三和町に限る。)、安芸高田市(旧吉田町、旧甲田町、旧向原町に限る。)、東広島市(旧黒瀬町、旧安芸津町を除く。)、尾道市(旧御調町に限る。)、府中市(旧府中市に限る。)、福山市(旧神辺町、旧新市町に限る。)、安芸太田町(旧加計町に限る。)、北広島町(旧豊平町に限る。)、世羅町(旧世羅西町に限る。)
山口県	山口市(旧阿東町に限る。)、下関市(旧豊田町に限る。)、岩国市(旧由宇町を除く。)、周南市(旧鹿野町に限る。)、萩市(旧川上村、旧むつみ村、旧旭村に限る。)、美祢市
徳島県	三好市(旧東祖谷山村を除く。)、美馬市(旧木屋平村に限る。)、東みよし町、那賀町(旧木沢村、旧木頭村に限る。)、つるぎ町(旧貞光町を除く。)
愛媛県	新居浜市(旧別子山村に限る。)、西予市(旧城川町に限る。)、大洲市(旧河辺村に限る。)、砥部町(旧広田村に限る。)、内子町、久万高原町、鬼北町
高知県	いの町(旧吾北村に限る。)、仁淀川町、津野町(旧東津野村に限る。)、本山町、大豊町、土佐町、大川村、越知町、梼原町
福岡県	八女市(旧矢部村に限る。)
長崎県	雲仙市(旧小浜町に限る。)
熊本県	阿蘇市、南阿蘇村、山都町、南小国町、小国町、産山村、高森町
大分県	大分市(旧野津原町に限る。)、宇佐市(旧宇佐市を除く。)、杵築市(旧山香町に限る。)、佐伯市(旧宇目町に限る。)、竹田市、日田市(旧日田市を除く。)、豊後大野市(旧緒方町、旧朝地町に限る。)、由布市(旧挾間町を除く。)、日出町、九重町、玖珠町
(4) 上の区分のうち、6地域については、次の市町村とする。	
茨城県	鹿嶋市、神栖市(旧神栖町に限る。)、潮来市
群馬県	千代田町
埼玉県	越谷市、吉川市、熊谷市(旧熊谷市に限る。)、戸田市、行田市(旧南河原村に限る。)、三郷市、川

	口市、草加市、朝霞市、八潮市、和光市、蕨市、松伏町
千葉県	いすみ市、鴨川市、柏市、旭市、匝瑳市、南房総市、香取市(旧佐原市を除く。)、山武市、横芝光町、千葉市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、松戸市、茂原市、東金市、習志野市、勝浦市、市原市、流山市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、多古町、東庄町、大網白里市、九十九里町、芝山町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
東京都	東京都23区、武蔵野市、三鷹市、西東京市、府中市、調布市、町田市、小金井市、国分寺市、国立市、狛江市、東久留米市、多摩市、稲城市
神奈川県	愛川町、綾瀬市、伊勢原市、横須賀市、横浜市、海老名市、鎌倉市、茅ヶ崎市、厚木市、寒川町、座間市、葉山町、三浦市、小田原市、逗子市、川崎市、相模原市(旧相模原市に限る。)、真鶴町、湯河原町、箱根町、中井町、大和市、大磯町、二宮町、藤沢市、平塚市
石川県	白山市(旧松任市、旧美川町に限る。)、金沢市、野々市市
福井県	福井市(旧福井市、旧美山町を除く。)、美浜町、越前町(旧朝日町、旧宮崎村を除く。)、南越前町(旧河野村に限る。)、敦賀市
山梨県	南部町(旧富沢町に限る。)
岐阜県	岐阜市、瑞穂市、各務原市、本巣市(旧根尾村を除く。)、揖斐川町(旧揖斐川町に限る。)、海津市、大垣市(旧上石津町を除く。)、羽島市、岐南町、笠松町、垂井町、神戸町、輪之内町、大野町、池田町、北方町
静岡県	静岡市、伊豆の国市、伊豆市、西伊豆町(旧賀茂村に限る。)、掛川市、菊川市、沼津市、焼津市、袋井市、島田市、藤枝市、磐田市、浜松市(旧水窪町を除く。)、富士市、牧之原市、三島市、富士宮市、伊東市、裾野市、湖西市、東伊豆町、函南町、清水町、長泉町、吉田町、森町
愛知県	名古屋市、愛西市、一宮市、稲沢市、岡崎市、新城市、清須市、田原市、豊川市、北名古屋市、弥富市、豊橋市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、みよし市
三重県	いなべ市、伊勢市、亀山市(旧亀山市に限る。)、熊野市(旧紀和町に限る。)、桑名市、四日市市、志摩市、松阪市(旧飯南町、旧飯高町を除く。)、多気町、大台町、津市(旧美杉村を除く。)、大紀町、南伊勢町、紀北町、鈴鹿市、鳥羽市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、明和町、玉城町、度会町
滋賀県	大津市(旧大津市に限る。)
京都府	京都市(旧京都市に限る。)、京丹後市(旧大宮町、旧久美浜町を除く。)、宇治市、向日市、長岡京市、久御山町、伊根町

大阪府	大阪市、堺市(旧堺市に限る。)、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、泉佐野市、寝屋川市、河内長野市、和泉市、箕面市、門真市、摂津市、高石市、泉南市、四条畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町
兵庫県	神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、赤穂市、宝塚市、高砂市、川西市、小野市、加西市、姫路市(旧姫路市、旧家島町に限る。)、たつの市(旧揖保川町、旧御津町に限る。)、三木市(旧三木市に限る。)、洲本市、淡路市、南あわじ市、豊岡市(旧竹野町に限る。)、香美町(旧香住町に限る。)、稲美町、播磨町、太子町
和歌山県	和歌山市、有田市、岩出市、海南市、紀の川市、新宮市(旧熊野川町に限る。)、田辺市(旧龍神村、旧本宮町を除く。)、みなべ町、日高川町、有田川町(旧清水町を除く。)、紀美野町、湯浅町、印南町、上富田町、北山村
鳥取県	鳥取市(旧鳥取市、旧福部村、旧気高町、旧青谷町に限る。)、米子市、境港市、日吉津村、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、大山町
島根県	松江市(旧八雲村、旧玉湯町、旧東出雲町を除く。)、出雲市(旧佐田町を除く。)、浜田市(旧浜田市、旧三隅町に限る。)、大田市、益田市(旧益田市に限る。)、江津市(旧江津市に限る。)、隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村
岡山県	岡山市(旧岡山市、旧灘崎町に限る。)、倉敷市、総社市、笠岡市、玉野市、瀬戸内市、浅口市、矢掛町、里庄町、早島町
広島県	広島市(旧広島市に限る。)、呉市、江田島市、三原市(旧大和町、旧久井町を除く。)、大竹市、竹原市、東広島市(旧黒瀬町、旧安芸津町に限る。)、廿日市市(旧佐伯町、旧吉和村を除く。)、尾道市(旧御調町を除く。)、福山市(旧神辺町、旧新市町を除く。)、海田町、熊野町、坂町、府中町、大崎上島町
山口県	山口市(旧阿東町を除く。)、宇部市、下関市(旧豊田町、旧下関市を除く。)、岩国市(旧由宇町に限る。)、光市、山陽小野田市、周南市(旧鹿野町を除く。)、周防大島町、長門市、萩市(旧川上村、旧むつみ村、旧旭村を除く。)、柳井市、防府市、下松市、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町
徳島県	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、阿波市、吉野川市、美馬市(旧木屋平村を除く。)、那賀町(旧木沢村、旧木頭村を除く。)、つるぎ町(旧貞光町に限る。)、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町
香川県	高松市、さぬき市、観音寺市、丸亀市、三豊市、東かがわ市、坂出市、善通寺市、綾川町、小豆島町、まんのう町、土庄町、三木町、直島町、宇多津町、琴平町、多度津町
愛媛県	松山市、新居浜市(旧別子山村を除く。)、今治市、西条市、西予市(旧城川町を除く。)、大洲市(旧河辺村を除く。)、東温市、八幡浜市、四国中央市、伊予市、宇和島市(旧津島町を除く。)、砥部町(旧砥部町に限る。)、上島町、伊方町(旧伊方町に限る。)、松前町、松野町

高知県	高知市(旧鏡村、旧土佐山村に限る。)、四万十市、香美市、四万十町、中土佐町、津野町(旧葉山村に限る。)、黒潮町(旧佐賀町に限る。)、佐川町、日高村
福岡県	福岡市(博多区、中央区、南区、城南区を除く。)、北九州市、うきは市、みやま市、嘉麻市、久留米市、宮若市、宗像市、朝倉市、八女市(旧矢部村を除く。)、飯塚市、福津市、柳川市、大牟田市、直方市、田川市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、糸島市、古賀市、みやこ町、上毛町、筑上町、筑前町、東峰村、福智町、那珂川町、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、苅田町、吉富町
佐賀県	佐賀市、嬉野市、小城市、神埼市、唐津市、武雄市、鳥栖市、多久市、伊万里市、鹿島市、白石町、みやき町、吉野ヶ里町、有田町、基山町、上峰町、玄海町、大町町、江北町、太良町
長崎県	壱岐市、雲仙市(旧小浜町を除く。)、松浦市、対馬市、島原市(旧有明町に限る。)、南島原市(旧加津佐町に限る。)、諫早市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、大村市
熊本県	熊本市、合志市、山鹿市、天草市(旧五和町、旧有明町に限る。)、上天草市(旧松島町に限る。)、宇城市(旧三角町を除く。)、菊池市、玉名市、八代市(旧坂本村、旧東陽村、旧泉村に限る。)、人吉市、荒尾市、宇土市美里町、あさぎり町、和水町、氷川町、玉東町、南関町、長洲町、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、苓北町
大分県	大分市(旧野津原町を除く。)、宇佐市(旧宇佐市に限る。)、臼杵市、杵築市(旧山香町を除く。)、国東市、佐伯市(旧上浦町、旧弥生町、旧本匠村、旧直川村に限る。)、中津市、日田市(旧日田市に限る。)、豊後高田市、豊後大野市(旧緒方町、旧朝地町を除く。)、由布市(旧挾間町に限る。)、別府市、津久見市、姫島村
備考	この表に掲げる区域は、平成25年1月31日における行政区画によって表示されたものとする。ただし、括弧内に記載する区域は、平成13年8月1日における旧行政区画によって表示されたものとする。

2 次の市町村にあつては、上の区分にかかわらず、次のとおりの区分とする。

(1) 次の市町村にあつては、上の区分にかかわらず、2地域に区分されるものとする。	
青森県	十和田市(旧十和田湖町に限る。)、七戸町(旧七戸町に限る。)、田子町
岩手県	久慈市(旧山形村に限る。)、八幡平市、葛巻町、岩手町、西和賀町
(2) 次の市町村にあつては、上の区分にかかわらず、3地域に区分されるものとする。	
北海道	函館市(旧函館市に限る。)、松前町、福島町、知内町、木古内町、八雲町(旧熊石町に限る。)、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、せたな町(旧瀬棚町を除く。)、島牧村、寿都町
宮城県	栗原市(旧栗駒町、旧一迫町、旧鶯沢町、旧花山村に限る。)

山形県	米沢市、鶴岡市(旧朝日村に限る。)、新庄市、寒河江市、長井市、尾花沢市、南陽市、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、高島町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町
福島県	会津若松市(旧河東町に限る。)、白河市(旧大信村に限る。)、須賀川市(旧長沼町に限る。)、喜多方市(旧塩川町を除く。)、田村市(旧都路村を除く。)、大玉村、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、三島町、金山町、昭和村、矢吹町、平田村、小野町、川内村、飯舘村
栃木県	日光市(旧今市市を除く。)、那須塩原市(旧塩原町に限る。)
群馬県	沼田市(旧沼田市を除く。)、長野原町、嬬恋村、草津町、中之条町(旧六合村に限る。)、片品村、川場村、みなかみ町(旧水上町に限る。)
新潟県	十日町市(旧中里村に限る。)、魚沼市(旧入広瀬村に限る。)、津南町
山梨県	富士吉田市、北杜市(旧小淵沢町に限る。)、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町(旧河口湖町に限る。)
長野県	長野市(旧長野市、旧大岡村、旧信州新町、旧中条村を除く。)、松本市(旧松本市、旧四賀村を除く。)、上田市(旧真田町、旧武石村に限る。)、須坂市、小諸市、伊那市(旧長谷村を除く。)、駒ヶ根市、中野市(旧中野市に限る。)、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市(旧更埴市に限る。)、東御市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、長和町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、南箕輪村、宮田村、阿智村(旧浪合村に限る。)、平谷村、下條村、上松町、木祖村、木曽町、山形村、朝日村、池田町、松川村、白馬村、小谷村、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、飯綱町
岐阜県	高山市、飛騨市(旧古川町、旧河合村に限る。)、白川村
(3) 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、4地域に区分されるものとする。	
青森県	青森市(旧青森市に限る。)、深浦町
岩手県	宮古市(旧新里村、旧川井村を除く。)、大船渡市、一関市(旧一関市、旧花泉町、旧大東町に限る。)、陸前高田市、釜石市、平泉町
秋田県	秋田市(旧河辺町を除く。)、能代市(旧能代市に限る。)、男鹿市、由利本荘市(旧東由利町を除く。)、潟上市、にかほ市、三種町(旧琴丘町を除く。)、八峰町、大潟村
茨城県	土浦市(旧新治村に限る。)、石岡市、常陸大宮市(旧美和村に限る。)、笠間市(旧岩間町に限る。)、筑西市(旧関城町を除く。)、かすみがうら市(旧千代田町に限る。)、桜川市、小美玉市(旧玉里村を除く。)、大子町
群馬県	高崎市(倉渕村に限る。)、桐生市(旧黒保根村に限る。)、沼田市(旧沼田市に限る。)、渋川市(旧小野上村、旧赤城村に限る。)、安中市(旧松井田町に限る。)、みどり市(旧東村(勢多郡)に限る。)、

	上野村、神流町、下仁田町、南牧村、中之条町(旧六合村を除く。)、高山村、東吾妻町、昭和村、みなかみ町(旧水上町を除く。)
埼玉県	秩父市(旧大滝村に限る。)、小鹿野町(旧両神村に限る。)
東京都	奥多摩町
富山県	富山市(旧大沢野町、旧大山町、旧細入村に限る。)、黒部市(旧宇奈月町に限る。)、南砺市(旧平村、旧上平村、旧利賀村に限る。)、上市町、立山町
石川県	白山市(旧吉野谷村、旧尾口村、旧白峰村に限る。)
福井県	大野市(旧和泉村に限る。)
山梨県	甲府市(旧上九一色村に限る。)、都留市、山梨市(旧三富村に限る。)、北杜市(旧明野村、旧小淵沢町を除く。)、笛吹市(旧芦川村に限る。)、鳴沢村、富士河口湖町(旧河口湖町を除く。)、小菅村、丹波山村
岐阜県	中津川市(旧中津川市、旧長野県木曽郡山口村を除く。)、恵那市(旧串原村、上矢作町に限る。)、飛騨市(旧宮川村、旧神岡町に限る。)、郡上市(旧美並村を除く。)、下呂市(旧金山町を除く。)、東白川村
愛知県	豊田市(旧稲武町に限る。)
兵庫県	養父市(旧関宮町に限る。)、香美町(旧香住町を除く。)
奈良県	奈良市(旧都祁村に限る。)、五條市(旧大塔村に限る。)、生駒市、宇陀市(旧室生村に限る。)、平群町、野迫川村
和歌山県	かつらぎ町(旧花園村に限る。)、高野町
鳥取県	倉吉市(旧関金町に限る。)、若桜町、日南町、日野町、江府町
島根県	奥出雲町、飯南町、美郷町(旧大和村に限る。)、邑南町(旧石見町を除く。)
岡山県	津山市(旧阿波村に限る。)、高梁市(旧備中町に限る。)、新見市、真庭市(旧落合町、旧久世町を除く。)、新庄村、鏡野町(旧鏡野町を除く。)
広島県	府中市(旧上下町に限る。)、三次市(旧三次市、旧三和町を除く。)、庄原市、廿日市市(旧佐伯町、旧吉和村に限る。)、安芸高田市(旧八千代町、旧美土里町、旧高宮町に限る。)、安芸太田町(旧加計町を除く。)、北広島町(旧豊平町を除く。)、世羅町(旧世羅西町を除く。)、神石高原町
徳島県	三好市(旧東祖谷山村に限る。)
高知県	いの町(旧本川村に限る。)
(4) 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、5地域に区分されるものとする。	
福島県	いわき市、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町
栃木県	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、さくら市(旧氏家町に限る。)、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、岩舟町、

	高根沢町
新潟県	新潟市、長岡市(旧中之島町、旧三島町、旧与板町、旧和島村、旧寺泊町に限る。)、三条市(旧下田村を除く。)、柏崎市(旧高柳町を除く。)、新発田市、見附市、村上市(旧朝日村を除く。)、燕市、糸魚川市、上越市(旧上越市、旧柿崎町、旧大潟町、旧頸城村、旧吉川町、旧三和村、旧名立町に限る。)、阿賀野市(旧京ヶ瀬村、旧笹神村に限る。)、佐渡市、胎内市、聖籠町、弥彦村、出雲崎町、刈羽村、粟島浦村
長野県	阿智村(旧清内路村に限る。)、大鹿村
宮崎県	椎葉村、高千穂町、五ヶ瀬町
(5) 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、6地域に区分されるものとする。	
宮崎県	都城市(旧山之口町、旧高城町を除く。)、延岡市(旧北方町に限る。)、小林市(旧野尻町を除く。)、えびの市、高原町、西米良村、諸塚村、美郷町、日之影町
鹿児島県	伊佐市、曾於市、霧島市(旧横川町、旧牧園町、旧霧島町に限る。)、さつま町、湧水町
(6) 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、7地域に区分されるものとする。	
茨城県	神栖市(旧波崎町に限る。)
千葉県	銚子市
東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
静岡県	熱海市、下田市、御前崎市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町(旧西伊豆町に限る。)
三重県	尾鷲市、熊野市(旧熊野市に限る。)、御浜町、紀宝町
和歌山県	御坊市、新宮市(旧新宮市に限る。)、広川町、美浜町、日高町、由良町、白浜町、すさみ町、串本町、那智勝浦町、太地町、古座川町
山口県	下関市(旧下関市に限る。)
徳島県	牟岐町、美波町、海陽町
愛媛県	宇和島市(旧津島町に限る。)、伊方町(旧伊方町を除く。)、愛南町
高知県	高知市(旧高知市、旧春野町に限る。)、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、香南市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、いの町(旧伊野町に限る。)、大月町、三原村、黒潮町(旧大方町に限る。)
福岡県	福岡市(博多区、中央区、南区、城南区に限る。)
長崎県	長崎市、佐世保市、島原市(旧島原市に限る。)、平戸市、五島市、西海市、南島原市(旧加津佐町を除く。)、長与町、時津町、小値賀町、佐々町、新上五島町
熊本県	八代市(旧八代市、旧千丁町、旧鏡町に限る。)、水俣市、上天草市(旧松島町を除く。)、宇城市(旧三角町に限る。)、天草市(旧有明町、旧五和町を除く。)、芦北町、津奈木町
大分県	佐伯市(旧佐伯市、旧鶴見町、旧米水津村、旧蒲江町に限る。)

この表に掲げる区域は、平成25年1月31日における行政区画によって表示されたものとする。ただし、括弧内に記載する区域は、平成13年8月1日における旧行政区画によって表示されたものとする。

■q値・m_c値・m_H値算出計算書(定型様式5)

q値・m_c値・m_H値算出計算書の提出は該当者のみです。
様式は自由ですが、「定型様式5」を使用しても構いません。

【q値・m_c値・m_H値算出計算書(定型様式5) 1／5】

定型様式5
(1／5)

(a) 熱的境界屋根

			断面1	断面2	断面3	断面4
			面積比率			
材料名等	熱伝導率λ [W/mK]	厚さd [mm]	材料熱抵抗R (=d/1000/λ)	材料熱抵抗R (=d/1000/λ)	材料熱抵抗R (=d/1000/λ)	材料熱抵抗R (=d/1000/λ)
断面ごと熱抵抗の和(ΣR)						
断面ごと熱貫流率(1/ΣR)						
平均熱貫流率U[W/m ² K]				鉄骨造等の補正熱貫流率U _{rs}		

屋根断熱とする部位の層構成を記入
(当該部位がなければ空白)

(b) 熱的境界天井

			断面1	断面2	断面3	断面4
			面積比率			
材料名等	熱伝導率λ [W/mK]	厚さd [mm]	材料熱抵抗R (=d/1000/λ)	材料熱抵抗R (=d/1000/λ)	材料熱抵抗R (=d/1000/λ)	材料熱抵抗R (=d/1000/λ)
断面ごと熱抵抗の和(ΣR)						
断面ごと熱貫流率(1/ΣR)						
平均熱貫流率U[W/m ² K]				鉄骨造等の補正熱貫流率U _{rs}		

天井断熱とする部位の層構成を記入
(当該部位がなければ空白)

熱抵抗の合計を記入

(1÷熱抵抗の合計)を記入

表面抵抗を含め、
構成材料を記入
(外側→室内側の順)

断面ごとの面積比率による
加重平均にて算出

鉄骨造等の場合に
金属熱橋係数を記入

(c) 熱的境界外壁

			断面1	断面2	断面3	断面4
			面積比率			
材料名等	熱伝導率λ [W/mK]	厚さd [mm]	材料熱抵抗R (=d/1000/λ)	材料熱抵抗R (=d/1000/λ)	材料熱抵抗R (=d/1000/λ)	材料熱抵抗R (=d/1000/λ)
断面ごと熱抵抗の和(ΣR)						
断面ごと熱貫流率(1/ΣR)						
平均熱貫流率U[W/m ² K]				鉄骨造等の補正熱貫流率U _{rs}		

外壁一般部の層構成を記入

断面内にはない材料は空白とする

通気層がある場合、通気層より
内側の表面と材料を記入

(d) 熱的境界外壁(階間ふところ部など)

			断面1	断面2	断面3	断面4
			面積比率			
材料名等	熱伝導率λ [W/mK]	厚さd [mm]	材料熱抵抗R (=d/1000/λ)	材料熱抵抗R (=d/1000/λ)	材料熱抵抗R (=d/1000/λ)	材料熱抵抗R (=d/1000/λ)
断面ごと熱抵抗の和(ΣR)						
断面ごと熱貫流率(1/ΣR)						
平均熱貫流率U[W/m ² K]				鉄骨造等の補正熱貫流率U _{rs}		

階間部分の外壁構成を記入

【q値・m_c値・m_H値算出計算書(定型様式5) 2/5】

定型様式5
(2/5)

(e) 熱的境界床(床断熱の場合)

			断面1	断面2	断面3	断面4
			面積比率			
材料名等	熱伝導率λ [W/mK]	厚さd [mm]	材料熱抵抗R (=d/1000/λ)	材料熱抵抗R	材料熱抵抗R	材料熱抵抗R
主に1階床の層構成を記入						
断面ごと熱抵抗の和(ΣR)						
断面ごと熱貫流率(1/ΣR)						
平均熱貫流率U[W/m ² K]				鉄骨造等の補正熱貫流率U _{rs}		

(f) 熱的境界基礎壁(基礎断熱の場合。GL+400mm超の部分)

			断面1	断面2	断面3	断面4
			面積比率			
材料名等	熱伝導率λ [W/mK]	厚さd [mm]	材料熱抵抗R (=d/1000/λ)	材料熱抵抗R	材料熱抵抗R	材料熱抵抗R
断面ごと熱抵抗の和(ΣR)						
断面ごと熱貫流率(1/ΣR)						
平均熱貫流率U[W/m ² K]				鉄骨造等の補正熱貫流率U _{rs}		

(g) 熱的境界基礎・土間(基礎断熱の場合)

基礎等の立ち上がり部分の 室外側に設置する断熱材	断熱材名称 熱伝導率λ ₁ [W/mK]、厚さd ₁ [mm]、熱抵抗R ₁ 地盤面より下の施工深さW ₁ [m]				
基礎等の底盤部分の 室内側に設置する断熱材	断熱材名称 熱伝導率λ ₂ [W/mK]、厚さd ₂ [mm]、熱抵抗R ₂ 水平方向の折り返し寸法W ₂ [m]				
基礎等の底盤部分の 室内側に設置する断熱材	断熱材名称 熱伝導率λ ₃ [W/mK]、厚さd ₃ [mm]、熱抵抗R ₃ 水平方向の折り返し寸法W ₃ [m]				
基礎等の立ち上がり部分の 室外側に設置する断熱材	断熱材名称 熱伝導率λ ₄ [W/mK]、厚さd ₄ [mm]、熱抵抗R ₄				
地盤面からの基礎等の寸法H ₁ [m]、地盤面からの基礎等の底盤等上端までの寸法H ₂ [m]					
周長あたりの熱貫流率U _c [W/mK]					

(h) その他の熱的境界部位

			断面1	断面2	断面3	断面4
			面積比率			
材料名等	熱伝導率λ [W/mK]	厚さd [mm]	材料熱抵抗R (=d/1000/λ)	材料熱抵抗R	材料熱抵抗R	材料熱抵抗R
層構成の種類が多く、記入欄が不足した場合に、 部位名及び層構成を記入						
断面ごと熱抵抗の和(ΣR)						
断面ごと熱貫流率(1/ΣR)						
平均熱貫流率U[W/m ² K]				鉄骨造等の補正熱貫流率U _{rs}		

【q値・m_c値・m_H値算出計算書(定型様式5) 3/5】

建築地地域区分に合わせて
方位係数を記入すること
※表中の数字は地域区分1の場合

(1) 熱的境界屋根・天井・外壁・床等およびドア

定型様式5
(3/5)

部位	方位・隣接空間	熱貫流率 U(+U _{rs}) [W/m ² K]	日射熱 取得率 η =0.034U	面積 A [m ²]	温度差 係数H	A・U・H	冷房期 方位係数 ν _c	冷房期 日射熱 取得量 ν _c ・A・η	暖房期 方位係数 ν _H	暖房期 日射熱 取得量 ν _H ・A・η
熱的境界屋根	上				1.0		1.000		1.000	
熱的境界天井	小屋裏				1.0		1.000		1.000	
熱的境界外壁	北	鉄骨造のときは補正熱貫流率U _{rs} を加えた値とする			1.0		0.329		0.260	
	北東				1.0		0.430		0.333	
	東				1.0		0.545		0.564	
	南東				1.0		0.560		0.823	
	南				1.0		0.502		0.935	
	南西				1.0		0.526		0.790	
	西				1.0		0.508		0.535	
	北西				1.0		0.411		0.325	
熱的境界外壁 (階間ふところ)	南				1.0		0.329		0.260	
	南西				1.0		0.430		0.333	
	西				1.0		0.545		0.564	
	北西				1.0		0.560		0.823	
	北				1.0		0.502		0.935	
	北東				1.0		0.526		0.790	
	東				1.0		0.508		0.535	
	南東				1.0		0.411		0.325	
熱的境界基礎壁 (GL+400mm超の部分)	南				1.0		0.329		0.260	
	南西				1.0		0.430		0.333	
	西				1.0		0.545		0.564	
	北西				1.0		0.560		0.823	
	北				1.0		0.502		0.935	
	北東				1.0		0.526		0.790	
	東				1.0		0.508		0.535	
	南東				1.0		0.411		0.325	
熱的境界床	外気				1.0		0.000		0.000	
	床下				0.7		0.000		0.000	
熱的境界ドア (方位および方位係数も記入すること)					1.0					
					1.0					
					1.0					
その他の熱的境界 (温度差係数・方位および方位係数も記入すること)										
			Σ A=		Σ AUH=		Σ ν _c A η=		Σ ν _H A η=	

【q値・m_c値・m_H値算出計算書(定型様式5) 4/5】

(2)熱的境界基礎・土間

定型様式5
(4/5)

部位	方位・隣接空間	熱貫流率U [W/mK]	周長L [m]	面積A [m ²]	温度差係数H	L・U・H
基礎	外気				1.0	
	床下				0.7	
土間床	地盤					
			ΣA=		ΣLUH=	

fc、f_Hは建物実況に応じて算出してもよいが、
fc=0.93、f_H=0.51を定数として用いてもよい

(3)熱的境界窓

窓は1つずつ記入すること

窓No.	設置室	方位	熱貫流率U [W/m ² K]	日射熱取得率η	面積A [m ²]	温度差係数H	A・U・H	冷房期方位係数ν _c	冷房期補正係数f _c	冷房期日射熱取得量 ν _c ・A・η・f _c	暖房期方位係数ν _H	暖房期補正係数f _H	暖房期日射熱取得量 ν _H ・A・η・f _H
									0.93			0.51	
									0.93			0.51	
									0.93			0.51	
									0.93			0.51	
5									0.93			0.51	
6									0.93			0.51	
7									0.93			0.51	
8									0.93			0.51	
9									0.93			0.51	
10									0.93			0.51	
11									0.93			0.51	
12									0.93			0.51	
13									0.93			0.51	
14									0.93			0.51	
15									0.93			0.51	
16									0.93			0.51	
17									0.93			0.51	
18									0.93			0.51	
19									0.93			0.51	
									0.93			0.51	
			ΣA=		ΣAUH=			Σν _c Aη=			Σν _H Aη=		

RC造・鉄骨造等の場合に記入すること

(4)構造熱橋部

部位	方位・隣接空間	線熱貫流率Ψ [W/mK]	日射熱取得率η =0.034Ψ	周長L [m]	温度差係数H	L・Ψ・H	冷房期方位係数ν _c	冷房期日射熱取得量 ν _c ・L・η	暖房期方位係数ν _H	暖房期日射熱取得量 ν _H ・L・η
構造熱橋部										
					ΣLΨH=		Σν _c Aη=		Σν _H Aη=	

(5)集計値

部位等	面積(ΣA)	熱損失 (ΣAUH、ΣLUH、ΣLΨH)	冷房期日射熱取得 (Σν _c Aη)	冷房期日射熱取得 (Σν _H Aη)
熱的境界屋根・天井・外壁・床等およびドア				
熱的境界基礎・土間				
熱的境界窓				
構造熱橋部				
合計				
		↑q値	↑m _c 値	↑m _H 値

一次エネルギー消費量の算出に使用

【q値・m_c値・m_H値算出計算書(定型様式5) 5／5】

定型様式5
(5／5)

(1)主たる居室

室名	床面積 [m ²]
小計	

(2)その他の居室

室名	床面積 [m ²]
小計	

(3)非居室

室名	床面積 [m ²]
小計	
合計	

■ リース等料金計算書（定型様式6）

「リース等料金計算書」の提出は該当者のみです。

【リース等料金計算書(定型様式6)】

リース等契約書(案)と
整合性を取ることに

定型様式6

リース等料金計算書

1. リース等契約期間

リース等 期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
	年 カ月間

2. リース等料金計算

	費用項目	補助金ありの場合 (補助金適用後の金額)	補助金なしの場合 (補助金適用前の金額)
(A)	リース等契約工事金額 [合計]	円[税抜]	
(B)	補助金交付申請予定額 [合計]	円	円 (対象費用の1／3)
(C)	補助金充当後の額 [合計] (A)－(B)	円 [税抜]	円 [税抜]
(D)	リース等保険料・諸税等	円 [税抜]	円 [税抜]
(E)	金利	%	%
(F)	金利(金額)	円 [税抜]	円 [税抜]
(G)	リース料等総額	円 [税抜]	円 [税抜]

補助金がありの場合と
なしの場合の両方を算出

※補助限度額 一戸あたり150万円

■ 個別クレジット契約による補助金に関する取決書(定型様式7)

【個別クレジット契約による補助金に関する取決書(定型様式7)】

「個別クレジット契約による補助金に関する取決書」の提出は該当者のみです。

定型様式7

一般社団法人 環境共創イニシアチブ 御中

平成 年 月 日

住宅省エネルギー促進事業費補助金
個別クレジット契約による補助金に関する取決書

申請者 氏

様式第1と同一住所氏名
であること

住所

氏名

実印

申請者は、一般社団法人 環境共創イニシアチブ(以下、SIIという)が交付する住宅省エネルギー促進事業費補助金に申請する一連の工事(材料費・工事費含む)を、下記個別信用購入あっせん関係受領契約(以下、個別クレジット契約という)により購入し補助金申請を行う場合、次に定める事項をSIIと約し、遵守するものとします。

1. 申請者は、使用者として法定耐用年数以上は、適切に補助対象製品(高性能建材、蓄電システム、高効率給湯機)の管理を行います。
2. 申請者は、補助金を受給した際に、当該補助金を個別クレジット契約に基づく債務の弁済金にあてるものとします。
3. 申請者は上記1、2および補助金の申請に関する規定について、SIIの定めに従うものとします。
なお申請者がSIIの定める事項に違反した場合は、申請者は受給した補助金を速やかに返還いたします。

利用するクレジット会社名と
契約番号を記入

記

取扱クレジット会社名	クレジット契約番号

※取扱クレジット会社名及びクレジット契約番号が不明の場合は空欄で可とする。
ただし、分かり次第速やかに日付を修正した上で、本様式を使用しSIIへ再提出をすること。

以上

